

# 成果説明書兼事業評価書

## 1 はじめに

事業評価結果については、所管課で実施した評価を基に担当部長までの評価を行い、前年度に実施した事業の成果・効果等の分析を行ったものである。この結果は、各担当課において事業の改善や見直しなどに活用していく。市としての対応等（各事業の今後の方針及び方向性）については、予算編成において決定していくこととなる。

## 2 主要な事業一覧

会計	款	項	目	事業名称	令和3年度所管課
01	02	01	01	古河市PR「古河大使」事業	シティプロモーション課
01	02	01	01	公共施設等総合管理推進事業	財産活用課
01	02	01	06	市有財産管理事業	財産活用課
01	02	01	06	公共施設包括管理事業	財産活用課
01	02	01	07	若者・子育て世帯定住促進奨励事業	シティプロモーション課
01	02	01	07	定住促進サポート事業	シティプロモーション課
01	02	01	07	SDG s 推進事業	企画課
01	02	01	07	未来産業用地開発事業	プロジェクト推進課
01	02	01	07	文化施設整備推進事業	プロジェクト推進課
01	02	01	07	(仮称) 総和地域交流センター整備推進事業	プロジェクト推進課
01	02	01	07	フィルムコミッション推進事業	シティプロモーション課
01	02	01	07	シティプロモーション推進事業	シティプロモーション課
01	02	01	08	IT活用推進事業	IT戦略課
01	02	01	11	交通事故防止対策事業	交通防犯課
01	02	01	12	防犯対策事業	交通防犯課
01	02	01	12	防犯灯整備事業	交通防犯課
01	02	01	12	空家対策事業	交通防犯課
01	02	01	18	デマンド交通運行事業	交通防犯課
01	02	01	18	循環バス運行事業	交通防犯課
01	03	01	01	社会福祉団体活動支援事業	福祉推進課
01	03	01	01	配偶者暴力相談支援センター事業	子育て包括支援課
01	03	01	01	生活困窮者自立支援事業	福祉推進課
01	03	01	01	地域福祉計画推進事業	福祉推進課
01	03	01	02	障害者地域生活支援事業	障がい福祉課
01	03	01	02	社会参加活動支援事業	障がい福祉課
01	03	01	02	障害者地域福祉事業	障がい福祉課
01	03	01	04	医療費助成（市単）事業	国保年金課
01	03	02	03	シルバー人材センター運営助成事業	高齢介護課
01	03	02	03	敬老事業	高齢介護課
01	03	02	03	老人クラブ活動助成事業	高齢介護課
01	03	02	03	ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業	高齢介護課
01	03	02	03	自立支援事業	高齢介護課
01	03	02	03	通院等助成事業	高齢介護課
01	03	02	03	成年後見制度推進事業	高齢介護課
01	03	02	04	老人福祉センター「せせらぎの里」運営事業	高齢介護課
01	03	02	04	古河老人福祉センター運営事業	高齢介護課
01	03	03	01	0・1・2保育ルーム事業	子ども福祉課
01	03	03	01	家庭児童相談事業	子育て包括支援課
01	03	03	01	三人乗り自転車貸出事業	子ども福祉課
01	03	03	01	ひとり親家庭等総合支援事業	子ども福祉課
01	03	03	01	子育て拠点施設西側民活導入支援事業	子ども福祉課
01	03	03	01	結婚新生活支援事業	子ども福祉課
01	03	03	02	児童手当支給事業	子ども福祉課
01	03	03	03	児童扶養手当支給事業	子ども福祉課
01	03	03	04	一時預かり事業	子ども福祉課
01	03	03	04	地域子育て支援センター事業	子ども福祉課
01	03	03	04	公立保育所長寿命化事業	子ども福祉課
01	03	03	05	民間特別保育事業	子ども福祉課
01	03	03	05	民間保育園等施設整備事業	子ども福祉課
01	03	03	05	民間保育所地域子育て支援拠点事業	子ども福祉課
01	03	03	06	古河第三小学校児童クラブ施設整備事業	子ども福祉課
01	03	05	01	災害福祉事業	福祉推進課

01	04	01	02	小児任意予防接種助成事業	健康づくり課
01	04	01	03	母子保健事業	子育て包括支援課
01	04	01	03	妊娠・出産包括支援事業	子育て包括支援課
01	04	01	03	不妊治療費助成事業	子育て包括支援課
01	04	01	03	新生児聴覚検査費助成事業	子育て包括支援課
01	04	01	10	斎場施設機能整備事業	環境課
01	07	01	02	企業立地推進事業	商工観光課
01	07	01	02	企業誘致推進事業	商工観光課
01	08	03	01	都市計画決定・見直し事業	都市計画課
01	08	03	02	筑西幹線道路整備事業	都市計画課
01	08	03	02	新4号国道アクセス道路整備事業	都市計画課
01	08	03	02	桜町上辺見線南町工区整備事業	都市計画課
01	08	03	03	駅南土地区画整理事業	区画整理課
01	09	01	02	消防団活動事業	消防防災課
01	09	01	03	駅西口地区消防施設整備事業	消防防災課
01	09	01	05	防災訓練事業	消防防災課
01	09	01	05	防災行政無線等維持管理事業	消防防災課
01	09	01	05	災害対策事業	消防防災課
01	10	01	02	学校図書館支援事業	指導課
01	10	01	03	教育研究等補助事業	教育総務課
01	10	01	03	日本語指導を要する児童生徒支援事業	指導課
01	10	01	03	理科教育推進事業	指導課
01	10	01	03	英語教育推進事業	指導課
01	10	01	03	心の相談等事業	指導課
01	10	01	03	特別支援教育推進事業	指導課
01	10	01	03	学校教育支援事業	指導課
01	10	01	03	I C T教育推進事業	指導課
01	10	02	01	小学校施設管理事業	学校教育施設課
01	10	02	01	小学校教育 I C T整備事業	学校教育施設課
01	10	02	02	小学校教材整備事業	学校教育施設課
01	10	03	01	中学校施設管理事業	学校教育施設課
01	10	03	01	中学校教育 I C T整備事業	学校教育施設課
01	10	03	02	中学校教材整備事業	学校教育施設課
01	10	03	02	中学校行事特別活動等助成事業	教育総務課
01	10	03	03	中学校施設長寿命化改良事業	学校教育施設課
01	10	04	02	家庭教育推進事業	生涯学習課
01	10	04	03	青少年健全育成事業	生涯学習課
01	10	04	03	子ども夢交付金事業	生涯学習課
08	03	01	01	介護保険特別事業（サービス事業費）	高齢介護課
08	03	01	02	介護保険特別事業（介護予防ケアマネジメント事業費）	高齢介護課
08	03	02	01	介護保険特別事業（一般介護予防事業）	健康づくり課
08	03	03	04	介護保険特別事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費）	高齢介護課
08	03	03	05	介護保険特別事業（任意事業費）	高齢介護課
10	01	01	01	古河駅東部土地区画整理事業	区画整理課
10	01	01	02	古河駅東部街路事業	区画整理課
				I T戦略プラン策定事業	IT戦略課

【会計区分】

01：一般会計

08：介護保険特別会計(保険事業勘案)

10：古河駅東部土地区画整理事業特別会計

※空欄はゼロ予算事業

事業名称	古河市PR「古河大使」事業				所管課	シティプロモーション課		
章	07	【行財政】古河(まち)づくりを支える行政経営			事業コード	10310		
政 策	02	まちの活力アップにつなげるシティプロモーション			事業期間	平成19年度～		
施 策	01	市民に魅力が伝わるシティプロモーション						
取 組	01	シティプロモーションの推進						
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 01	事業 12	根拠法令	古河大使要綱

実施経緯	市の魅力を広く内外に紹介するため、市出身または市にゆかりのある著名人を「古河大使」として委嘱している。 現在、古河大使は永井路子氏、樋口真嗣氏、渡辺徹氏、仁志敏久氏、春風亭柳橋氏、浅野恭司氏の6名				決算額(千円)			
					令和2年度		令和3年度	
					42		52	
					対象	大使は市出身または市にゆかりがある著名な人。大使活動の対象は、市民と市外居住者		

手 段	令和3年度		指標名等	単位	当初目標値	実績値
	古河大使との面会等交流 広報紙への掲載 古河大使名刺作成 特産品贈呈 大使とタイアップした企画の検討	活動 指標 (手段)	古河大使との面会等交流	古河大使との面会及び電話等による交流	回	3.00
広報紙への掲載			古河大使の活動について広報紙で情報発信する	回	2.00	7.00
古河大使名刺作成			市のPR時に使用する名刺の作成 1人100枚/年	枚	100.00	100.00

目 的	令和3年度		指標名等	単位	当初目標値	実績値
	市の魅力を広く内外に紹介してもらうことにより、知名度やイメージの向上、市民の郷土への親しみや愛着の高揚を図ることを目的とする。市外へは市の魅力を紹介し、市民には市への興味関心を促し、更に市への理解を深めてもらう。	成果 指標 (目的)	古河大使登録数(累計)	古河大使登録数(累計)	人	6.00
市内等での活動回数			古河大使の市内等での活動や古河大使に関するイベントの回数	回	2.00	6.00

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変化等)	
-------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 市内外に著名な方に古河大使として様々な活動をお願いすることは、市のPRに効果的であるため、手段としては適切と言える。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) コロナ禍により直接集客するイベント等への参加は困難であったが、オンラインイベントやSNSでの特産品のPRなど市のイメージアップに大きく繋がっている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 古河大使として新たな候補者を検討するとともに、SNSでの紹介等、現在の大使にも更なる古河市のPRや活動の拡大を依頼していく。
-------------------	--

事業名称	公共施設等総合管理推進事業					所管課	財産活用課
章	07	【行財政】古河(まち)づくりを支える行政経営				事業コード	13644
政 策	01	行政経営マネジメント体制の確立				事業期間	平成26年度～
施 策	03	公共施設等の一体的なマネジメントの推進					
取 組	01	公共施設の全体最適化					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 01	事業 21	根拠法令 インフラ長寿命化基本計画 (H25.11) 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 (H26.4)

実施経緯	平成25年11月に国においてインフラ長寿命化基本計画を策定し、各インフラを所管する者が施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な取り組みの方向性を明らかにすることになった。さらに、平成26年4月には、国から公共施設等総合管理計画の策定要請があり、市においても「FM基本方針」及び「分野別施設方針」を策定したところであり、全庁的にファシリティマネジメントを推進していくものである。令和元年度に公共施設適正配置基本計画を策定し、今後は都市計画マスタープラン、立地適正化計画など、関連計画との整合を図っていく。なお、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく個別施設計画としても位置付ける。		決算額 (千円)			
			令和 2年度		令和 3年度	
			1,544		935	
			対象	公共施設等 (土地、建物、インフラ資産) 市民 (公共施設等利用者)		

手 段	令和 3年度		指標名等			
	活動 指標 (手段)		単位	当初目標値	実績値	
○ファシリティマネジメントの推進 ○適正配置基本計画の進行管理 ○FM推進会議等の開催 ○庁内FM研修等の実施 ○地域別適正配置計画の策定 ○市民への情報提供	活動 指標 (手段)	FM推進会議等の開催	回	5.00	1.00	
		庁内FM研修の実施	回	2.00	0.00	

目 的	成果 指標 (目的)	指標名等			
		単位	当初目標値	実績値	
・中長期的な公共施設等の更新費用の課題に対応していくためにも、公共施設の量や質の改革の推進を図る。 ・今後の人口動向や人口構造を見据え、公共施設の必要性や有効性等を検証し、用途転用や遊休スペースの有効活用を図る。 ・道路や橋りょう等のインフラ資産は、機能の健全性を維持しつつ、長寿命化対策や更新時期の分散化を図るなど、持続可能なインフラ資産の安定管理を図る。	成果 指標 (目的)	適正配置基本計画に沿った取組み施設数	件	1.00	1.00

計画時 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>古河市FM基本方針、分野別施設方針 計画期間：平成27年度から40年間</li> <li>古河市公共施設適正配置基本計画 計画期間：令和2年度から10年間</li> </ul>	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	【計画名】公共施設適正配置基本計画 【計画期間】2020年度(令和2年度)から2029年度(令和11年度)までの10年間 【対象施設】インフラ資産以外の公共建築物189施設
-------------	---	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 適正配置基本計画にて検討とした施設(学校施設以外)について、各施設担当課と課題解決に向け情報の共有を図った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 図書館について、適正配置基本計画の施設評価の結果に基づき、具体的な対応方針として、図書館施設の長寿命化計画策定に向けて道筋を整理した。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 老朽化に伴い利用、運営等に支障が生じるなど、施設改修のタイミングが生じた施設については本計画の方針に基づきその施設を含めた面的な視点から周辺施設との集約、複合化等を視野に入れ進行管理に努める。また、毎年度計画の進捗状況等について点検・検証するとともに、国の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」等に基づき、公共施設の脱炭素化の推進方針などを反映させた古河市公共施設等総合管理計画の見直しを図っていくものとする。
-------------------	---

事業名称	市有財産管理事業					所管課	財産活用課
章	07	【行財政】古河(まち)づくりを支える行政経営				事業1-ド	430
政 策	01	行政経営マネジメント体制の確立				事業期間	
施 策	03	公共施設等の一体的なマネジメントの推進					
取 組	03	公有財産の有効活用					
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	根拠法令
			02	01	06	04	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

実施経緯	<p>・公有財産及び物品について、年2回の財産状況調べを行い、適正な管理に努めている。</p> <p>・令和2年12月に古河市市有財産利活用基本方針を策定し、行政財産・普通財産を問わず全てを古河市の経営資産として捉え、将来を見据えた取組みを実施する。</p>	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		6,722	6,167
		対象 公有財産(行政財産・普通財産)及び物品	

手 段	令和3年度	活動指標(手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	公有財産管理システムを使用した財産台帳の整備 賃貸借契約等による有償貸付及び無償貸付 一般競争入札や随意契約による売却 公共施設のネーミングライツの導入 一部業務委託による財産管理(除草作業等)			普通財産(処分計画地)売払入札等実績 普通財産(処分計画地)売払入札等件数	件	2.00
			普通財産の貸付件数	件	97.00	97.00
			ネーミングライツでの命名権公募施設数	件	32.00	31.00

目 的	市が推進しているファシリティマネジメントの観点から、土地や建物などの市有財産の管理・処分における現状と課題を把握し、その利活用に関する基本的な方針を定める必要があり、これらの情報を広く市民や企業に公表することで、古河市財産の適正な管理と公平公正で透明性のある利活用を推進する。	成果指標(目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			入札や随意契約による普通財産(処分計画地)売払実績 入札や随意契約による普通財産(処分計画地)売払件数	件	2.00	1.00
			ネーミングライツ導入施設数	件	3.00	9.00

計画時特記事項	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
---------	--------------------------------

評価結果(評価コメント)	手 段(活動)	(活動内容は適正であったか) 公有財産管理システムにより、市有財産(土地、建物及び物品)を適正に管理した。賃貸借契約等による貸付、除草作業等の業務委託、古河市市有財産利活用基本方針など、活動内容は適正であった。
	目 的(成果)	(目的はどの程度達成されたか) 古河市市有財産利活用基本方針に基づき、ネーミングライツ事業者の募集を行い19施設で契約を締結した。公共施設内の遊休スペースの活用については、自動販売機の貸付や情報モニターの設置など継続的に行ってきた。

今後の対応(改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 古河市市有財産利活用基本方針に基づき、今後もネーミングライツ事業の推進をはじめ、未利用地財産の多様な処分方法の導入や積極的な貸付による利活用方針を提示していく必要がある。
---------------	---

事業名称	公共施設包括管理事業					所管課	財産活用課
章	07	【行財政】古河(まち)づくりを支える行政経営				事業1-ド	13973
政 策	01	行政経営マネジメント体制の確立				事業期間	令和 2年度～令和 4年度
施 策	03	公共施設等の一体的なマネジメントの推進					
取 組	04	計画的保全の推進					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 06	事業 13	根拠法令 古河市公共施設等総合管理基本方針

実施経緯	<p>公共施設の維持管理はこれまで各施設にそれぞれの仕様をもち維持管理委託業務を発注してきたが、その仕様については管理水準が異なる仕様が見受けられた。また、施設の不具合や問題点も各所管課内でとどまり全庁的な共有がされず、突発的・単発的な予算要求となり、グロスの視点での施設管理が出来ていないのが現状である。</p> <p>そのような中、民間事業者のノウハウを活用し、市が保有する公共施設の維持管理に必要な保守、点検等に係る業務を包括的に管理（委託）することで、当該業務の実施水準の向上、効率化等を図るとともに、将来の公共施設マネジメントに資することを目的とする。</p>					決算額（千円）		
						令和 2年度		令和 3年度
						132,000		135,729
						対象	庁舎機能を有する6施設 ・古河、総和、三和庁舎 ・健康の駅 ・福祉の森 ・三和地域福祉センター	

手 段	令和 3年度		指標名等	単位	当初目標値	実績値
	○公共施設包括管理業務による管理 ○設備保守点検業務 ○修繕業務（50万円未満） ○巡回点検・簡易修繕 ○定例会の実施 （包括事業者＋施設担当課＋財産活用課） ○12条法定点検の実施（対象施設）	活動 指標 （手段）	業務仕様書の統一化、維持管理水準の向上	回	6.00	3.00
定例会（包括事業者＋施設担当課＋財産活用課）の実施	業務仕様書の統一化、維持管理水準の向上 定例会（包括事業者＋施設担当課＋財産活用課）の実施					
目 的	市が保有する公共施設を市民共有の財産、市の貴重な経営資源として捉えた上で、市行政全般において総合的な視点による「ファシリティマネジメント」の考え方を導入し、公共施設の適正な管理及び活用を推進している。 公共施設の維持管理に必要な保守点検業務を包括的に委託することで、当該業務の実施水準の向上、効率化等を図るとともに、将来にわたって持続可能な公共施設の管理運営につなげる。		指標名等	単位	当初目標値	実績値
			統一化した仕様書の数	件	86.00	86.00
			修繕計画の提出	件	1.00	1.00

計画時 特記事項	債務負担（R1～R4年度）	評価時 特記事項 （評価時に必要な追加説明、環境変化等）
-------------	---------------	------------------------------------

評価結果 （評価 コメント）	手 段 （活動）	（活動内容は適正であったか） 当初目標値では定例会を6回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため必要最小限で3回の実施となった。不足した分は電話・メール等で対応し、業務仕様書の適正化、維持管理水準の向上を目指した。
	目 的 （成果）	（目的はどの程度達成されたか） 三和庁舎空調改修工事、福祉の森の温泉事業の廃止、定期清掃の清掃場所の見直し等により、現状に合った仕様書の変更を行った。 修繕計画については設備関係の計画書が提出されたが、建物事態の修繕計画は含まれてない部分もあるため、修正が必要である。
今後の対応 （改善・改革案）	（事業を改善・改革するための今後の対応はなにか） 令和4年度に契約が満了となるため、2期目の契約に向け業務を進める。 2期目の契約では今回、盛り込まなかった業務の追加、管理システムの導入などの検討を行う。	

事業名称	若者・子育て世帯定住促進奨励事業				所管課	シティプロモーション課	
章	04	【産業労働】活力とにぎわいのある古河(まち)をつくる			事業1-ド	13981	
政 策	02	地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致			事業期間	平成27年度～	
施 策	02	企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進					
取 組	03	企業誘致にともなう定住促進					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 07	事業 18	根拠法令 古河市若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱

実施経緯	平成27年度から、企業誘致による立地企業の従業員をはじめ関連企業の従業員等の市内への定住を促進するために事業を開始。平成28年10月からは、市内在住の世代間の相互扶助を推進し若者・子育て世帯の市外流出に歯止めを掛けるために、二世帯同居等による奨励金の交付を実施することとなった。令和3年度からは交付対象要件を3年度以内に転入した方とするなど、交付金額も含め制度の見直しを行った。				決算額(千円)			
					令和2年度		令和3年度	
					120,091		57,800	
					対象	転入者であって、若者(39歳以下)・子育て(15歳以下の子どもを養育する)世帯の方市内在住者で、親世帯と同居をすることを目的に新たに住宅を取得する方		

手 段	令和3年度 若者・子育て世帯定住促進奨励金の交付 転入者住宅取得奨励金(新築・中古) 市内業者施工による奨励金(新築・中古) 区画整理事業保留地取得による奨励金 二世帯同居等による奨励金	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			相談件数	件	500.00	499.00
			交付決定件数	件	174.00	168.00

目 的	企業誘致に伴う転入者をはじめ、市外からの若者・子育て世帯の市内定住を促す。市内在住者を対象に、世代間の相互扶助・市内産業の振興を目的とし、若者世帯の市外流出に歯止めを掛け市内への定住を促進する。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			奨励金を利用した転入者数	人	520.00	484.00
			社会増減 転出者が増えないよう0の維持	人	0.00	13.00

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	交付要件や交付金額を変更するなど制度を一部見直し、令和5年度まで事業を延長する。
-------------	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 少子高齢化と人口減少が顕著となる中、他自治体においても類似の事業を行っている。市自体の魅力アップに努める一方、移住検討者に対する優遇策として有効な手段である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 令和3年度交付実績 168件 5,780万円 交付世帯の転入者数 484人と、要綱改正で該当要件が変更となったことにより当初目標にわずかに届かなかったが、令和3年度の社会増減は+13人となるなど、令和2年度の+58人に引き続き社会増減はプラスとなっている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 本事業は要綱改正により令和5年まで制度を延長したが、人口増につながる、または転出者を増やさないような効果的な定住促進施策を引き続き検討し、若い年代の市民の増加を図っていく。
-------------------	--



事業名称	定住促進サポート事業				所管課	シティプロモーション課	
章	04	【産業労働】活力とにぎわいのある古河(まち)をつくる			事業1-ド	13982	
政 策	02	地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致			事業期間	平成27年度～	
施 策	02	企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進					
取 組	03	企業誘致にともなう定住促進					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 07	事業 19	根拠法令 古河市若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱

実施経緯	<p>平成27年度及び平成28年度は市内立地企業の従業員の市外からの定住を促すため、市内見学会・相談会を実施。また平成27年度から平成29年度にかけて制度PRのためにJR車内等への中吊り広告、主要駅へのポスター掲示を行った。</p> <p>平成30年度及び令和元年度は市内外のイベントに参加しPRを実施した。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが開催されずPRが行えなかったが、令和3年度は、従来の集客型イベントに代わりオンラインイベントを中心にPRを実施した。</p>		決算額(千円)	
			令和2年度	令和3年度
			588	405
			対象	古河市に転入予定の方、また市内への移住を検討している方

手 段	令和3年度	活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	P R 冊子「古河noトリセツ」での古河市P Rおよび新規立地企業の社員へのP R オンラインツアーや移住説明会での定住促進P R		P R イベント実施	回	2.00	11.00

目 的	従来からの企業誘致に伴う若者・子育て世帯の定住促進に加え、広く市外からの定住を促進するために市内外で開催されるイベント等に参加し、市の魅力や定住促進奨励金制度をPRし、市内への定住を促す。	成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			P R イベント等での相談件数	件	150.00	130.00

計画時特記事項	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	令和3年度はコロナの感染状況により、集客型イベントとオンラインイベントを使い分けて実施した。 令和4年度から本事業と企画課「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業」を統合し、シティプロモーション課「移住定住推進事業」として実施する。
---------	--------------------------------	---

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) コロナ禍により、従来のイベントに代わり開催されたオンラインイベントに参加し、古河市の魅力や定住奨励策を広く伝えることは、人口減少の状況下においては必要であり適正である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) コロナ禍により集客型イベントに代わり開催されたオンラインイベントに参加し、PRを行った。また、オンラインツアーの他にバスツアーも開催し、首都圏からの参加者に対し市の魅力をPRした。特に、住宅雑誌での奨励金制度の紹介や住宅金融支援機構との連携による東京駅や水戸駅でのデジタルサイネージ広告・新聞広告では、より広い対象者にPRすることができた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) コロナの感染状況をよく見極め、オンラインイベントと従来の集客型イベントを並行して行い、広く市の魅力をPRすることで移住定住を促す。
-------------------	---

事業名称	SDGs推進事業					所管課	企画課
章	07	【行財政】古河(まち)づくりを支える行政経営			事業1-ド	14015	
政 策	01	行政経営マネジメント体制の確立			事業期間	令和2年度～令和12年度	
施 策	01	実効性の高いPDCAサイクルの確立					
取 組	04	国際目標(SDGs)の推進					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 07	事業 21	根拠法令

実施経緯	SDGsは2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、日本でも内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が2016年5月に設置され、全国各地で企業、自治体による取り組みが進められている。2019年は古河市においても職員向けのセミナーを開催し、2020年からは市の総合計画をはじめとする各種計画への関連付けを行っている他、市としても推進宣言を行い、関係機関との連携に向けた協議等も進めている。					決算額(千円)			
						令和2年度		令和3年度	
						0		9	
						対象	市民、行政、企業、各種団体		

手 段	令和3年度 職員向け研修の開催 市民・企業向けフォーラムの開催 関係機関との覚書等の締結 姉妹都市との連携 各種プロモーションの実施 地域企業、団体等との連携 各種計画への関連付け	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			研修・フォーラムの開催数	回	3.00	4.00
目 的	従来の目標よりも更に広い視点による環境、経済、社会に関する17ゴールと169のターゲットで構成されるSDGsという新たな目標を設定することにより地域の課題を見直し、市民、行政、企業が連携しながら地域づくりに取り組むことで、市の持続可能な発展を目指す。	成果 指標 (目的)	SDGsに関する連携協力機関数	団体	2.00	6.00
			各種プロモーション活動の実施回数	回	10.00	12.00
			研修・フォーラムへの参加者数	人	75.00	124.00
			関係機関等との連携活動(情報交換等含む)実施数	回	10.00	14.00
			職員のSDGs認知・理解率	%	85.00	87.50

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)
-------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) コロナ禍により、フォーラムについては未実施だが、対象者を限定し青少年や職員向け研修を行った。 JICA筑波とのSDGsの推進に関する覚書締結や、SDGsパートナー登録制度を開始するなど市内外の機関と連携を行った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 研修内容などには苦慮したが、回数及び参加者数は、目標を達成することができた。また、参加者からはSDGsについての理解が得られたと回答が多かった。プロモーション活動は、市公式HPや市公式YouTubeで公開しているがより多くの方へSDGsについて理解し取組ができるよう更なる普及啓発を行いたい。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後は、SDGsパートナー制度の周知をし仲間を増やしていくと共に、登録パートナーの交流や学習会を実施しネットワークを構築していく。SDGsに関する認識は様々であるため、市民や職員など幅広くSDGs推進を理解してもらい、あらゆるレベルで人々がゴール達成に向けた取組ができるよう情報発信し普及啓発を行う必要がある。	

事業名称	未来産業用地開発事業				所管課	プロジェクト推進課		
章	04	【産業労働】活力とにぎわいのある古河(まち)をつくる			事業1-ド	14018		
政 策	02	地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致			事業期間	令和 2年度 ~		
施 策	02	企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進						
取 組	02	企業立地の推進						
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 07	事業 23	根拠法令	地域未来投資促進法

実施経緯	圏央道境古河インターチェンジ周辺における企業の高い立地ニーズを背景に、その近接エリアを候補地として、県の支援制度である未来産業基盤強化プロジェクトを活用し、新たな産業用地の創出に取り組む。 令和2年度、令和3年度に実施した開発手法に係る調査結果をもとに、新たな産業用地の候補地を「東山田・谷貝地区」とし、地域未来投資促進法に基づく基本計画変更の手続きを進めている。	決算額(千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		5,159	525
		対象	候補地(圏央道境古河インターチェンジの近接エリア)及びその地権者、立地意向の企業

手 段	令和 3年度 開発手法に係る調査の実施 開発に向けた手続きの実施 ・関東経済産業局との事前協議 ・県立地推進部との事前協議 ・県庁内開発関係部署との事前協議 候補地の地権者への説明会開催準備	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			開発手法に係る調査の実施回数	回	1.00	1.00
			企業への訪問回数	回	10.00	0.00
			地権者説明会の開催回数	回	5.00	0.00

目 的	地域経済の活性化や人口減少の克服に向け、安定した雇用を確保するため新たな産業用地を整備し、新たな企業の立地を促進する。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			誘致企業数	社	0.00	0.00

計画時 特記事項	令和2年度については、企画事務事業において未来産業用地調査業務を委託して実施。(令和2年度決算額: 5,159千円)	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	本事業による開発手法は、地域未来投資促進法に基づく手続きで進めており、基本計画の変更への国の同意を得た後に、立地企業を決定し、立地企業が各種開発手続きを進め用地買収、造成工事等を行うこととなる。そのため、以下のとおり指標の変更を行った。「企業への訪問回数」は国の同意を得られていない状況のため行っていない。「地権者説明会の開催回数」は準備段階のため開催していない。「用地買収筆数」は立地企業が行うため指標から削除した。
-------------	--	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 国からの同意を得ていないことから、企業への訪問や地元説明会は未実施ですが、開発候補地は農用地区域内の農地が大部分であることから、開発手法を地域未来投資促進法に基づく手続きとし、同法に基づく基本計画の変更手続きにより「東山田・谷貝地区」を追加することで進めている。現在、国への基本計画の変更申請を提出する段階まで行うことができたことから手段は適正である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 本事業の目的は、人口減少の抑制を図ることであり、雇用の確保が図られる企業を誘致することで達成されることとなる。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 本事業の重要な点は、基本計画の国の同意を得ること、目的に合致した立地企業を誘致すること、地権者の本事業への円滑な協力と考えている。基本計画の国の同意を得られない限り本事業を進めることはできないため、国・県と適切な協議に努めたい。立地企業の誘致については、本事業の目的である人口減少の抑制が図られるよう、新たな雇用が生まれる企業の誘致に努めたい。地権者の理解と協力が不可欠な要素であるため、適切なタイミングで情報を提供し、信頼関係を築きながら事業を進めるよう努めたい。
-------------------	---

事業名称	文化施設整備推進事業				所管課	プロジェクト推進課	
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ド	14020	
政 策	01	市民のニーズに合った生涯学習の充実			事業期間	令和 3年度 ~	
施 策	03	生涯学習施設等の充実					
取 組	01	生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理・運営					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 07	事業 24	根拠法令

実施経緯	平成17年の1市2町の合併により、市民の文化芸術活動における文化施設に対するニーズは高度化、多様化する一方で、平成20年12月に古河市公会堂が老朽化によって閉鎖を余儀なくされ、これ以降、特に大規模な文化芸術活動については、市内の文化施設では対応が難しい状況となっていたことなどから、平成23年11月に「古河市総合的文化施設基本計画」を策定し、整備を推進していたが、平成24年度に本計画は白紙撤回となっている。 令和3年度より古河市文化施設整備検討委員会（以下、「庁内検討委員会」という。）を設置し、文化施設の整備に関する基本的な考え方の検討を始めた。				決算額（千円）		
					令和 2年度	令和 3年度	
					0	6	
	対象	市民、文化団体など					

手 段	令和 3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	庁内検討委員会の設置・開催		市民意識調査の対象者数	人	3,000.00	0.00
			住民説明会の開催	回	0.00	0.00
			市民会議の開催	回	0.00	0.00
目 的	新市建設計画の分野別推進計画において、市民の芸術文化活動の拠点となる総合的な文化施設の整備を図り、地域に根ざした文化の創造に努めることを掲げていることから、人口14万人の都市としての古河市にふさわしい文化施設を整備し、市民が文化芸術に触れる機会や文化芸術活動の場を提供する。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			市民意識調査の回収率	%	40.00	0.00
			住民説明会、市民会議に参加した市民の数	人	0.00	0.00
			基本構想の策定	計画	0.00	0.00

計画時 特記事項	令和3年度は庁内検討委員会にて、文化施設の整備に関する基本的な考え方の検討を行う。	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	「実施経緯」について、庁内検討委員会を設置し、文化施設の整備についての検討を開始したことの追記と、文言に誤りがあったため修正した。(2市1町 1市2町) 「令和3年度手段」について、事業の見直しをしたことから市民意識調査や文化団体等意向調査の実施を削除した。
-------------	---	--------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 文化施設整備事業の事業内容について、新型コロナウイルス感染症拡大も考慮して事業見直しを行ったことから、市民意識調査や文化団体意向調査の実施を見送った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 市民意識調査や文化団体意向調査の実施を見送ったため、成果指標を算出することができなかったが、庁内検討委員会を設置し、文化施設の整備に関する基本的な考え方の検討を行っている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 庁内検討委員会にて文化施設の整備に関する基本的な考え方を検討し、今後の基本構想や基本計画の策定に繋げていきます。また、文化施設に関する計画には市民の要望や意見を反映させる必要があることから、見送った市民意識調査や文化団体意向調査については、今後の事業の取組の中で実施します。
-------------------	---

事業名称	(仮称)総和地域交流センター整備推進事業				所管課	プロジェクト推進課	
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ド	14021	
政 策	01	市民のニーズに合った生涯学習の充実			事業期間	令和 3年度 ~	
施 策	03	生涯学習施設等の充実					
取 組	01	生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理・運営					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 07	事業 25	根拠法令 古河市公共施設等総合管理基本方針、古河市公共施設適正配置基本計画

実施経緯	中央公民館は、昭和50年に建設した新耐震基準以前の建物で、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積2,471㎡、年間約51,100人が利用している。さくら公民館は、昭和58年に新耐震基準で建設した建物で、鉄骨造平屋建、延床面積450㎡、年間約13,100人が利用している。ふれあい公民館は、昭和48年に建てられた新耐震基準以前の建物で、鉄骨造平屋建、延床面積484㎡、年間約14,800人が利用している。勤労青少年ホーム・働く女性の家は、昭和51年に建設した新耐震基準以前の建物で、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積1,288㎡、年間約25,900人が利用している。公共施設等総合管理計画に基づき、総和地区の4施設の機能の集約化を図り、(仮称)総和地域交流センターの整備を図っている。		決算額(千円)	
			令和 2年度	令和 3年度
			0	4,737
対象	中央公民館、さくら公民館、ふれあい公民館、勤労青少年ホーム・働く女性の家及び対象施設利用者			

手 段	令和 3年度		指標名等	単位	当初目標値	実績値
	基本計画の策定 ・策定委員会の設置・開催 ・庁内ワーキング会議の設置・開催	活動 指標 (手段)	策定委員会の開催	回	5.00	6.00
庁内ワーキング会議の開催			回	5.00	6.00	
中央公民館解体工事の設計の実施			回	0.00	0.00	

目 的	古河市公共施設等総合管理基本方針及び古河市公共施設適正配置基本計画において、老朽化が著しい中央公民館については、施設の機能を継続させ建物を建て替えることとし、建て替えに際しては周辺公民館(さくら公民館及びふれあい公民館)との機能の集約化を図るとともに、周辺に設置されている他の公共施設との複合化について検討を進めることが示されている。このことから、市民の趣味や生きがい活動、様々な学習活動などの拠点である中央公民館の代替施設として(仮称)総和地域交流センターの整備を、周辺公民館等の機能を集約しながら推進する。	指標名等	単位	当初目標値	実績値
		基本計画の策定	計画	1.00	1.00
		中央公民館の解体	施設	0.00	0.00
(仮称)総和地域交流センターの建設	施設	0.00	0.00		

計画時 特記事項	令和3年度 基本計画の策定 令和4年度~ 中央公民館の解体に伴う設計 (仮称)総和地域交流センターの設計 (基本設計・実施設計) 令和6年度~ (仮称)総和地域交流センターの建設工事	評 価 時 特 記 事 項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	・勤労青少年ホーム・働く女性の家の情報を追加した。 ・中央公民館解体工事は新施設竣工後に変更となったため、令和4年度~の計画から削除した。
-------------	--	---	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 基本計画を策定するために、古河市(仮称)総和地域交流センター基本計画策定委員会を設置し、策定委員会及びワーキング作業部会を計6回ずつ開催した。 ( 策定スケジュールの見直しのため、開催回数が1回増える結果となった。 )
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 策定委員会及びワーキング作業部会にて、施設の利用状況や各施設利用者の意向調査の結果、既存の交流センターの運営や利用に関する意見を踏まえて様々な検討を行い、古河市総和地域交流センター基本計画を策定するという目的を達成できた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) コロナウイルス感染症対策のため、市民から直接意見を聞く場が設けられなかったため、今後、基本設計を作成する中で、施設利用者・公民館運営審議会等から、利用者目線での意見を聞きながら、必要となるものを検討していく。
-------------------	--

事業名称	フィルムコミッション推進事業						所管課	シティプロモーション課
章	07	【行財政】古河(まち)づくりを支える行政経営					事業コード	13958
政 策	02	まちの活力アップにつなげるシティプロモーション					事業期間	平成19年度～
施 策	01	市民に魅力が伝わるシティプロモーション						
取 組	02	フィルムコミッションの推進						
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 07	事業 49	根拠法令	

実施経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度から、映画、テレビドラマ、CM等のあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致する「フィルムコミッション事業」を開始</li> <li>茨城県では平成14年10月にいばらきフィルコミッションを設立し県内における相談窓口として誘致を行っている。</li> <li>茨城県フィルムコミッション等協議会、県南県西FC等連絡協議会参加</li> <li>令和元年度からシティプロモーション課へ業務移管</li> <li>令和2年度・3年度は、コロナウイルス感染症に係る制限を遵守しながら実施</li> </ul>						決算額(千円)			
							令和2年度		令和3年度	
							25		27	
							対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドラマ等の撮影を希望する制作会社等</li> <li>ドラマ等の放映情報を受ける古河市民</li> </ul>		

手 段	令和3年度		指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>映像制作者への市内ロケ地情報の提供</li> <li>ロケ地誘致のためHP掲載や県への協力依頼</li> <li>協力機関への連絡調整及びロケハン・撮影の立会い</li> <li>先進地事例研修等のための講習会参加</li> <li>市民へのロケ地募集、放映情報提供</li> </ul>	活動 指標 (手段)	ロケハン(撮影下見)実施件数	回	10.00	22.00
ロケ地登録件数			件	114.00	114.00	
会議出席回数 県FC、県南県西FC等、各協議会出席			回	2.00	2.00	

目 的	<p>テレビ等に古河市が紹介されることで、絶大なPR効果が期待でき、古河市のイメージアップが図れ、市民満足度の向上につながる。さらにロケを誘致することで、撮影スタッフの食事代や宿泊代などの直接的経済効果が見込めることから、今後とも本市のPRやイメージアップに資すると考えられる番組の誘致に注力する。</p>	指標名等	単位	当初目標値	実績値
		成果 指標 (目的)	撮影実績件数	件	4.00

計画時 特記事項	コロナ禍による受入制限により、実績値が大きく変わる可能性あり	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	令和2年度に引き続き、令和3年度もコロナ禍による県からの指示に伴いロケ・ロケハンの受け入れを一時停止した。
-------------	--------------------------------	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 市を直接紹介する番組または映画やドラマ等メディアへの露出は、市の知名度向上への貢献が期待でき、非常に効果が高いと考える。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) コロナ禍により多くのロケ・ロケハンを断ることとなったが、街を紹介する番組BSテレ東「都会を出て暮らそうよBEYOND TOKYO」や、市民を取り上げたテレビ朝日「人生の楽園」、NHK「ふるカフェ系 ハルさんの休日」(放映日は令和4年5月12日)で古河市が紹介されたことは大きな成果である。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) より効果が期待できるよう、市を直接紹介する番組や古河市でなければならない撮影、旅番組などの誘致を引き続き重点的に行う。
-------------------	---

事業名称	シティプロモーション推進事業					所管課	シティプロモーション課
章	07	【行財政】古河(まち)づくりを支える行政経営				事業1-ド	13781
政 策	02	まちの活力アップにつなげるシティプロモーション				事業期間	令和元年度～
施 策	01	市民に魅力が伝わるシティプロモーション					
取 組	01	シティプロモーションの推進					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 07	事業 74	根拠法令

実施経緯	市には様々な魅力が存在しているものの、十分に伝えきれていない現状や行政側からのみの発信にとどまっていたことを踏まえ、市民自身も発信元となれるような仕組みを整え、市民の市への愛着がまちの活力へと繋がるような視点を持ったプロモーション活動を進めていくこととなった。	決算額(千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		855	2,176
		対象	主に市内居住者

手 段	令和 3年度 「こがキラphotoクラブ」による広報紙やSNSを通じた多様な情報発信 魅力度を加えた市からの各種広報物等の発行 市の魅力をPRする冊子の作成 ウェブマガジン「koga note.」の開設	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			こがキラphotoクラブSNSへの掲載回数	回	110.00	120.00
			デザイン相談室でのチラシ、ポスター作成件数	回	7.00	18.00
			PR冊子の配布数	冊	7,000.00	10,401.00

目 的	市には多くの魅力があり、中には隠れた魅力として潜在しているものも多くある。これらを市役所だけでなく、市民もその発信者となれるような仕組みを整備し、様々な媒体を効果的に活用し発信することで、多くの市民がそれらに触れ、より市に住むことへの満足感や市への誇りを高めることに繋げていく。引いては、その活力を様々な市における多様な活動等へも繋げ、市全体の活力維持向上を目指す。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			市の魅力を誰かに伝えたいと思う人の割合	率	55.00	33.70

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
-------------	------------------------------------

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 行政からの既存情報の発信に加えて、市民にも新たな魅力を探し出してもらいSNS等を通じて発信してもらうことは、市の魅力度アップが図れるほか、シビックプライドの醸成も期待できることから、活動内容は適正である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) PR冊子「古河noトリセツ」に引き続きvol. 2、vol. 3もこがキラphotoクラブの協力のもと刊行。古河のヒト、トコロ、タベモノなどについて市内外のライターが投稿できるウェブマガジン「koga note.」も開設するなど、市民による発信の場を増やすことができた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 市民自身が市に対する愛着を高められるよう、様々な媒体を通して市の魅力を発信し、市内外を問わずより多くの人に関わっていくことに繋げていきたい。
-------------------	--

事業名称	I T活用推進事業				所管課	I T戦略課	
章	07	【行財政】古河(まち)づくりを支える行政経営			事業1-ド	14004	
政 策	03	開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進			事業期間	令和 2年度 ~	
施 策	03	スマート自治体の推進とセキュリティの強化					
取 組	01	スマート自治体の推進					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 08	事業 15	根拠法令

実施経緯	社会情勢の変化に伴い、様々なデジタル化の課題が浮き彫りとなり、特に行政のデジタル化の遅れが明白となった。国はその課題に対応すべく、デジタル庁を設置し、令和2年度には「自治体DX推進計画」を策定し、期限を定めて各自治体にAIやRPAを含めたDXの推進を示している。古河市においても、IT技術等を活用した持続可能な行政運営が求められている。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		3,989	15,222
		対象 市民及び市で行う業務全般	

手 段	令和3年度 新しいIT技術やサービスについて、具体的に検討しながら取り組みを進めている。業務自動化については前年度の試行を踏まえ、業務の再調査を実施し、対象業務についてRPA及びAI-OCRの活用を推進した。AIについては、実証実験の結果を踏まえ、AIチャットボットの導入を進めた。公共Wi-Fiについては、地域BWA制度の協定に基づき、地元企業と連携して計画的に取り組んでいる。	活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			自動化対応業務数	件	12.00	19.00
			AIサービス導入数	件	2.00	2.00
			公共Wi-Fi設置施設数 (地域BWA制度活用)	施設数	7.00	7.00

目 的	行政のデジタル化により、市民の利便性を向上させるとともに、行政運営についても効率化を図るなど、行政サービスの在り方を変革する取組を実行することで、行政と市民の距離を縮め、すべての市民がDXによる行政サービスの向上を実感できる姿を目指す。	成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			自動化対応業務の処理時間の削減割合 (1業務あたり)	%	40.00	50.00
			AIチャットボット問い合わせ対応数 (月平均)	件	1,250.00	4,202.00
			公共Wi-Fi利用者数 (年間延べ利用者数)	人	2,000.00	3,187.00

計画時特記事項	令和2年度の「AI活用推進事業」と「RPA活用推進事業」の事業内容には関係性があるため、令和3年度より「IT活用推進事業」として統合する。	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	計画策定時には本事業の中で対応を予定していなかった業務(AIチャットボット導入及び公共Wi-Fi設置促進等)について評価及び指標を追加している。
---------	---	--------------------------------	--

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 業務自動化については、職員研修会を開催したことで導入に向けて広く啓発することができた。また実際の導入時に業務担当者へのフォローを手厚くすることで、多くの業務への本番導入が可能となった。AIチャットボットは、実証実験で導入時の作業手順を経験したことでスムーズな本格導入につながった。公共Wi-Fiについては協定に基づき、今後の基地局整備や対象となる公共施設の見通しがつき、計画的に設置を進めている。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 業務自動化は、新たに19の業務に導入し、目標よりも多くの自動化を実現することができた。業務削減時間は平均で約50%の削減がみられた。作業時間の削減だけでなく、職員の入力ミスなどの人的ミスの削減に効果が出ている。AIチャットボットは、市民問い合わせの自動回答システムとして年度内にHP等での導入運用が実現した。公共Wi-Fiは、新たに3つの公共施設に設置し、合計で7施設で利用可能となっている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 業務自動化の仕組みは定例業務であれば一度構築すれば、毎月や毎年活用が可能となるため、担当課からの問合せや改善依頼等へ継続的に対応し、運用を継続してもらうことが重要と考えている。AIチャットボットも定期的なメンテナンスをすることで適切な回答ができるよう導入効果を発揮していきたい。公共Wi-Fiは、地域BWA制度の活用を優先し、計画的に順次整備を進め、市内10施設以上の設置を目指す。
-------------------	---



事業名称	交通事故防止対策事業					所管課	交通防犯課
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる				事業1-ド	810
政 策	12	市民の暮らしを守る交通安全の確保				事業期間	
施 策	01	交通安全の意識づくり					
取 組	01	交通安全意識の高揚					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 11	事業 02	根拠法令

実施経緯	交通事故のない交通社会を実現するためには、交通社会を構成するすべての者が交通ルールを厳守し、交通マナーの向上を図ることが不可欠である。この事業を展開することにより、交通事故の発生を抑止する。					決算額(千円)			
						令和 2年度		令和 3年度	
						10,401		9,681	
						対象	市民及び市内通過車両		

手 段	令和 3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	1. 交通安全街頭キャンペーン、啓発チラシ回覧 (各年4回、春、夏、秋、年末) 2. 交通安全パトロール(朝、夕刻) 3. 交通安全イベント 4. 県民交通災害共済 5. 急発進制御装置取付補助	活動 指標 (手段)	交通安全街頭キャンペーン実施回数	春、夏、秋、冬、小山署合同、バレンタイン、高校生、日光			
交通安全チラシ配布回数	春1,500、夏1,000、秋1,000、年末1,000		回	4.00	4.00		
急発進制御装置取付補助金交付件数			件	50.00	13.00		

目 的	この事業により市民及び市内通過車両に対し、交通安全意識とモラルの維持向上を図り、交通事故の発生を抑止する。	指標名等		単位	当初目標値	実績値
		市内年間交通事故発生状況(人身事故)	件			
		交通事故対前年比 当該年 / 前年	%	94.85	122.86	
	交通事故発生状況(人口千人当り発生件数) 発生件数 / 人口	件	1.81	2.24		

計画時 特記事項	令和2年度から、ペダル防止踏み間違い急発進制御装置取付補助金を創設	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	令和3年度に実施した善4回の街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染拡大防止を鑑み、規模を縮小し実施した。(古河警察署交通課3名、古河地区安全協会事務局2名、交通防犯課職員4名)
-------------	-----------------------------------	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) コロナ禍の中、啓発運動については、動画配信等SNSを活用し、市民へ周知を図った。 急発進制御装置取付補助金のPRとして、運転免許証の高齢者講習時に補助金啓発リーフレットを配布した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 令和3年の交通事故発生状況については、対前年比増となった。 令和3年度の急発進制御装置取付補助金交付決定件数は、13件、交付決定額は288,000円であり、令和2年度実績を下回った。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 交通事故発生を抑止するため、警察及び各種団体と連携し、啓発活動に取り組む。 急発進制御装置取付補助金交付件数は前年度を下回ったため、令和4年度から対象年齢を70歳以上から65歳以上に引き下げた。
-------------------	--

事業名称	防犯対策事業					所管課	交通防犯課
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる				事業1-ト	870
政 策	11	市民と取り組む防犯まちづくりの推進				事業期間	
施 策	02	犯罪を抑制するまちづくりの推進					
取 組	01	犯罪抑止の充実					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 12	事業 01	根拠法令

実施経緯	<p>犯罪のない社会を実現するためには、市民の防犯に対する意識の向上と地域ぐるみの防犯対策の向上を支援することが不可欠なことからこの事業に取り組み、犯罪発生を抑止を図る。</p> <p>また、防犯カメラの設置については、平成27年度に古河警察署と古河市が「街灯防犯カメラ設置に関する覚書」を取り交わし、防犯カメラ200基を設置する目標を掲げ令和3年度末に205基の設置が完了している。</p> <p>以後は、経年劣化によるカメラの更新や保守点検に重点をおき事業を推進します。</p>	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		16,131	7,418
対象	市民		

手 段	令和3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<p>○市と警察署と地域が連携して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古河地区防犯協会・女性部・セーフティマイトウンによる街灯キャンペーン、地域安全活動、犯罪被害者支援活動</li> <li>・防犯カメラの設置及び保守管理</li> </ul>		防犯カメラの設置数	台	208.00	205.00
			防犯カメラの新規設置	台	5.00	3.00

目 的	<p>犯罪抑止に向けて、警察署・市・団体等が協力して防犯教室や啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上を図る。また、防犯パトロールの実施や防犯カメラの計画的な設置により犯罪の抑止力を高めて安全安心なまちづくりの促進を図る。</p>	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	件	885.00	774.00

計画時 特記事項	<p>評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)</p>
-------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	<p>(活動内容は適正であったか)</p> <p>市と警察署と地域が連携して啓発活動を実施。古河地区防犯協会等の活動については、上半期はコロナ対策により実施できなかったが、下半期には活動を再開した。</p> <p>防犯カメラについては、寄贈カメラのみの設置であったため、現在の状況を精査し今後の運営方針を策定した。</p>
	目 的 (成果)	<p>(目的はどの程度達成されたか)</p> <p>防犯協会等の啓発活動については、SNSや防災無線等を活用し周知啓発を行い、早期に対応及び啓発に努めることができた。</p> <p>防犯カメラの状況調査によりカメラの設置及び管理運用について「古河市防犯カメラ設置管理運用10カ年計画」を作成し方向性を決定することが出来た。</p>

今後の対応 (改善・改革案)	<p>(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか)</p> <p>古河市と警察と地域が協力的確な啓発を行っていく。</p> <p>防犯カメラの運営方針として「古河市防犯カメラ設置管理運用10カ年計画」に基づき、古河市と古河警察署とで「街頭防犯カメラ設置及び管理運用に関する覚書」を締結し健全な管理運用を行う。</p>
-------------------	--

事業名称	防犯灯整備事業					所管課	交通防犯課
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる				事業1-ト	880
政 策	11	市民と取り組む防犯まちづくりの推進				事業期間	平成30年度～令和10年度
施 策	02	犯罪を抑制するまちづくりの推進					
取 組	02	夜間の犯罪防止					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 12	事業 02	根拠法令

実施経緯	<p>・市内の防犯灯等を一斉にLED照明灯具に交換し、環境負荷の低減と電気料の削減により本市の負担軽減を図ることを目的に平成30年8月に古河市防犯灯等LED化事業に関する基本協定を締結し、当該年度に防犯灯等の灯具をLED化する工事を完了した。 令和元年4月から10年間の防犯灯等の維持管理が開始し、当初の維持管理される灯数は、防犯灯：13,193灯、道路灯：697灯、デザイン灯：438灯、公園灯：377灯、歩道橋灯：60灯の合計14,765灯となった。</p>	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		80,278	81,714
		対象	市民、道路、公園等

手 段	令和3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	・LED防犯灯等の維持管理(新設・移設・撤去を含む。)		防犯灯設置数	基	13,507.00	13,431.00
			防犯灯新規設置数	基	75.00	79.00

目 的	<p>・夜間における歩行者の安心・安全の確保と犯罪被害の防止を目的にLED防犯灯の設置を行います。また、防犯灯等LED化事業(リース事業)によるLED防犯灯等の維持管理を行います。</p>	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	件	885.00	774.00

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 自治会、行政区からの防犯灯の設置要望を受領し、現地確認、選定を行い設置を行った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 申請90件の内79件の防犯灯設置が完了し、夜間における安心・安全の確保と犯罪等の抑止につながられた。 各地区の設置件数：古河地区 15件 総和地区 39件 三和地区 25件

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 防犯灯の設置基準に沿って計画的に防犯灯の設置及び維持管理を行う。
-------------------	--

事業名称	空家対策事業				所管課	交通防犯課
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる			事業1-ド	13750
政 策	11	市民と取り組む防犯まちづくりの推進			事業期間	令和 3年度～令和 3年度
施 策	04	空家等対策の推進				
取 組	01	空家等対策を推進する体制づくり				
予算科目	会計	01	款	項	目	事業
			02	01	12	03
						根拠法令
						「空家等対策の推進に関する特別措置法」 「古河市空家等の適正な管理に関する条例」

実施経緯	全国的にも空家が増加していることから、国では平成27年5月「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行している。本市においても人口が減少する中、空家が増加傾向にあり平成27年4月「古河市空家等の適正な管理に関する条例」を施行した。平成28年度実施した「空家等実態調査」では、空家の総数は2,125戸となっている。長期的に空家の増加を抑制するため、空家等対策の指針となる「古河市空家等対策計画」を平成30年3月に策定し、計画に基づく空家等対策事業を実施していく。令和元年度に空家等の売買又は賃貸借に係る取引の活性化を図り、もって良好な住環境の保全及び定住の促進に資するため古河市空き家等バンク制度を開設した。		決算額(千円)			
			令和 2年度		令和 3年度	
			2,774		3,292	
			対象	空家等対象建築物の所有者及び管理者		

手 段	令和 3年度		活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	管理不全空家等への対応 空家等に関する相談・通報対応・情報収集 空家等解体補助の活用・空家相談会の実施 空家対策協議会の開催 空家等の利活用(空き家バンク) 空家等の有効活用・定住促進 管理不全空家等の発生予防 所有者等への啓発、関係団体との連携構築			空き家等バンクへの登録件数			
		空き家等バンク利活用施策の有効活用	件	30.00	13.00		
		管理不全空家等の除却件数					
		空家等解体補助制度の活用	件	5.00	6.00		
		空家相談会の実施	件	3.00	0.00		

目 的	古河市における空家等対策の指針となる「古河市空家等対策計画」を策定し、市民意識の向上や空家の利活用による不動産の流動化、管理不全の危険な空家の除却などを進め、管理不全な空家の増加を抑制し、市民の安心・安全及び良質な住環境を確保する。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			空き家等バンクの利活用件数			
		空き家等バンク利活用施策の有効活用	件	5.00	3.00	

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	空家相談会についてはコロナ感染症対策の為開催を見合わせた。
-------------	--	-------------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 管理不全状態空家又は特定空家等に該当する空き家に対し、補助金を6件交付し解体に至った。特定空家判定委員会及び古河市空き家等対策協議会を開催し、管理不全空き家に対する対策について意見を共有した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 「古河市空家等対策計画」に基づき助言指導することにより、周辺生活に悪影響を及ぼす空き家の抑制につなげることができた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 空家等の助言指導に対し、改善意識の希薄な者に対しさらなる指導を行い、管理不全空家の解消のため関係機関と協力体制をとり法律相談等の実施など体制強化を図るとともに、空き家になる前の対策として、チラシ・パンフレット等を作成し啓発活動を行う。
-------------------	---

事業名称	デマンド交通運行事業					所管課	交通防犯課
章	06	【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる			事業1-ド	13486	
政 策	02	安全で自由に移動できる交通環境の充実			事業期間	平成20年度～	
施 策	02	バス等の充実と利用の促進					
取 組	01	コミュニティバス・デマンド交通の充実					
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 18	事業 02	根拠法令 道路運送法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、古河市公共交通活性化会議設置要綱

実施経緯	本市では、市西端にある鉄道駅を中心に民間路線バスが運行しているが、運行本数の減少、運行区間の短縮が進んできた。一方、三市町合併という経緯の中で、古河地区のみ市内循環バスが運行しており、総和地区、三和地区への交通弱者に対する施策が求められていたため、平成20年7月からデマンド交通(乗合タクシー)の実証運行を実施し、平成23年4月から本格運行へ移行した。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		52,956	77,483
		対象	総和・三和地区に居住する市民

手 段	令和3年度 総和・三和地区でデマンド交通を運行する。令和3年度から土曜日について、14時便までの運行を開始する。周知活動を実施する。チケット販売所を拡充する。	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値	
			周知活動実施回数				
			イベント時における周知活動の回数	回	5.00	0.00	
			ホームページ掲載回数				
			利用実績、チケット販売所等情報更新回数	回	12.00	12.00	
			ご利用案内設置箇所数				
			市内各庁舎、公民館等、民間事業所等設置箇所数	箇所	30.00	30.00	
目 的	総和・三和地区内の市民の日常を支える「生活の足」ため、デマンド交通「愛・あい号」を運行する。対象地域の登録者を増やすとともに、利用者を増やす。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値	
			デマンド交通年間利用者数				
			利用人数	人	25,000.00	23,935.00	
			デマンド交通1日あたり平均利用者数 年間利用者数/年間運行日(290日)	人	115.00	83.00	
			デマンド交通利用登録者数				
			登録者延べ人数	人	10,800.00	11,253.00	

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 令和3年4月から、年度末利用者アンケートで要望の多い土曜日の運行を開始した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) コロナ禍での外出控えの影響があり、年間利用者は、目標値を下回った。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 令和4年1月14日に開催した古河市公共交通活性化会議において、令和5年4月から、古河地区を含めた市内全域運行にすることが承認された。令和4年度は事務局及び新たな運行事業者と協調し事業開始の準備を行う。
-------------------	--

事業名称	循環バス運行事業				所管課	交通防犯課		
章	06	【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる			事業1-ド	13487		
政 策	02	安全で自由に移動できる交通環境の充実			事業期間	平成10年度～		
施 策	02	バス等の充実と利用の促進						
取 組	01	コミュニティバス・デマンド交通の充実						
予算科目	会計	01	款 02	項 01	目 18	事業 03	根拠法令	道路運送法、古河市公共交通活性化会議設置要綱

実施経緯	本市では、市西端にある鉄道駅を中心に民間路線バスが運行しているが、運行本数の減少、運行区間の短縮が進んできた。このような状況から平成10年6月、旧古河市において循環バスぐるりん号の運行を開始し、平成28年12月からは定住促進を目的に総和地区西部へのコースを追加した。また、令和2年4月からは、古河駅から三和庁舎・名崎工業団地への市内横断バスを運行を開始した。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		100,012	102,378
		対象 すべての方(市内在住及び性別年齢不問)	

手 段	令和3年度 主に古河地区内及び総和地区西部内及び古河駅から三和庁舎・名崎工業団地への循環バスを運行する。 上記の周知活動を実施する。	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			周知活動実施回数			
			イベント時における周知活動の回数	回	3.00	0.00
			ホームページ掲載回数			
			利用実績、無料の日の実施等情報更新回数	回	15.00	12.00
			ご利用案内設置箇所数			
			市内各庁舎、公民館等、民間事業所等設置箇所数	箇所	30.00	30.00
目 的	古河地区や総和地区西部内の「地域の足」として、循環バス「ぐるりん号」を運行する。 令和元年度以降5年間は、策定した古河市地域公共交通網形成計画に基づき、古河駅から三和庁舎・名崎工業団地への市内横断バスの運行を開始するとともに、既存運行ルート及び運行ダイヤの見直しにより利用者を増やし、持続可能な公共交通とする。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			循環バス年間利用者数(福祉の森・病院、西、南)乗車人数	人	95,000.00	95,157.00
			循環バス年間利用者数(通勤通学、総和庁舎・病院)乗車人数	人	44,000.00	45,736.00
			循環バス年間利用者数(道の駅・三和庁舎)乗車人数	人	3,700.00	4,501.00

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 「道の駅・三和庁舎コース」交通体系の変化にあわせ、ルートの一部変更を行った。また、年末年始の運休日を6日間から4日間に改め、利用者の利便性を図った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 度重なる外出自粛要請の影響はあったが、利用者数は目標値を上回ることができた。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 令和5年度4月から常時利用者を多く確保するため、コース及びルートを再編し、より持続可能な運営を図る。	

事業名称	社会福祉団体活動支援事業				所管課	福祉推進課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	1570	
政 策	01	互いに支え合う地域福祉の推進			事業期間		
施 策	01	地域共生社会の実現					
取 組	03	多様な主体による地域福祉活動の活性化					
予算科目	会計	01	款 03	項 01	目 01	事業 03	根拠法令 古河市補助金等交付規則古河市社会福祉団体活動支援補助金交付要綱

実施経緯	地域福祉活動の推進のため、社会福祉団体および更生保護団体の活動の促進と運営強化を図る必要がある。		決算額(千円)			
			令和 2年度		令和 3年度	
			69,145		68,193	
	対象	社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 更生保護女性会 猿島地区保護司会				

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値	
	社会福祉協議会に対しては古河市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づいて、補助額の適正性を考慮し交付する。 民生委員児童委員協議会は団体活動費及び費用弁償等として交付する。 更生保護団体等は団体活動支援として補助金・負担金を交付する。	活動 指標 (手段)	社会福祉協議会の運営に対する市の関与 (社協理事会・評議員会(検査含)等への市職員の参画回数)	回				9.00
		民生委員協議会(5地区)の活動に対する市の支援 (各協議会が主催する事業・会議への市職員の参画回数)	回	90.00	68.00			
		更生保護女性会の活動に対する市の支援 (会が主催する事業・会議への市職員の参画回数)	回	10.00	2.00			
目 的	社会福祉協議会は、委託事業を含む様々な地域福祉事業を展開できるよう、健全かつ安定した組織体制を維持する。 民生委員児童委員協議会は、組織及び委員への支援を強化し地域福祉サービスを向上させる。 更生保護団体は、罪を犯した人の社会復帰への支援、地域社会への理解を深める。		指標名等		単 位	当初目標値	実績値	
	成果 指標 (目的)	社会福祉協議会の事業・活動の実績(成果) (協議会主催のイベント・講習等の回数)	回	70.00				32.00
		民生委員協議会の事業・活動の実績(成果) (会の年間事業計画に掲げる事業・活動の全5地区の合計数)	回	320.00				240.00
		更生保護女性会の事業・活動の実績(成果) (会の年間事業計画に掲げる事業・活動の述べ回数)	回	120.00	24.00			

計画時 特記事項	社会福祉協議会への補助金は令和3年度から令和7年度まで段階的に減額していく方針としている。	評 価 時 特 記 事 項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	各団体とも新型コロナウイルス感染症の影響及び感染予防の観点から、令和2年度に引き続き今年度も、活動の自粛、書面開催などにより活動数を減らしている。開催する際には、感染防止対策を講じて実施することを心がけた。
-------------	---	---	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) ・社会福祉協議会に対しては、市から支出している委託料との関係性を考慮して補助金を減額した。減額する額は社会福祉協議会側とも協議した上で適正な手続きで行った。 ・民生委員児童委員協議会の5団体及び保護司会へ負担金を更生保護女性会にそれぞれに対し、コロナ禍の中での支出の見直しを促すなど、団体支援を適正に実施した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) ・社会福祉協議会は、補助金減額一方で、委託料の増額が見込まれており安定した組織体制が維持できている。 ・民生委員児童委員協議会等は、各地区定例会を各団体の方針によりコロナ感染防止のため数回、書面開催とし、研修会も一部自粛することになり、計画のすべては実施できなかった。一方、コロナ対策は適切に実施された。 ・更生保護団体は、大幅に活動を自粛したが、コロナ禍の中でも「社会を明るくする運動」等の一部は実施した。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 補助金等の用途について、各団体の活動報告・決算報告を精査することにより、補助事業の適正化を図っていく。	

事業名称	配偶者暴力相談支援センター事業					所管課	子育て包括支援課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業コード	12004		
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実				事業期間	平成21年度～		
施 策	03	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援体制の強化							
取 組	03	児童虐待・DV対策の強化							
予算科目	会計	01	款 03	項 01	目 01	事業 17	根拠法令	「売春防止法」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「児童福祉法」	

実施経緯	「売春防止法」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいて、女性相談、女性保護事業を進めてきている。平成21年度からは、事業をさらに拡大し、「婦人対策事業」から、「配偶者暴力相談支援センター事業」として移管し事業の充実を図ることとなった。また、児童福祉施設である母子生活支援施設の入所利用も当事業で対応している。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		10,900	8,266
		対象	配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的な暴力被害者。

手 段	令和3年度 ・センターの基本事業の実施 ・DVに関する知識の普及(高校生へのデートDV講演会など) ・第3期古河市虐待・DV対策基本計画策定のためのアンケート実施 ・虐待・DV LINE相談の本格導入	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			女性相談新規実件数 離婚等の相談があった新規の件数	件	140.00	101.00
			うちDV被害相談件数 DV被害について相談があった新規の件数	件	60.00	43.00
			住民基本台帳閲覧制限支援に係る証明書 証明書を発行した数	件	50.00	30.00

目 的	配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的な暴力被害者に対する相談に応じ、緊急的に避難が必要な女性、母子を一時保護し、自立を支援する。また、平成23年度策定の古河市虐待・DV対策基本計画に基づき、さらなる支援体制の強化を図り、DV被害者を救済する。児童福祉施設である母子生活支援施設へ母子が入所した場合の入所手続、入所者への指導、入所の措置費の支弁も当事業で対応している。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			DV被害者の生活の自立 母子生活支援施設入所者世帯(各年4月1日時点)	世帯	1.00	1.00
			DV被害者の安全の確保 住民基本台帳閲覧制限の期限内の延長	%	95.00	93.00

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	コロナ禍になり、家庭生活、社会生活においてストレスが多く、夫婦喧嘩、DVに発展するケースがみられていたが、社会生活の制限が緩和されてきたあたりから、徐々に相談件数が減少している。
-------------	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) オンライン相談を開始する等、相談しやすい体制づくりをするとともに、コロナ禍で自粛していた「女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン」や高校生に対する「デートDV講座」等啓発活動を再開した。また第3期古河市虐待・DV対策基本計画の策定に向けて、DVに関する市民の意識調査を実施するなど、これらの活動内容については適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) コロナ禍でも感染防止対策を講じながら、啓発活動を実施できた。 個別ケースの対応においては、関係機関との連携が取れ、DVで苦しんでいた世帯を母子生活支援施設に入所に導く等、DV被害者の安全を確保した。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 未だ支援が必要なケースが潜在化していることが考えられるため、相談窓口や相談方法を多くの市民に発信する機会を増やしていく。また、第3期古河市虐待・DV対策基本計画の策定については、実施したアンケート調査の結果を踏まえ、茨城県で策定した「第5次茨城県DV対策基本計画」との整合性も図りながら策定する。
-------------------	--



事業名称	生活困窮者自立支援事業				所管課	福祉推進課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13662		
政 策	04	自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実			事業期間	平成27年度～		
施 策	02	生活困窮者の自立支援対策の推進						
取 組	01	生活困窮者の自立支援の充実						
予算科目	会計	01	款 03	項 01	目 01	事業 24	根拠法令	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

実施経緯	生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むため、第2のセーフティネットとして平成25年12月に生活困窮者自立支援法が制定された。平成27年度から生活困窮者自立支援事業を開始し、当初は直営で実施したが、平成28年度からは社会福祉協議会に委託(必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金)し、平成30年度からは任意事業の家計改善支援事業を追加で委託した。令和2年度からは、さらに任意事業の就労準備支援事業を民間法人に委託して開始した。令和3年度はアウトリーチによる自立相談強化事業(国10/10)を実施。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		46,401	53,794
対象	生活保護に至る前段階の生活困窮者		

手 段	令和3年度 社会福祉協議会(古河市生活支援センター)に以下の事業を委託して実施 「自立相談支援事業」「住居確保給付金」 「家計改善支援事業」 「アウトリーチによる自立相談強化事業」 「就労準備支援事業」は民間法人の「コミュニケーション」に委託して実施。 健康の駅内に設置された「つなぐハローワークこが」と連携して就労支援を行う。	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			新規相談受付件数	件	400.00	582.00
			住居確保給付金支給件数	件	70.00	17.00
			家計改善プラン作成数	件	16.00	5.00

目 的	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対して、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等のさまざまな支援を包括的に行うことにより自立の促進を図ることを目的とする。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			新規相談件数に占める就労者数の割合 就労者数 / 新規相談件数 × 100 %	%	12.00	5.80
新規相談件数に占める自立支援プラン作成件数の割合 プラン作成件数 / 新規相談件数 × 100 %	%	12.00	6.00			

計画時 特記事項	「アウトリーチによる自立相談強化事業」は令和3年度のみで終了。令和4年度以降は、「自立相談支援事業」とともに「重層的支援体制整備事業」へ移行する予定。	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	新型コロナウイルス感染症により前年生活困窮相談が急増したが、令和3年度の相談件数はやや減少に転じた。住居確保給付金も同様に減少しているが、コロナ禍以前の状況にまでは戻っていない。
-------------	---	--------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 古河市社会福祉協議会の古河市生活支援センターに委託して、自立相談支援事業と住居確保給付金、家計改善支援事業を実施している。生活困窮、就労相談への対応のスキルは高まっており委託先として妥当である。また国の機関である「つなぐハローワークこが」や社会福祉課などの関係各課、県協会の生活福祉資金貸付の申請受付窓口とも「健康の駅」内で連携することが容易で、総合的な相談に適正に対応することができている。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 令和3年度は、コロナ禍の中、7月から全国で開始された「新型コロナウイルス感染症自立支援金」の給付事業等の生活困窮者の自立に向けての支援の幅が広がったが、貸付や給付金に依存する傾向も見られ、プランの作成件数、就労にまで至る支援の件数は伸び悩んだ。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 生活困窮者自立支援事業の各種事業は、ポストコロナ禍の状況に移行しても、セーフティネットとして機能するように、市民に対して周知を図っていく必要がある。
-------------------	--

事業名称	地域福祉計画推進事業				所管課	福祉推進課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13710		
政 策	01	互いに支え合う地域福祉の推進			事業期間	令和元年度～		
施 策	01	地域共生社会の実現						
取 組	01	住民主体の地域福祉活動の推進						
予算科目	会計	01	款 03	項 01	目 01	事業 25	根拠法令	社会福祉法(第107条)、第2期古河市地域福祉計画

実施経緯	社会福祉法第107条の規定に基づき、平成19年度に地域福祉計画を策定(平成20～24年度、その後計画期間を2年延長)。平成26年度に第2期地域福祉計画を策定(平成27～31年度、その後計画期間を1年延長)。これらの計画に基づき地域福祉の推進を図ってきた。第3期地域福祉計画(R3～8年度)は令和元～2年度の2か年で策定した。令和3年度については、「重層的支援体制整備事業移行準備事業」という新たな補助金事業を活用して、地域福祉の促進及び「重層歴支援体制整備事業」への移行に向けた新たな事業を実施することとなった。				決算額(千円)	
					令和2年度	令和3年度
					13,155	4,128
対象	複雑化・複合化した生活課題を有する市民、引きこもり者、福祉事業者、当事者団体、ボランティア団体、NPO法人、企業、行政自治会(自治会・行政区)、民生委員児童委員、福祉関連機関、その他のコミュニティ組織					

手 段	令和3年度	活動指標(手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】相談を「縦割り」から「丸ごと受け止める」ため、相談支援包括化推進員が中心となり、包括化推進会議を主催。また、情報共有システム(電子@連絡帳)の導入を進める。 【共助の地域づくり事業】重層的支援体制整備事業の準備事業として、これまでの「地域力強化推進事業」を継承して地域福祉を推進する。 【参加支援事業】重層的支援体制整備事業の準備事業として、主にひきこもり者への支援を令和3年12月から実施する。	多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取組み 相談支援包括化推進会議の開催数	回	10.00
			多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取組み 「電子@連絡帳」を活用した情報共有した対象者数(累計)	人	20.00	58.00
			共助の地域づくり事業の年間目標 新たな組織化に向けて働きかける団体・グループ数	団体	5.00	2.00
目 的		成果指標(目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実績 コーディネートすることができた年間の相談件数	件	20.00	35.00
			多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実績 「電子@連絡帳」において情報共有された投稿数(累計)	件	200.00	503.00
			共助の地域づくり事業の実績 上記年間目標に対して新たに活動を始めた団体・グループ数	団体	5.00	0.00

計画時特記事項	「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」は直営。「共助の地域づくり事業」は社協委託。「参加支援事業」プロポーザルを経て民間法人のウオ-コミュニケーションズに委託。これらは、令和4年度から、「重層的支援体制整備事業」への移行する予定。	評価時特記事項(評価時に必要な追加説明、環境変化等)	「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」は、令和2年度から事業を開始し、市直営で実施してきた。令和3年度は、会計年度任用職員の相談支援包括化推進員が6月から9月まで不在となったが、なんとか支援会議を6回開催することができた。「共助の地域づくり事業」はコロナ禍で団体への支援活動が十分にできなかったため、新たに活動を開始するところまで至らなかった。
---------	--	----------------------------	---

評価結果(評価コメント)	手 段(活動)	(活動内容は適正であったか) 「多機関の協働による包括的支援体制整備事業」では、情報共有システム「電子@連絡帳」を用いての多機関の専門職同士の情報共有を適正に開始することができた。「共助の地域づくり」については、地域住民が自ら活動資金を集めるためのオンライン募金箱を作成した。団体活動資金収集の方法として小さな取組だが妥当性はある。「参加支援事業」では、成果連動型民間委託契約方式を採用し、事業の評価指標の妥当性・適正性を確保した。
	目 的(成果)	(目的はどの程度達成されたか) 「多機関の協働による包括的支援体制整備事業」では、支援会議の掲載と情報共有システム「電子@連絡帳」の導入で情報共有意識が高まり、利用も増えた。「共助の地域づくり」は団体支援がコロナ禍で十分にできなかった。募金箱も年度末ぎりぎりの完成となり、令和3年度中はイベント等での配布までは至らなかった。「参加支援事業」では、11名の引きこもり者(又はその家族)の支援を開始することができた。評価は令和4年度から実施予定。

今後の対応(改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 「多機関の協働による包括的支援体制整備事業」、「参加支援事業」、「共助の地域づくり事業」の3つの事業は共に、令和4年度から「重層的支援体制整備事業」に移行して実施する。相談件数、利用者数の増のために、制度の更なる周知を図っていく。 「共助の地域づくり事業」で令和3年度中に作成した募金箱、寄付付きチラシは、今後、コロナ禍が収まっていくことを見据えて、各種イベントなどで配布するなど、活用をさらに広げ民間団体の資金調達の一助としていく。
---------------	--

事業名称	障害者地域生活支援事業				所管課	障がい福祉課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	11011		
政 策	03	地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実			事業期間	平成18年度～		
施 策	02	地域生活支援の推進						
取 組	01	地域生活支援の推進						
予算科目	会計	01	款 03	項 01	目 02	事業 33	根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、各実施要綱

実施経緯	平成18年に施行された障害者自立支援法で、地域生活支援事業が位置づけられ、市町村及び都道府県が実施する必須事業として、理解促進・研修啓発事業、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付等、移動支援事業、地域活動支援センター等を実施。						決算額（千円）	
	また、任意事業として、訪問入浴サービス、日中一時支援、レクリエーション活動等支援事業を実施している。						令和 2年度	令和 3年度
							98,537	101,777
	対象						市民、障がい者（難病対象者含む）及び障がい児	

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業として必須事業と任意事業を実施する。	活動指標（手段）					
手 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解促進研修・啓発事業</li> <li>障害者相談支援事業</li> <li>日常生活用具給付等事業</li> <li>日中一時支援事業</li> </ul>	活動指標（手段）	基幹（地域）相談支援センター利用人数（年間実利用者）	人	320.00	406.00	
			日常生活用具給付人数（年間実利用者）	人	300.00	312.00	
			日中一時支援事業利用者人数（年間実利用者）	人	100.00	91.00	

目 的	障がいに対する理解を深め、障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むために必要な事業を行い、障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を目指す。	成果指標（目的）	指標名等		単 位	当初目標値	実績値
目 的		成果指標（目的）	対象者が相談支援センターを利用した割合（年間利用人数/障害者手帳所持者・児数）	%	5.10	6.40	
			日常生活用具を受給している障がい者・児の割合（年間利用人数/障害者手帳所持者・児数）	%	4.90	4.90	
			日中一時支援事業を利用している障がい者・児の割合（年間利用人数/障害者手帳所持者・児数）	%	1.60	1.40	

計画時特記事項	評価時特記事項（評価時に必要な追加説明、環境変化等）
---------	----------------------------

評価結果（評価コメント）	手 段（活動）	（活動内容は適正であったか） 相談支援センター利用人数は目標値より86人多い1406人が利用、日常生活用具給付人数は目標値より12人多い312人が給付利用、日中一時支援事業利用者人数については目標値に9人少ない191人の利用があった。各事業の利用者のニーズに対応し適正に実施された。
	目 的（成果）	（目的はどの程度達成されたか） 利用者やそのご家族等のニーズに対応した相談体制を確保するため、相談支援センター事業所と連携し実施することができた。日常生活用具の給付及び日中一時支援についても目標値に近い人数が利用し、必要としている方にサービスを提供することができた。
今後の対応（改善・改革案）	（事業を改善・改革するための今後の対応はなにか） サービスを利用したい障がい者やその家族が必要とするサービスを提供し、自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう、各サービス実施事業所及び関係機関や地域との連携強化をしていく。	

事業名称	社会参加活動支援事業					所管課	障がい福祉課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業1-ド	11016		
政 策	03	地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実				事業期間			
施 策	03	コミュニケーションと社会参加の促進							
取 組	03	障がい者の社会参加の促進							
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	根拠法令	古河市補助金等交付規則 古河市社会福祉団体活動支援補助金交付要綱	
			03	01	02	34			

実施経緯	障がい者の自立や社会参加の促進を目的として、各種教室の開催やイベントを開催するとともに、障がい者関係団体の支援を行う。					決算額(千円)					
						令和2年度		令和3年度			
						1,267		1,374			
						対象	市民、障がい者当事者団体及び障がい者を支援する団体				

手 段	令和3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	活動指標(手段)						
障がい者社会参加活動の実施 障がい者イベントへの支援 障がい者団体活動支援(補助金の交付) ヘルプマーク・ヘルプカード普及事業実施			陶芸教室・体操教室の開催回数				
			陶芸教室:10回 体操教室:5回	回	15.00	11.00	
			障がい者イベント参加回数				
			身障スポーツ大会・知的スポーツ大会 ・ナイトフェスティバルなど	回	4.00	1.00	
			ヘルプマーク・ヘルプカードの配布数	個	200.00	250.00	

目 的	令和3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	成果指標(目的)						
	障がい者相互交流や自主活動により障がい者の自立と社会参加を促進する。			教室参加者の満足度			
			イベント参加者の満足度	%	80.00	0.00	

計画時特記事項	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市主催の障がい者を対象とした体操教室は規模を縮小して実施、また県等主催のイベントについてはほとんどが中止となった。
---------	--------------------------------	---

評価結果(評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) ヘルプマークについては目標値を上回る250個を配布し、普及促進を図ることができた。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため体操教室は実施を見送り、代替事業としてポッチャ体験教室を小規模で実施(1回)、陶芸教室については日程を大幅に変更することで予定回数(10回)を全て実施し、障がいのある方へスポーツ及び文化芸術活動の機会を提供することができた。コロナ禍で小規模ではあったが、適正に実施された。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 市主催の教室については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、全体的に参加者が少ない状況ではあったが、アンケート調査の結果、100%の満足度を得られた。障がい者イベントについては、ほとんどが中止となったため、参加者アンケート調査による満足度の把握ができなかった。

今後の対応(改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 障がい者の社会参加や自立を支援するための各種教室については、コロナ禍等の状況においても実施可能な内容の検討を行い、継続して実施することが重要と考える。また、ヘルプカード・ヘルプマークの普及については、ホームページなどによる啓発に加え、イベント時などにおける宣伝活動なども検討する。
---------------	--

事業名称	障害者地域福祉事業					所管課	障がい福祉課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業1-ド	12020
政 策	03	地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実				事業期間	平成18年度～
施 策	02	地域生活支援の推進					
取 組	01	地域生活支援の推進					
予算科目	会計	01	款 03	項 01	目 02	事業 38	根拠法令 古河市指定難病患者医療福祉助成金支給条例、各実施要綱

実施経緯	障害者総合支援法制度の対象とならない生活費用等について、市独自の支援施策を実施することにより、障がいのある方へ経済的支援等を行い、住み慣れた地域で安心した生活ができるよう事業実施している。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		14,348	16,153
		対象	市民、障がい者(難病対象者含む)及び障がい児

手 段	令和3年度 ・難病患者に対する医療費の一部助成 ・医療機関への通院等の助成 ・住宅改修費の助成 ・身体障害者手帳診断書費用の補助 ・小児慢性特定疾病児日常生活用具給付 ・障害者相談員への活動謝礼	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			難病患者に対する医療費助成件数 (年間申請件数)	件	685.00	749.00
			タクシー料金助成件数 (年間利用件数)	件	380.00	272.00

目 的	障害者総合支援法制度の対象とならない施策として、市独自事業を実施することにより、経済的支援を行い地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができる。また、障害者相談員の活動を促進することにより、多様なニーズに対し身近で迅速な対応が可能となる。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			難病患者が医療費助成事業を受けている割合 (実利用人数÷指定難病受給者数)	%	40.00	46.85

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)
-------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 難病医療費助成については、目標値を大幅に上回る件数について助成を実施し、タクシー利用料金の助成については、目標値には届かなかったが、交通手段のない障がい者の通院等に対し助成を行うことができた。障がいのある方に対する日常生活・社会生活を営むための支援事業として、各事業とも適正に実施された。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 指定難病については、令和3年11月1日に対象疾病が333から338へ拡大され、市内の指定難病特定医療費受給者は令和2年3月末から令和4年3月末までの2年で909人から1,016人と107人増えており、それに比例して市の医療費助成利用者も大幅に増加し、難病患者の医療費自己負担について助成することができた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 助成対象者の把握に努めるとともに、広報やHP等を利用して積極的に事業内容の周知を行い、市独自の障がい福祉施策の更なる充実に努める。
-------------------	---

事業名称	医療費助成(市単)事業					所管課	国保年金課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業1-ト	2030
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実				事業期間	平成17年度～
施 策	01	出産や子育ての経済的支援					
取 組	02	子ども・若者に対する医療費の助成					
予算科目	会計	01	款 03	項 01	目 04	事業 02	根拠法令 古河市医療費助成に関する条例

実施経緯	これまで、医療費助成事業については、対象者の拡大等見直しを行ってきたが、県の補助事業に合わせたサービス内容であった。そのような中、近隣において子ども医療費無料化を実施する市町村が増え、市民からの要望もあったことから、当市における新たな子育て支援策として、平成30年度から、医療費助成の内容を拡大し、子ども医療費の一部自己負担金無料化(0歳～中学3年生)を実施している。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		168,697	183,448
		対象	子ども(0歳～当該年度内に18歳に達する者)、妊産婦(所得超過者)。

手 段	令和3年度 マル古受給者証の作成及び発行 マル古医療費の審査 マル古医療費の支給 子ども医療費一部自己負担分の支給	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			妊産婦給付件数(延件数)	件	90.00	78.00
			子ども給付件数(延件数) (0歳～当該年度内に18歳に達する者)	件	56,678.00	51,616.00
			子ども無料化分給付件数(延件数) (0歳～中学3年生)	件	135,828.00	117,237.00

目 的	平成30年度から、子ども医療費の一部自己負担金無料化を実施。病気の子どもは医療機関に受診しやすくなり、重篤化を防ぐことができる。また、子どもを育成する家庭を経済的に支援することで、次世代を担う子どもが健やかに育まれる環境を整える。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			妊産婦給付額	千円	822.00	697.00
			子ども給付額 (0歳～当該年度内に18歳に達する者)	千円	100,024.00	93,476.00
			子ども無料化分給付額 (0歳～中学3年生)	千円	100,194.00	85,963.00

計画時 特記事項	平成30年4月から、0歳から中学3年生の医療費の一部自己負担金無料化を実施した。平成30年10月から、16歳～18歳の入院医療費が県の補助となった。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
-------------	--	------------------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) ・対象者の申請を受けて受給資格者とする。 ・給付については、県の医療費助成と同様の方法により実施。県内医療機関受診分については、公費負担者番号を利用し、県国保連合会からのレセプトによる現物給付を行い、受給者及び市の事務の簡素化を図っている。 ・中学3年生までの子ども医療費の一部自己負担金無料化については償還払いにより給付。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 受給者の医療費負担は軽減されており、子育て支援の一翼を担っている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 県内医療機関受診分の医療費については現物給付だが、県外医療機関受診分については償還払いとなる。平成30年度から子ども医療費の一部自己負担金無料化を実施したことで、さらに償還払いの事務処理量が増加し、事務処理の効率化が課題である。令和3年度から業務の一部をRPA化し事務処理の効率化を図っている。今後もRPAによる処理を効率よく進められるよう関係課との連携により改善に努める。当該事業については、ジェネリック医薬品の利用促進等により医療費適正化を図るとともに、県や近隣市町村の動向を注視しながら継続して実施していく。
-------------------	---

事業名称	シルバー人材センター運営助成事業					所管課	高齢介護課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	2310	
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間		
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり					
取 組	02	高齢者の社会参加と生きがいづくり					
予算科目	会計	01	款 03	項 02	目 03	事業 02	根拠法令 高齢者等の雇用の安定等に関する法律 市高齢者就業機会確保事業費交付金要綱等

実施経緯	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定するシルバー人材センターに対し、高齢者就業機会確保事業費等補助金の国庫補助に準じ、市も予算の範囲内で補助を行う。	決算額(千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		42,160	41,160
		対象 公益社団法人古河市シルバー人材センター	

手 段	令和 3年度 市高齢者就業機会確保事業費等補助 市シルバー人材センター運用資金貸付 全国・県シルバー人材センター賛助金負担 公有財産の維持管理 シルバー活動の周知支援	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			賛助金補助金件数	件	1.00	1.00
			運用資金貸付件数	件	1.00	1.00
			シルバー活動の周知支援(広報紙掲載)	件	1.00	0.00

目 的	高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るため、古河市シルバー人材センターが実施する高齢者就業機会確保事業に対し予算の範囲内で補助金を交付する。また、予算の範囲内で運用資金貸付を行い、より安定した公益社団法人の経営を図る。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			達成目標 会員数	人	1,200.00	1,110.00
			達成目標 契約金額	千円	530,000.00	478,602.00

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	
-------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) ・高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るため、古河市シルバー人材センターに対し高齢者就業機会確保事業費補助及び運用資金貸付を関係法令に基づき適正に行った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) ・成果指標の実績値は、いずれも目標値に達しなかった。 ・要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による契約金額の減少、新規会員に関しては、65歳定年制や企業における70歳までの雇用努力義務化による新規会員の高齢化が進行していることなどが考えられる。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) ・高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るためにも高齢者の雇用促進や就業機会確保が必要であるため、国庫補助額を限度に予算の範囲内で支援(補助)を継続していく。
-------------------	--

事業名称	敬老事業					所管課	高齢介護課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業コード	2320	
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間	平成19年度～	
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり					
取 組	03	高齢福祉サービスの充実					
予算科目	会計	01	款 03	項 02	目 03	事業 03	根拠法令 古河市敬老祝金支給要綱

実施経緯	合併前は「敬老祝賀式典」や「祝金配付」を実施していたが、合併後、「祝金配付」のみとし、節目の年に健康と幸せを祝福し贈呈している。事業の見直しを行い、令和元年度より満77歳到達者の贈呈額を10,000円から5,000円とした。					決算額 (千円)			
						令和 2年度		令和 3年度	
						17,887		17,223	
						対象	毎年8月1日現在(基準日)、本市の住民基本台帳に記録されている者で、基準日が属する年度内において満77歳、満88歳若しくは満100歳に達するもの又は満100歳以上のもの		

手 段	令和 3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	高齢者敬老祝金贈呈の実施【満77歳、満88歳、満100歳以上】	活動指標(手段)	祝金贈呈者(満77歳)	満77歳到達者数			
			祝金贈呈者(満88歳)	満88歳到達者数	人	1,498.00	1,593.00
			祝金贈呈者(満100歳以上)	満100歳以上到達者数	人	687.00	630.00
					人	128.00	76.00

目 的	多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の方々に敬老祝金を贈呈し、その長寿を祝福するとともに高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。					指標名等		単位	当初目標値	実績値			
						祝金贈呈者受取り率(満77歳)	満77歳贈呈者÷満77歳対象者数						
									祝金贈呈者受取り率(満88歳) <td>満88歳贈呈者÷満88歳対象者数 <td>%</td> <td>99.00</td> <td>99.87</td> </td>	満88歳贈呈者÷満88歳対象者数 <td>%</td> <td>99.00</td> <td>99.87</td>	%	99.00	99.87
									祝金贈呈者受取り率(満100歳以上) <td>満100歳以上贈呈者÷満100歳以上対象者数 <td>%</td> <td>98.00</td> <td>100.00</td> </td>	満100歳以上贈呈者÷満100歳以上対象者数 <td>%</td> <td>98.00</td> <td>100.00</td>	%	98.00	100.00

計画時特記事項	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、祝金を口座振込とした(満100歳到達者については記念品の贈呈もあるため訪問または口座振込にて実施)。令和3年度以降についても、口座振込での贈呈を検討している。	評価時特記事項(評価時に必要な追加説明、環境変化等)
---------	--	----------------------------

評価結果(評価コメント)	手 段(活動)	(活動内容は適正であったか) 広報8月号で周知し、対象者には9月に通知を発送、口座振込にて祝金贈呈を適正に実施した。国及び県の記念品の贈呈のある満100歳到達者及び、最高齢者に関しては、茨城県が新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」の対象地区に指定されたため、感染拡大防止対策を図りながら贈呈した。
	目 的(成果)	(目的はどの程度達成されたか) 多くの対象者に敬老祝金を贈呈することで、高齢者の生きがいや生活支援に繋がった。また、令和3年度は敬老祝金システムの導入及びRPA化したことで、安全かつ円滑に祝金を贈呈することができた。

今後の対応(改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 引き続き口座振込にて実施していく。国及び県の記念品贈呈に関しては、対象者の意向を確認しながら新型コロナウイルス感染拡大防止対策を図り実施していく。
---------------	---



事業名称	老人クラブ活動助成事業				所管課	高齢介護課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	2330	
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間		
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり					
取 組	02	高齢者の社会参加と生きがいづくり					
予算科目	会計	01	款 03	項 02	目 03	事業 04	根拠法令 市老人クラブ等活動助成費補助金交付要綱 市老人健康農園設置要綱

実施経緯	<p>明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与することを目的として自主的に組織される老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することにより当該活動を支援している。また、健康で安らかな生活を営むため、老人健康農園を設置している。</p>	決算額(千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		11,463	11,171
		対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>市老人クラブ等の設置基準に関する要綱の規定に基づき設立した老人クラブ及び老人クラブ連合会。</li> <li>市老人健康農園設置要綱の規定による高齢者。</li> </ul>

手 段	令和 3年度		活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	老人クラブ等活動費補助金交付 老人健康農園の維持管理			補助金交付件数	件	5.00	5.00
			老人健康農園	区画数	39.00	39.00	

目 的	令和 3年度		成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動を推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与することを目的とする。			老人クラブ会員数	人	6,800.00	6,516.00
			老人健康農園利用率	%	100.00	100.00	

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	
-------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	<p>(活動内容は適正であったか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付件数に関しては、当初目標値として掲げている老人クラブ(5団体)に対し、関係法令に基づき適正に補助金を交付した。</li> <li>老人健康農園を適正に維持管理し、家庭菜園を希望する高齢者の生きがいづくりに寄与できた。</li> </ul>
	目 的 (成果)	<p>(目的はどの程度達成されたか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成果目標の実績値(老人クラブ会員数)は、目標値に達しなかった。</li> <li>単位老人クラブの会員の高齢化が進行し、新規会員が加入しないため、会員数が減少しており、設置要綱の会員数(概ね30人以上)や補助要綱(20人以上)を満たさないため、解散しているクラブが年々増加していることが大きい要因だと考えられる。</li> </ul>
今後の対応 (改善・改革案)	<p>(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブについては、会員の高齢化によりクラブ数や会員数が減少しているため、高齢者の生きがいや社会参加を促進する観点から老人クラブ活動が継続できる仕組みを見直し、引き続き、老人クラブ活動を支援する必要がある。</li> </ul>	

事業名称	ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業				所管課	高齢介護課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	2340	
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間		
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり					
取 組	03	高齢福祉サービスの充実					
予算科目	会計	01	款 03	項 02	目 03	事業 05	根拠法令 古河市訪問理美容サービス事業及び訪問理美容サービス事業指定事業者の指定等に関する規則等

実施経緯	<p>急速な高齢化と核家族化、少子化の進行を社会背景とし、独居高齢者及び高齢者世帯数が増加する傾向にある。合併以前から実施していた事業を精査し、内容の見直し等を行いながら実施している。「緊急通報システム事業」及び「愛の定期便事業」については、「高齢者見守りサポート事業」として、高齢者の安否確認をより強固にするため、24時間365日体制で実施することができるよう内容の見直しを図った。</p> <p>また、高齢者の熱中症を予防し、安心・安全に生活してもらうため、「高齢者世帯エアコン設置費等助成（令和3年度のみ）」を実施。</p>		決算額（千円）	
			令和2年度	令和3年度
			9,499	8,423
			対象	主に65歳以上の独居高齢者、高齢者世帯のうち軽度な生活支援を必要とする人等。

手 段	令和3年度		活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	「緊急通報システム」及び「愛の定期便」利用者の「高齢者見守りサポート事業(特別会計：介護保険事業勘定)」への移行訪問理美容サービスの実施 はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費の助成 高齢者世帯エアコン設置費等の助成 その他事業の実施			愛の定期便利用者数		人	345.00
		緊急通報システム利用者数		人	100.00	318.00	
		高齢者世帯エアコン未設置世帯数(推計数)		世帯	1,622.00	1,545.00	

目 的	独居高齢者及び高齢者世帯の方が日常生活を営むなかでの軽度な生活不安(身体的・精神的)の緩和等を図ることを目的とする。	成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値	
			愛の定期便安否確認通報件数		件	52.00	32.00
			緊急通報システム通報件数(火災・救急等)		件	11.00	11.00
		高齢者世帯エアコン設置費等助成(設置件数)		件	200.00	77.00	

計画時特記事項	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	「緊急通報システム事業」及び「愛の定期便事業」については、令和3年4月により見守りが充実した「高齢者見守りサポート事業」が開始となったことに伴い、移行期間を経て令和3年度末で事業終了となった。また、当初目標値の根拠は、「高齢者見守りサポート事業」へ移行せず、令和3年度末まで利用継続と思われる人数とした。
---------	--------------------------------	--

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 愛の定期便については、比較的元気な高齢者183人が「高齢者見守りサポート事業」へ移行せず、令和3年度末まで利用継続した。緊急通報システムについては、設置後ほとんど利用していない方が移行希望しなかったため、順次機器を撤去し事業終了とした。「高齢者見守りサポート事業」への移行については、案内通知の発送等を行い、移行希望者375人が、令和3年度末までにスムーズに移行完了することができた。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 愛の定期便については実績値が目標値を下回っているが、順次「高齢者見守りサポート事業」へ移行したためである。「高齢者見守りサポート事業」での通報件数は47件となっており充分な見守りが行われている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 高齢者の安否確認については、「高齢者見守りサポート事業(特別会計：介護保険事業勘定)」に移行し実施していく。その他、ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業についても、見直し等を行いながら実施していく。
-------------------	---

事業名称	自立支援事業				所管課	高齢介護課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	2350		
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間			
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり						
取 組	03	高齢福祉サービスの充実						
予算科目	会計	01	款 03	項 02	目 03	事業 06	根拠法令	「古河市一般高齢者介護予防通所サービス実施要綱」 「古河市生活管理指導短期宿泊サービス事業実施要綱」等

実施経緯	平成29年4月に「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始となり、通所介護・通所リハビリ、軽度生活支援事業は総合事業へ移行となった。現在の自立支援事業としては、一般高齢者介護予防通所サービスは、新規利用は募らず現利用者のみで実施、生活管理指導短期宿泊サービスは継続にて実施となっている。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		5,721	5,540
対象	[一般高齢者介護予防通所サービス]65歳以上の閉じこもりがちな高齢者、要介護予防者 [生活管理指導短期宿泊事業]65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない、虐待等により避難させる必要がある人等		

手 段	令和3年度 [予防通所]週1回を限度に施設でレクリエーション等を行う。 [短期宿泊]7日間を限度とし、施設に入所して生活管理指導や一時保護をする。	活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			一般高齢者介護予防通所サービス延べ利用者数	人	912.00	630.00
			短期宿泊事業利用延べ日数	日	56.00	0.00
目 的	介護保険の認定を受けていない高齢者の日常生活を支援し、自立した生活の継続を支援する。	成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			利用率(一般高齢者介護予防通所サービス) 利用実人数/65才以上人口	%	0.06	0.04

計画時特記事項	一般高齢者介護予防通所サービスは、利用者の高齢化に伴う心身機能の低下等に合わせ、本人の同意のもとに要介護認定の申請及び総合事業サービスへの移行を勧めている。	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	[予防通所] 平成29年4月から「総合事業」の開始に伴い、同様の通所サービスが提供可能となったことから、総合事業への一本化へ向け、新規受付は行わず経過措置にて実施してきた。利用者の減少、施設の老朽化及び、受け入れ先となる総合事業を提供する通所サービス事業所が多くあることから令和3年度末で事業終了となる。
---------	--	--------------------------------	---

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 【予防通所】現利用者のみ週1回を限度に施設でレクリエーション等を実施した。また事業終了にあたり、利用者には自立した生活の支援のために、総合事業を引き続き利用できるような介護認定申請への支援を行った。 【短期宿泊】高齢者の虐待等により一時保護及び生活指導が必要な方への支援環境を十分に確保した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 【予防通所】利用者の多くは心身機能の維持ができた。また事業終了にあたり、総合事業の通所サービス利用を希望する方には、介護認定申請をすすめ、総合事業サービス利用に繋げることができた。 【短期宿泊】利用実績はないが、施設への短期宿泊により、一時保護及び生活指導を行い、自立した生活の継続を支援する体制を整えることができた。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 【予防通所】令和3年度末で終了し、総合事業にて介護予防通所事業を提供していく。 【短期宿泊】同様のサービスがないため、老人ホーム入所措置事業と統合し継続して実施していく必要がある。	

事業名称	通院等助成事業					所管課	高齢介護課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業1-ド	2360
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実				事業期間	
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり					
取 組	03	高齢福祉サービスの充実					
予算科目	会計	01	款 03	項 02	目 03	事業 07	根拠法令 「古河市高齢者通院等交通費助成事業実施要綱」「古河市白内障補助眼鏡、補聴器購入費等助成事業実施要綱」等

実施経緯	合併前、総和地区において実施していたサービスを対象者やサービス内容を見直しながら実施している。他の制度では助成のないものについて助成金を支給している。		決算額(千円)			
			令和 2年度		令和 3年度	
			11,857		12,412	
			対象	65歳以上の高齢者で、経済的負担の支援を必要とする人で、各種事業の対象者の該当者等。		

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	活動 指標 (手段)	内容	指標名等	単 位			
		通院等に係るタクシー費用の助成 白内障補助眼鏡購入費の助成 補聴器購入費の助成 シルバーカー等購入費の助成 その他事業の実施	民生委員児童委員協議会にて周知活動		回	5.00	5.00
			市広報等にて周知		回	1.00	1.00

目 的	高年齢者が安心して自立した生活が送れるよう、各種福祉サービスの実施により経済的負担を軽減し、介護予防及び福祉の増進を図る。	成果 指標 (目的)	指標名等		単 位	当初目標値	実績値
			指標名等	単 位			
			タクシー助成利用者数				
			延べ利用者数	人	2,950.00	2,831.00	
			白内障補助眼鏡助成利用者 実人数	人	268.00	249.00	
			補聴器助成利用者数 実人数	人	127.00	108.00	

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	
-------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 通院等助成事業や白内障補助眼鏡、補聴器購入費等助成事業に関して、民生委員への説明や、ホームページ等の周知は目標値をクリアした為、介護保険証を送付する65歳到達者に対し福祉サービス一覧(概要版)を配布し、より多くの市民に対し周知活動を行った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 利用者数に関しては、各サービスともほぼ横ばいであった。通院時のタクシー助成については、免許返納に伴う利用者の増加が予測されたが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響もあり大幅な変動はみられなかった。事業内容はホームページ等で周知を図り、必要な人へ助成することで経済的負担の軽減に繋げることができた。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 地域で暮らす高齢者にとって、通院のみならず移動支援等のサービスはニーズが高い為、今後見直しを検討する。また、全国的に実施している自治体が少ない補聴器購入費助成のような古河市独自のサービスもあるので今後も制度を定着化させるため、出前講座などで市民への周知活動を行い、高齢者の経済的負担の軽減につなげていく。	

事業名称	成年後見制度推進事業					所管課	高齢介護課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13714	
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間	平成29年度～	
施 策	03	認知症への対応と高齢者の尊厳の保持					
取 組	02	高齢者の権利や尊厳の保持					
予算科目	会計	01	款 03	項 02	目 03	事業 22	根拠法令 老人福祉法 成年後見制度の利用の促進に関する法律

実施経緯	高齢化にともない認知症等の要介護高齢者が増加しており、権利・財産を守るために成年後見制度を必要とする人が、今後ますます増えたと予想される。 関係各課および独自事業として「成年後見サポートセンターこが」を設置する古河市社会福祉協議会と連携し、事業の充実を図る。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		4,327	3,420
対象	要介護高齢者、もしくは要介護者となるおそれのある高齢者またはその家族		

手 段	令和3年度		指標名等			
	活動 指標 (手段)	活動 指標 (目的)	単位	当初目標値	実績値	実績値
成年後見制度に関する相談・申立手続き支援 成年後見制度の普及・啓発 市民後見人の育成及び受任調整	活動 指標 (手段)	成果 指標 (目的)	相談延件数			
			成年後見サポートセンターこが 相談件数	件	105.00	121.00
			市民後見人登録者数			
			市民後見人の登録実人数	人	26.00	26.00
一般市民や関係団体等に対し成年後見制度の普及啓発を行い、理解を深めるとともに、初期の相談から申立手続きまで一体的に支援を行う。また、地域住民が市民後見人となることで、後見人等の人材不足を補うとともに、地域の実情にあった支援が可能となる。	成果 指標 (目的)	成果 指標 (目的)	申立支援延件数			
			成年後見制度の申立てに関する 手続き支援件数	件	25.00	10.00
			市民後見人推薦件数			
			市民後見人として活動するため 推薦された実人数	人	2.00	0.00

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)
-------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 成年後見制度に関する相談件数は実績値が目標値を上回り、関心度の高さが明らかになった。 市民後見人登録者数は、成年後見制度普及啓発の観点から必要な目標値であり、実績値が目標値をクリアしたため、適正な登録者数となっている。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 成果目標の実績値は、いずれも目標値に達しなかったものの、相談者が申立て手続き支援を必要としていないのか、あるいは支援が不十分なのか、分析の必要性を考えさせられるきっかけとなった。 市民後見人の推薦者数については、選定済み候補者はいるため、目標値は変更しないものとする。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 相談件数の増加から後見人制度の関心が高まっていると考えられる。 事業の委託先である古河市社会福祉協議会と、事業内容や実績の確認と評価を行いながら、今後も市民にとって必要な情報や支援を提供する。また、市民後見人についても、新たな候補者を推薦できるよう継続的に育成を行う。	

事業名称	老人福祉センター「せせらぎの里」運営事業				所管課	高齢介護課			
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	2460			
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間				
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり							
取 組	02	高齢者の社会参加と生きがいづくり							
予算科目	会計	01	款 03	項 02	目 04	事業 02	根拠法令	古河市福祉、保健及び医療に関する施設の設置及び管理に関する条例	古河市総和老人福祉センター管理運営規則

実施経緯	昭和54年度に高齢者の教養・娯楽・研修等のための場所提供、健康増進、教養向上、レクリエーション等のための利用施設として建設・運営が開始された。 平成18年度より福祉バスの運行が開始され、指定管理者制度が導入された。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		3,586	2,503
		対象 総和老人福祉センター利用者	

手 段	令和3年度 市公共施設適正配置基本計画あり方の検討 福祉バスの運行管理 施設設備の維持管理(指定管理を除く)	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			年間営業日	日	330.00	261.00
			週7日×52週=約330日			
			福祉バス年間運行回数 (運行点検日(週1回含む))	回	120.00	51.00

目 的	地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。また、当該施設を利用する団体等へ福祉バスの利用を供し適正な管理・運営を図る。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			入館者数	人	23,760.00	10,150.00
			72名×330日			
			福祉バス利用率	%	100.00	0.00

計画時 特記事項	市公共施設適正配置基本計画の対象施設	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変化等)
-------------	--------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) ・新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言に伴う臨時休館(営業日減)や老人クラブの団体利用自粛(運行回数減)により活動目標値に達しなかったが、活動内容は適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) ・新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館(入館者数減)や老人クラブの団体利用自粛(利用率減)により目標値に達しなかったが、適正な運営・管理は図れた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) ・新型コロナウイルス感染症対策により安定的なサービス提供ができなくなり、また、建物の老朽化に伴う高額な更新費用を解消するため、古河市のファシリティマネジメントとの調整を行い、老人福祉センター運営ビジョンを確定させる。 ・総和老人福祉センターの見直しと併せて、福祉バスの運行についても見直ししていく。
-------------------	--

事業名称	古河老人福祉センター運営事業				所管課	高齢介護課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	10205		
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間			
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり						
取 組	02	高齢者の社会参加と生きがいづくり						
予算科目	会計	01	款 03	項 02	目 04	事業 04	根拠法令	古河市福祉、保健及び医療に関する施設の設置及び管理に関する条例 古河市古河老人福祉センター管理運営規則

実施経緯	昭和45年度に高齢者の教養・娯楽・研修等のための場所提供、健康増進、教養向上、レクリエーション等のための利用施設として建設・運営が開始された。 平成19年度より指定管理者制度が導入された。		決算額(千円)					
			令和2年度			令和3年度		
			3,947			2,081		
			対象	古河老人福祉センター利用者				

手 段	令和3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	市公共施設適正配置基本計画あり方の検討 土地借上料の支払 汚水排水委託料の支払 施設設備の維持管理(指定管理を除く)	活動 指標 (手段)	年間営業日	6日×52週=約300日	日	300.00	239.00

目 的			指標名等		単位	当初目標値	実績値
	地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。	成果 指標 (目的)	入館者数	72名/日×300日	人	21,600.00	14,479.00

計画時特記事項	市公共施設適正配置基本計画の対象施設	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
---------	--------------------	--------------------------------	--

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) ・新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言に伴う臨時休館(営業日減)により活動目標値に達しなかったが、活動内容は適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) ・新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言に伴う臨時休館(入館者数減)により目標値に達しなかったが、適正な運営・管理は図れた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) ・新型コロナウイルス感染症対策により安定的なサービス提供ができなくなり、また、建物の老朽化に伴う高額な更新費用を解消するため、古河市のファシリティマネジメントとの調整を行い、老人福祉センター運営ビジョンを確定させる。
-------------------	--

事業名称	0・1・2保育ルーム事業					所管課	子ども福祉課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ト	2530	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間	平成17年度～令和3年度	
施 策	02	保育の量の拡大と質の改善					
取 組	03	待機児童の継続的な解消					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 01	事業 05	根拠法令 古河市012保育ルーム事業実施規則

実施経緯	保育を必要とする3歳未満の乳幼児の保育需要が高まったため開始。 平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートし、012保育ルーム実施幼稚園のほとんどは「認定こども園」へ移行し事業縮小した。 新制度開始以降は2施設で実施していたが、令和2年度から1施設が認可保育施設へ移行。残り1施設も令和4年度中に認定こども園に移行予定である。	決算額(千円)					
		令和2年度			令和3年度		
		4,993			5,073		
		対象	・対象：012保育ルームの認定を受けた保育事業者 ・保育の対象：古河市内に住所を有し、1月あたり保護者の保育を受けることができないと認められる時間が64時間以上の、0～2才までの乳幼児				

手 段	令和3年度	活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	012保育ルーム保育事業者に対する運営費等の助成。(認定施設：1施設)		012保育ルーム認定数	認定施設数	施設	1.00
			012保育ルーム利用者数			
			延べ利用数	人	130.00	116.00
			012保育ルーム利用時間数			
			延べ利用時間数	時間	14,304.00	14,616.00

目 的	保育を必要とする3歳未満の乳幼児の保育需要に対応するため、都道府県知事の認可を受けていない保育施設等を市が012保育ルームとして認定している。古河市独自の制度であり待機児童解消の一翼を担っている。	成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値	
			利用者数対前年度比				
			当該年度延べ利用者数 ÷ 前年度延べ利用者数	%	117.10	103.57	
				%			
				%			

計画時特記事項	令和2年度以降の対象施設 ルリキッズランド(ルリ幼稚園) 助成額 基本月額単価：144,000円 加算額：1月の利用日数や1日の利用時間により算出	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
---------	---	--------------------------------

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 毎月の利用日数や利用時間などを基に算出した助成金を1施設に適正に交付した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 利用者数および利用時間が前年度比で増加しており、乳幼児の保育需要に対応できた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 対象施設(ルリキッズランド)は、令和4年度中に幼保連携型認定子ども園に移行予定のため、移行後に事業終了見込。
-------------------	--



事業名称	家庭児童相談事業					所管課	子育て包括支援課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	2540	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間		
施 策	03	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援体制の強化					
取 組	03	児童虐待・DV対策の強化					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 01	事業 06	根拠法令 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律「児童虐待防止法」

実施経緯	「児童福祉法」及び「家庭児童相談室の設置運営について（旧厚生省通知）」に基づき旧古河市福祉事務所に家庭児童相談室が設置されており現在に至る。また、平成17年4月からは、「児童福祉法」の改正に基づき市町村が家庭児童相談を受け付ける窓口として規定された。その後、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、市に協議会の調整機関を置くこととされ、県の児童相談所とともに、児童虐待対応の最前線の窓口となっている。	決算額（千円）	
		令和 2年度	令和 3年度
		7,953	9,105
		対象	18歳未満の要保護児童（虐待含む）、及びその家族。

手 段	令和 3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本事業の実施</li> <li>第3期古河市虐待・DV対策基本計画策定のためのアンケート実施</li> <li>各連携会議の見直し</li> <li>虐待・DV LINE相談の本格導入</li> </ul>	活動 指標 (手段)	家庭児童相談新規案件数				
電話や面接による子どもの養育等に関する相談数	件		200.00	155.00			
うち児童虐待相談新規案件数							
	成果 指標 (目的)	身体的、心理的等虐待に関する相談数	件	70.00	82.00		
児童虐待に関する広報活動							
		オレンジリボンキャンペーン等広報活動、出前講座の合計	回	10.00	10.00		

目 的	要保護児童の各種相談（養護・虐待・障害・非行・育成・不登校等）に応じ、児童並びにその家族の福祉（ウェルビーイング）の向上を図っている。とくに児童の虐待については児童相談所と連携を図り、虐待対応を行っている。また、要保護児童対策地域協議会（古河市虐待DV対策地域協議会）の調整機関となり、代表者会議、実務者会議、個別対応会議を開催するとともに、オレンジリボンキャンペーンなどの虐待防止の広報・啓発活動を実施している。	指標名等		単位	当初目標値	実績値
		虐待相談の割合				
児童虐待相談/家庭児童相談	%	45.00	52.90			
一時保護人数						
筑西児童相談所に一時保護された児童	人	20.00	37.00			

計画時 特記事項	令和4年度末までに、「子ども家庭総合拠点」の設置をめざしており、同事業はその中核を担うことになる。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
-------------	---	------------------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 社会生活自粛の緩和を受けて「オレンジリボンキャンペーン」など啓発活動を再開し、相談窓口や新たに始めたオンライン相談の周知を行った。相談業務では、個々のケースに応じた対応を行い、各会議においては資料や会議開催のタイミング等工夫をした。令和4年度は第3期古河市虐待・DV対策基本計画策定の年であるため、児童虐待に関する市民の意識調査を実施したことなど、これらの活動内容については適正であった。
	目的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 教育機関等がコロナ禍で休校になり、家庭児童相談案件数が予想値よりも少なかったが、児童虐待の発生件数は増加し、虐待相談の割合が高くなっている。また、それに伴い、児童相談所による一時保護の件数も増加している。数字では推し量れないところもあるが、関係機関と連携しながら重篤な虐待に発展する前に対応できたことは成果である。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 児童虐待相談は、引き続き関係機関との連携にて早期対応を図る。 令和4年度は「第3期古河市虐待・DV対策基本計画」を策定する。また、国が「子ども家庭センター」の設置に努めることを打ち出したこともあり、今後の国・県の動向を注視していく。
-------------------	---

事業名称	三人乗り自転車貸出事業					所管課	子ども福祉課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業コード	13126		
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実				事業期間	平成21年度～		
施 策	01	出産や子育ての経済的支援							
取 組	01	出産や子育ての経済的負担の軽減							
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 01	事業 18	根拠法令	茨城県道路交通法施行細則、古河市3人乗り自転車貸出要綱	

実施経緯	自転車の「3人乗り」については、幼い子どもを持つ親などからの要望が相次いだため、平成21年7月の県道路交通規則の改正により、安全基準を満たした自転車に6歳未満の子どもを乗せる場合に限り認められた。これを受けて市でも総合経済対策の一環として3人乗り自転車貸出を平成21年9月1日から行っている。	決算額(千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		247	297
		対象	市内在住の満1歳から6歳未満の乳幼児2人以上を養育する保護者

手 段	令和 3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	制度の周知 原則1年間の貸出の為、更新時に継続するか否かを、通知により確認をする。 市内自転車店(19店)へ市保有の自転車の保管と点検、修繕を委託		広報誌への掲載	回	1.00	0.00
			ホームページへの掲載	日	365.00	365.00
			自転車貸出回数			
			年間延利用回数	台	32.00	18.00

目 的	3人乗り自転車は、子育て家庭において保育園の送迎などに利用されることが多いが、高額であり限られた時期しか使わないことから、購入すると負担が大きい。そこで有料だが貸し出しをすることにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
				自転車稼働率(3/31現在)		
			貸出回数/保有台数	%	80.00	35.13

計画時 特記事項	自転車保有台数 37台 【内訳】 電動アシスト自転車 27台 ギア付自転車 10台 ※令和2年度ギア付き自転車を20台廃棄	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
-------------	---	------------------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 申請等は三庁舎で受付可としており、申請者の希望する利用開始時期に貸出しできるよう、三庁舎と連携し行った。利用者から修繕等について連絡があった場合は、自転車店と連携し、早急な対応ができるようにつとめ、また、利用者の管理を的確に行えたことで、更新時の通知等についても漏れることなく、通知することができたので、適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 購入すると負担が大きい3人乗り自転車の貸し出しをすることにより、子育て世帯の経済的負担を軽減している。しかし、近年の貸出状況については、ギア付自転車の利用はなく、電動アシスト自転車の利用希望者も、年々減少している。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) ギア付き自転車が10台あるが、利用がないまま店に置かれている状態のため、店舗が手狭になっている現状がある。また、事業開始以降、自転車の新規購入はなく、老朽化も進んでいるため修繕費が増加している中、純正の部品が既に製造中止となっていることや、自転車の耐用年数・利用者が減少傾向である状況を鑑み、今後の事業継続等を含め、見直しが必要。
-------------------	---

事業名称	ひとり親家庭等総合支援事業				所管課	子ども福祉課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13758	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間		
施 策	01	出産や子育ての経済的支援					
取 組	01	出産や子育ての経済的負担の軽減					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 01	事業 38	根拠法令 厚生労働省事務次官通知：母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について「古河市ひとり親家庭高等職業訓練促

実施経緯	これまで「児童福祉事務事業」の予算枠組みの中で、国庫補助事業の『母子家庭等対策総合支援事業』のメニュー事業である「ひとり親家庭高等技能職業訓練促進給付金等給付事業」を実施していたが、平成29年度から「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を追加・拡充するのに合わせ、新たに「ひとり親家庭等総合支援事業」としてこれら両事業の予算を併せて計上することとなった。				決算額（千円）	
					令和 2年度	令和 3年度
					12,160	13,711
	対象	ひとり親家庭の父母又はその児童。				

手 段	令和 3年度 ・広報・HPによる制度周知 ・チラシによる案内 ひとり親の就労活動等に係る経済的負担の軽減を図るため、以下の内容で給付金を支給する。 高等職業訓練促進給付金等給付事業 非課税世帯：月額10万円 課税世帯：月額7万500円 最終学年は月額4万円加算 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講修了時：受講費用の4割(上限10万円) 合格時：受講費用の2割(上限5万円) 合計最大6割(上限15万円)	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			高等職業訓練促進給付金受給者	人	10.00	11.00
			高等学校卒業程度認定試験合格支援金申請者	人	1.00	1.00

目 的	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業：ひとり親家庭の親が国家資格等の資格を取得するため、養成機関で修業する場合に修学期間中の負担を軽減するために給付金を支給し、より有利な職に就き所得の上昇を促す。 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：ひとり親家庭の親及びその子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげるため高卒認定を取得するための講座を受講する場合にその費用の一部を支給し、低所得の連鎖を生じさせないようにする。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			養成機関での修業課程修了者 (前年度3月卒業者)	人	4.00	2.00
			修了者の内、取得資格を生かし就職できた者	人	4.00	2.00
			高等学校卒業程度認定試験合格支援金受給者	人	1.00	1.00

計画時 特記事項	令和2年度改正 【高等学校卒業程度認定試験対象講座受講修了時・合格時給付金】 修了時：受講費用の2割 4割(上限10万円) 合格時：受講費用の4割 2割(上限5万円) 合計最大6割(上限15万円)	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
-------------	--	--------------------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 国庫補助制度に基づく手段・方法を採用したものであり、適正である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 修了者全員が、取得資格を活かし就職している。修業年限が2年又は3年であるため、今後、資格取得者数及び就職者数が伸びることが見込まれるので、目標は達成されつつある。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) ひとり親家庭の親の資格取得を進め、より良い条件で就職につなげ、経済基盤を安定化させるためには、今後も事業を継続する必要がある。電話や窓口での問合せや相談の際には、相談者から必要な支援等の内容をよく聞き取りし、簡潔でわかりやすい説明を心がけるとともに適切な事業案内を行う。
-------------------	---

事業名称	子育て拠点施設西側民活導入支援事業					所管課	子ども福祉課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業1-ド	13805		
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実				事業期間	平成30年度～		
施 策	03	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援体制の強化							
取 組	01	子ども家庭総合支援拠点の構築							
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 01	事業 40	根拠法令	なし	

実施経緯	古河市総合計画に位置づけられる、子育て拠点の整備に向け、日赤跡地利用全体計画を策定したが、市ファシリティマネジメント基本方針の策定前であり、民間活力の導入検討がされていない状態であったことから、PPPやPFI等の導入可能性調査を行うとともに全体計画に掲げた機能に病児保育等を加え、精査し、平成31年3月に施設導入基本計画を策定した。その後の検討の結果、令和元年9月に病児保育を除き、子ども家庭総合支援センターと民間独自事業の2層の機能とした活用方針を公表し、令和元年12月に事業者の募集を行ったが応募がなかった。引き続き再公募に向けノウハウ等実績のある民間事業者から支援を受け実施する。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		990	0
		対象	本事業による対象は市となる。整備後については、主に官民含めた保育園、幼稚園、認定こども園等に通園する児童等及び保護者の利用を見込んでいる。

手 段	令和3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	民間事業者募集選定アドバイザー業務(事業者選定支援、審査支援、審査委員会運営支援、基本協定締結、定期借地権等の契約等)		PPP/PFI公募(再公募)準備状況 完了工程/全体工程	%	100.00	50.00
	古河市子育て拠点施設整備状況	整備済面積/日赤跡地全体面積	%	58.70	58.70	

目 的	子育て拠点と位置付ける日赤跡地に新たな機能を導入し拠点性を高める。また、整備運営主体に民間資金を活用することで、より効率的な手法により、子育て環境の質の向上を行う。さらに、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般や必要なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点機能の導入を行う。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			女性(25～44歳)の労働力率 2020年国勢調査	%	76.50	80.90

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)
-------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 昨年度検討した内容を踏まえ、複数の民間事業者に対し市場調査を行った結果、再度事業者の募集を行うこととし、(株)富士通総研と支援業務委託契約を締結した。令和4年度の再公募にむけ、募集時に公表する書類の内容整備を適正に進めた。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 支援業務委託契約を締結し、再公募の準備を進めることにより民活手法の導入に着手できた。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 応募のなかった前回よりも募集要項等のあいまいだった事項をわかりやすくするなど、事業者が事業提案しやすい内容に見直しを行う。	

事業名称	結婚新生活支援事業				所管課	子ども福祉課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	14023	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間	令和 3年度 ~	
施 策	01	出産や子育ての経済的支援					
取 組	01	出産や子育ての経済的負担の軽減					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 01	事業 45	根拠法令 古河市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

実施経緯	古河市において、人口減少と少子化の進行が顕著となっている。その背景には晩婚化、非婚化などの要因が考えられており、結婚に踏み切れない主な原因が経済的理由であるとされている。長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から結婚、妊娠出産、子育ての各段階に応じ、きめ細やかな対策を総合的に推進することが必要と考え、まず、若い世代が希望通りに結婚することができるよう、支援体制を構築し、側面からの支援を行う。	決算額(千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		0	4,542
対象		補助対象：婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越し費用 対象世帯：夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満の新規に婚姻した世帯	

手 段	令和 3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・HP掲載</li> <li>・婚姻届出時等にチラシを配布</li> <li>・不動産業者・引越し業者へ事業周知</li> <li>・補助金交付者へのアンケートの実施</li> </ul>	活動 指標 (手段)	お知らせページへの掲載	回			
チラシの配布	補助金対象者でチラシが配布された者/補助金対象者		%	80.00	90.00		
			%				

目 的	新規に婚姻した世帯に対し、結婚新生活支援事業補助金を交付することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、もって少子化対策等の推進に資することを目的とする。また、結婚への機運を醸成させる等、若い世代の結婚の希望の実現に向けた後押しとなることが期待できる。	成果 指標 (目的)	指標名等		単位	当初目標値	実績値
			補助金交付件数	件			
			補助金を利用した転入者の件数	件	5.00	15.00	

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 婚姻・転入があった方へのチラシ配布やホームページにも掲載し情報発信を行ったことは適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 若い世代が希望通りに結婚することができるよう、支援体制を構築し、結婚生活に係る経済的な不安や負担の軽減を目的としている。アンケートの結果、経済的不安の軽減に役に立ったと回答したものが88%と高い評価を得ることができた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 市内及び近隣市町村の不動産業者・引越し業者に対し、チラシ配布等の協力をいただき対象世帯に情報提供をする。また、SNSを活用し、情報発信をしていきたい。
-------------------	---

事業名称	児童手当支給事業					所管課	子ども福祉課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ト	13460	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間	平成24年度～	
施 策	01	出産や子育ての経済的支援					
取 組	01	出産や子育ての経済的負担の軽減					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 02	事業 01	根拠法令 児童手当法、古河市児童手当事務取扱規則

実施経緯	平成24年4月1日制度改正 児童手当法に基づく国の制度により実施する。		決算額(千円)	
			令和 2年度	令和 3年度
			2,125,383	2,073,030
			0歳から中学校修了前の児童を養育する者等	
		対象		

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知(広報・HP・チラシ)</li> <li>・申請方法の案内</li> <li>・窓口及び郵送による届出書等の受理</li> <li>・通知書等の郵送</li> </ul>	活動 指標 (手段)	広報誌への掲載				
チラシ配布(母子手帳交付者)			日	365.00	365.00		
2月末支給対象者数 支給状況報告より			人	9,843.00	9,612.00		

目 的	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	成果 指標 (目的)			児童手当支給割合			
		児童手当支給者/児童手当支給対象者					

計画時 特記事項	<支給額> <b>【所得制限限度額未満】</b> ・3歳未満(一律)15,000円 ・3歳以上小学校修了前(第1・2子)10,000円 ・(第3子以降)15,000円 ・中学生(一律)10,000円 <b>【所得制限限度額以上】(一律)5,000円</b> <支給月> 2月、6月、10月	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	---	------------------------------------	--

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 児童手当の認定に係る届出や現況届等を三庁舎で受付し、郵送でも申請を可能としている。各届出書等の提出がない者には催促の手紙を送付。提出を促し、未支払がないように努めたことから、適正である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 居所不明等の理由で、連絡がとれない方を除く全ての方からの、認定に必要な届出書等を受理することができ、児童手当を支給することができた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 受給者の利便性の向上のため、公簿等を利用して受給者の内容が確認とれる場合には、所得証明書等の書類を省略してきたが、令和4年6月に児童手当法の一部が改正されることにより、現況届の提出が、原則省略できることとなるが、申立等が必要となる受給者については、引き続き現況届の提出が必要となるため、現況届の提出が必要となる該当者の把握を行っていく。
-------------------	--

事業名称	児童扶養手当支給事業					所管課	子ども福祉課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	2640	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間		
施 策	01	出産や子育ての経済的支援					
取 組	01	出産や子育ての経済的負担の軽減					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 03	事業 01	根拠法令 児童扶養手当法、児童扶養手当施行令、児童扶養手当施行規則

実施経緯	児童扶養手当法に基づく制度により実施する。		決算額(千円)	
			令和 2年度	令和 3年度
			574,616	553,544
	対象	父母の離婚等により児童を監護している父または母、または両親にかわってその児童を養育している養育者		

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知 (HP)</li> <li>・事前相談、申請方法の案内</li> <li>・窓口及び郵送による届出書等の受理</li> <li>・通知書等の郵送</li> </ul>	活動 指標 (手段)	児童扶養手当受給者数				
	年度末における受給延べ件数		件	13,742.00	13,641.00		
	児童扶養手当支給人数						
	児童扶養手当3月支給分の人数		人	1,156.00	1,162.00		

目 的	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給する。		指標名等		単 位	当初目標値	実績値			
	成果 指標 (目的)			児童扶養手当支給割合						
				児童扶養手当支給者/児童扶養手当支給対象者				%	98.00	99.02

計画時 特記事項	支給額(令和3年度) 月額 【全部支給】 【一部支給】 1人目 43,160円 10,180円~43,150円 2人目 10,190円 5,100円~10,180円 3人目以降 6,110円 3,060円~6,100円 ・年6回支給	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	---	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 国庫補助制度に基づく手段・方法を採用したものであり、適正である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 各庁舎の住所異動届(アコーダー)(転入・転出・転居の住所変更のほか戸籍届出による職権修正も含む)から、児童扶養手当受給対象者に該当すると思われる人を確認し、必要な場合には手続等について案内している。今後も引き続き対象者への周知を進め、適正な手当の支給に努める。そのほか、電話や窓口での相談時は、簡潔にわかりやすい説明を心掛け、理解を促している。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 現在受給している人を含め、家庭や所得状況の変更により受給対象となった人へ、児童扶養手当の制度について適切な案内を進める。窓口での相談や現況届出時には、受給者から状況をよく聞き取りすることで、手当を適正に支給する。父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の安定と自立を促すため、継続して事業を実施する。
-------------------	---

事業名称	一時預かり事業					所管課	子ども福祉課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	2840	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間	平成17年度～	
施 策	02	保育の量の拡大と質の改善					
取 組	04	多様な保育ニーズへの対応					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 04	事業 19	根拠法令 古河市一時預かり事業実施規則

実施経緯	保護者の断続的な勤務、短時間の勤務等、勤務形態の多様化、急病、育児疲れ等に伴う一時的保育のニーズがあるため。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		10,851	11,603
		対象	市内に在住する生後2ヶ月から小学校就学前の児童及びその保護者

手 段	令和3年度	活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四保育所で実施</li> <li>・利用料は日額一人につき1,500円</li> <li>・利用は午前7時30分から午後6時まで(月曜日～土曜日)</li> </ul> 保育所にて申込みを受け付け		一時預かり保育開設日数	日	293.00	293.00
				日		

目 的	保護者の断続的な勤務、短時間の勤務等、勤務形態の多様化、急病、育児疲れ等に伴う一時的保育のニーズを満たす他、定員の超過により保育所に入所できない待機児童が一時保育を利用することにより、保護者及びその家族の負担を軽減することができる。	成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			一時預かり保育利用児童数	人	1,000.00	972.00
				人		

計画時特記事項	第一保育所が令和元年度末をもって閉所。令和2年度以降は、公立では第四保育所のみで実施。	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
---------	---	--------------------------------

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 第四保育所で年間300日近く開所し、約1,000人の児童が利用している。前年度の利用児童者数と比較してもほぼ横ばいであった。苦情等もなく適正な活動が行われた。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 利用児童者数の推移から考察すると、事業の目的は、必要とする方には十分に行き渡り、達成している。また、子育てに悩む保護者に対し、親身に保育士が対応するなど、数字にはない成果が見受けられた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 第一保育所が令和元年度(令和2年3月末)で閉所し、公立保育所では、第四保育所でのみ実施となっている。市内の私立保育所や幼保連携型認定こども園においても同様の事業を実施しているが、引き続き事業の実施及び推進をすることで多様な保育サービスの向上を図ることが可能となる。
-------------------	--



事業名称	地域子育て支援センター事業					所管課	子ども福祉課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	2850	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間	平成21年度～	
施 策	02	保育の量の拡大と質の改善					
取 組	04	多様な保育ニーズへの対応					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 04	事業 20	根拠法令 古河市地域子育て支援拠点事業実施要綱

実施経緯	保育所、幼稚園に入所・入園していない乳幼児及びその保護者が、地域内で孤立や、育児方法の悩みへの対応を、地域を拠点とする保育所において実施することが求められていたところ、第三保育所が改築されることに伴い、当事業を実施するに至った。第四保育所改築に伴い、平成25年6月から事業実施。		決算額(千円)			
			令和2年度		令和3年度	
			9,953		10,895	
			対象	就学前児童及びその保護者		

手 段	令和3年度 ・第三保育所、第四保育所で実施。 ・一世帯につき1回100円の負担金。 ・親子での遊びの提供、園庭開放、育児相談、子育て及び子育て支援に関する講習会などの事業を行う。	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			地域子育て支援センター開設日(三保)	日	242.00	242.00
			地域子育て支援センター開設日(四保)	日	242.00	242.00

目 的	結婚や出産以降、住居を変え育児をする母親は、親しい友人・知人もなく孤独感を払拭できないでいる。地域子育て支援センターは、このような母親達にとって交流の場となり、互いに情報交換し、育児不安等を分かち合い、ひいては親としての器量を大きくしていくことが期待される。また、乳幼児においても早い段階から他の子どもと交流することでコミュニケーションの基本を会得することが可能となる。本事業においては、そのような機会の場を提供することを目的としている。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			地域子育て支援センター利用児童数(三保)	人	1,200.00	850.00
			地域子育て支援センター利用児童数(四保)	人	1,200.00	726.00

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
-------------	------------------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 一世帯につき1回100円の負担金。親子で行う遊びの提供、季節のイベント、園庭開放、育児相談などの事業を行っている。また、平成23年度からホームページも開設している。古河市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、手段及び活動内容等適正に実施している。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 製作・音楽リズム等の活動を通して子育てを支援し、母親同士の交流を深める機会にもなっている。また、作業療法士による発達に心配のある子の勉強会を行い早期発見及び理解に努めたり、専門分野の研修を通じてスキルアップも行ったりしている。感染拡大市町村への指定などにより休止した期間もあることに加え、利用人数にも上限を設けているため、利用児童数が減少しており、目標値が達成されなかった。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 核家族で子育てをしている保護者の育児不安解消やリフレッシュの場として欠くことのできない事業である。今後は感染症予防など新たな対策や方法を工夫しながら従来まで行ってきた事業等が継続できるよう事業の内容を検討し実行していく。	

事業名称	公立保育所長寿命化事業						所管課	子ども福祉課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる					事業コード	14008
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実					事業期間	令和 3年度～
施 策	02	保育の量の拡大と質の改善						
取 組	01	保育環境の充実						
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 04	事業 29	根拠法令	なし

実施経緯	<p>全国の地方公共団体が公共施設等総合管理計画の策定が完了し、各団体が個別計画を策定し、計画に基づいた具体的な取り組みが進んできている。</p> <p>市公立保育所については、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、安全確保の観点も踏まえ、市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画を平成29年度末に他の公共施設を先行して策定した。計画策定後、施設の統廃合と人員の確保は着実に推進しているが、長寿命化事業は未着手となっていることから、本格的に着手することとした。</p>						決算額 (千円)			
							令和 2年度		令和 3年度	
							0		4,037	
							対象	公立保育所利用者 (利用児童、保護者、職員)		

手 段	令和 3年度		活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	第三保育所長寿命化に向けた調査業務 (修繕方法の調査と手法の検討)			長寿命化着手施設数	件	1.00	1.00
		長寿命化完了施設数	件	0.00	0.00		

目 的	<p>市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画が策定済の公立保育所については、将来計画が明確になっているため、長寿命化対象施設の長寿命化(大規模改修)を図る。老朽化してきている施設を計画的に改修することで、保護者がより安心して児童を預けることができるようになり、児童も快適に過ごすことができるようになる。</p> <p>また、施設の廃止をするだけでなく、人員確保と長寿命化を行うことにより、保育の質の向上と個別計画で示した説明責任を果たすとともに、市公共施設の全体最適化の例として、保育所以外の公共施設の全体最適化を推進する一例となる。</p>						指標名等	単位	当初目標値	実績値	
							長寿命化着手進捗率				
							着手施設数/長寿命化対象施設	%	25.00	25.00	
							長寿命化完了進捗率				
完了施設数/長寿命化対象施設	%	0.00	0.00								
公立保育サービス満足度(保育の環境) 前年度調査において満足していると回答した数/回答数	%	91.50	94.10								

計画時 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三保育所から順次着手</li> <li>・保育は継続しながら工事を想定</li> <li>・工期については、複数年で実施</li> <li>・第三保育所については、水害対策も検討</li> </ul>	<p>評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)</p>
-------------	---	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 第三保育所長寿命化基本計画及び維持管理計画策定業務を委託し、長寿命化に向けた調査業務を行った。公立保育所の長寿命化に適切に着手した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 長寿命化に向けた調査業務として修繕方法の調査や手法の検討を行い、保育所を運営しながら長寿命化改修をするための基本計画を策定することができた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 令和3年度に策定した基本計画に基づき、令和4年度に実施設計、令和5年度に長寿命化工事を行う。
-------------------	--

事業名称	民間特別保育事業					所管課	子ども福祉課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ト	2880	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間		
施 策	02	保育の量の拡大と質の改善					
取 組	04	多様な保育ニーズへの対応					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 05	事業 03	根拠法令 子ども・子育て支援法 / 古河市特別保育事業費補助金交付要綱 ( 障害児保育事業・保育所地域活動事業 )

実施経緯	多様な保育のニーズに応えて、さまざまな保育サービスを展開している民間保育所へ、良好な保育環境を維持向上させるために、補助金を交付する必要がある。					決算額(千円)			
						令和 2年度		令和 3年度	
						121,539		178,779	
						対象	市内民間保育園、市内認定こども園、私立幼稚園、地域型保育事業		

手 段	令和 3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、保育の質の向上のための研修事業、障害児保育事業、地域活動事業、実費徴収に係る補給給付を行う事業、保育体制強化事業、民間保育所等乳児等保育事業、保育補助者雇上強化事業、業務効率化推進事業について補助を行う。	活動 指標 (手段)	障害児(支援児)受入実人数 (補助金交付対象児童)				
世代間又は異年齢児交流実施施設数 (補助金交付対象施設)			施設	17.00	7.00		

目 的	今日の保育ニーズの変化に対応した新しい保育サービスの提供により、良好な子どもの育成環境と、親の多様な選択を可能とする質の高い保育事業を目指し、今後一層の充実を図る。		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	成果 指標 (目的)	障害児(支援児)受入率 補助対象児受入施設 / 民間保育所 + 幼保連携型 + 小規模施設		%			
世代間又は異年齢児交流実施率 補助対象施設 / 民間保育所 + 幼保連携型 + 小規模施設		%	50.00	19.44			

計画時 特記事項	令和3年度4施設新規開園予定(小規模等) 令和4年度1施設類型変更(幼保連携型へ) 令和2年度から業務効率化推進事業に「翻訳機器導入に係る補助」を追加計上 基本、国県補助事業。ただし、「障害児保育」及び「地域活動」のみ市単独費(このため、指標はこの2事業で作成した。)	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
-------------	---	------------------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 事業を実施している保育施設等に、当該事業費に対する補助金を交付して、その活動を支援する。方法としては、必要事業等を各施設で選択・実施でき、また、実態の変更に即応するためには補助金の交付での対応が適切である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 補助金を交付し、事業を支援することで、保護者の多様な保育ニーズへの対応が可能となり、また、近年課題となっている保育士の業務負担の軽減に資する補助金を交付することで、質の高い保育環境を確保する。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 核家族化の進行と就労形態の多様化により、多種多様な保育形態への要望等が高まっている。この様々なニーズに応じた保育環境を確保し、質の高い保育を提供する。また、近年においては、その保育士等の業務負担が課題となっていることから、実情を踏まえた上で、ICT化を推進していく。
-------------------	---

事業名称	民間保育園等施設整備事業					所管課	子ども福祉課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13145	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間	平成29年度～	
施 策	02	保育の量の拡大と質の改善					
取 組	02	民間保育施設への支援					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 05	事業 06	根拠法令 国保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金交付要綱に基づき実施

実施経緯	市内には老朽化した保育園が多く、耐震等で安全性に問題のある施設の改修が必要とされている。民間保育園からは毎年補助金を活用しての施設改修の要望があるため、財政負担等を考慮しながら施設整備を実施していくことが必要となった。また、待機児童対策や防犯強化を行うため、創設や防犯強化整備等に係る事業について、補助をすることになった。	決算額(千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		220,549	253,185
		対象 市内民間保育園等	

手 段	令和 3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	創設に対する補助: 2件 増築に対する補助: 0件 改修に対する補助: 1件 改築に対する補助: 0件		補助活用件数(創設、増築)	件	2.00	2.00
	補助金を活用し、新たに施設整備や増築を行った件数	件	1.00	1.00		
	補助活用件数(防犯、改修、改築、解体)	件				
	補助金を活用し、防犯対策や施設の改修等を行った件数	件				

目 的	子ども子育て支援事業計画に基づく、保育の必要量に対する適切な供給量を確保するため、公立保育所運営ビジョンにて、民間施設を定員確保の中心と位置付けていることも踏まえ、民間施設の整備を支援し、定員を増やすことなどで保育環境を整えとともに待機児童の解消につなげる。さらに、防犯対策や改修を推進することで、安心して預けることができる環境を整える。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			4/1民間特定教育・保育施設児童認可定員数 4.1時点の民間施設認可定員数	人	4,615.00	4,634.00
4/1保育入所待機児童数 4.1時点の待機児童の数	人	0.00	0.00			

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)
-------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 既存保育園と幼稚園の統合による認定こども園の創設1園(R3-4継続事業)、新規創設1園、防犯対策の強化に係る改修整備1園、計画通り実施された。保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金交付要綱の基準を遵守し、適正に実施している。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 2園創設により認可定員数が増加し、目標値を達成出来た。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 民間保育園からの施設改修の要望は、毎年のようにあがっているが、施設整備には市の財政負担も大きいことから(補助率: 国1/2、市1/4、事業者1/4)それぞれの施設の状況を十分に把握し、さらに第二期子ども・子育て支援事業計画の確保方策を考慮の上、保育定員が減少しないよう整備し、待機児童0を持続していく。
-------------------	---

事業名称	民間保育所地域子育て支援拠点事業				所管課	子ども福祉課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13313	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間	平成25年度～	
施 策	02	保育の量の拡大と質の改善					
取 組	02	民間保育施設への支援					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 05	事業 08	根拠法令 古河市地域子育て支援拠点事業実施要綱

実施経緯	核家族化が進む中、子育てに不安を感じている親たちの交流や相談の場の提供をすることで、地域が一体となって健全な子どもの育成を図るため。				決算額(千円)			
					令和2年度		令和3年度	
					39,977		35,068	
					対象	市内民間保育園等 就学前児童及びその保護者		

手 段	令和3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	・民間保育園等による間接実施(補助金交付) ・一世帯につき1回100円の負担金 ・親子での遊びの提供、園庭開放、育児相談、子育てサークル支援などの事業を実施	活動 指標 (手段)	地域子育て支援センター開設日	月～金曜日(祝日、年末年始を除く)が開設日となる。			

目 的	結核や出産以降、住居を変え育児をする母親は、親しい友人・知人もなく孤独感を払拭できないでいる。地域子育て支援センターは、このような母親達にとって交流の場となり、互いに情報交換し、育児不安等を分かち合い、ひいては親としての器量を大きくしていくことが期待される。また、乳幼児においても早い段階から他の子どもと交流することでコミュニケーションの基本を会得することが可能となる。本事業においては、そのような機会を提供することを目的としている。	成果 指標 (目的)	指標名等		単位	当初目標値	実績値
			地域子育て支援センター利用児童数 民間施設を利用する児童数	人			

計画時 特記事項	令和2年度：民間7カ所、公立3カ所 令和3年度：民間6カ所、公立3カ所 コロナ対策のため令和2年4月、5月は閉鎖	評 価 時 特 記 事 項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	・民間1カ所が令和3年1月末で閉所。 ・令和2年度は新型コロナ感染対策のため、4月、5月、1/18～2/24は事業を休止した。 ・令和3年度は新型コロナ感染対策のため、4/22～5/12、8/20～9/30は施設を閉鎖し、電話等による相談業務のみ実施したため利用児童数が減少した。
-------------	--	---	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 民間保育園等による親子での遊びの提供、園庭開放、育児相談などの事業について、適正な事業実施が行なわれたため、補助金交付は適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 新型コロナウイルスの影響で、4/22～5/12、8/20～9/30は施設を閉鎖し(電話相談のみ実施)、再開後も密回避のため利用人数を制限していることから、利用児童数は減少しているが、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちに寄与することができた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 多くの子育て中の親子が利用しており、親子交流、子を持つ親同士のコミュニケーションの場として活用されている。また、保育所等を利用していない親が、子育ての悩みなどの相談を保育士等に相談できる場でもあり、少子化対策に欠かせない事業である。新型コロナウイルスの感染状況により施設閉鎖を余儀なくされることもあるが、感染予防など適切な対策を取りながら事業を継続できるよう活動内容を工夫する。
-------------------	---

事業名称	古河第三小学校児童クラブ施設整備事業					所管課	子ども福祉課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業コード	14006	
政 策	03	安心して学べる教育環境の充実			事業期間	令和 3年度～令和 5年度	
施 策	03	地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり					
取 組	02	子どもを見守る環境づくり					
予算科目	会計	01	款 03	項 03	目 06	事業 18	根拠法令 ・放課後児童健全育成事業実施条例・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

実施経緯	古河第三小は年々児童数が増加していることに加え、児童クラブの利用率も上昇している。令和2年度はほぼ定員いっぱい受け入れており時期によっては待機児童が出ている状況である。児童数の将来推計において今後も増加が見込まれていることから、児童クラブの利用希望者は定員を超えることが予想される。さらに、現在の施設は平成11年に改修工事を行って以降20年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。	決算額 (千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		0	2,057
		対象	古河第三小学校児童クラブ利用児童及びその保護者

手 段	令和 3年度 ・実施設計 ・補助金申請協議	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			児童クラブ定員数			
			年度末時点	人	65.00	65.00

目 的	今後増加が見込まれる古河第三小児童クラブの利用希望者すべての受入が可能になり増加する利用ニーズへの対応を可能にするとともに、子どもの放課後の安全な居場所を確保し、保護者が安心して就労できる。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			実施設計業務進捗率			
			年度末時点	%	100.00	100.00

計画時 特記事項	令和4年度工事については子ども子育て支援整備交付金活用予定 (国2/3、県1/6)	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	子ども・子育て支援施設整備交付金 (国5/6、県1/12) の活用が可能となり、市の負担割合が1/6から1/12となった。活動指標は、児童クラブ定員数ベースで設定しているため、令和3年度は現状の定員数65人で設定し、4年度施設整備実施により定員数80人を目標としている。
-------------	---	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 営繕住宅課、関係各課及び委託業者と連携し、実施設計業務が完了し令和4年施設整備を実施することができ、適正に進んだ。また、児童クラブ施設整備に関する補助金申請協議を国、県が示すスケジュール通りに不備等なく完了し、令和4年度補助金申請を行うことができ、適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 令和4年度実施する施設整備工事及び補助金申請に向けた実施設計及び補助金申請協議は令和3年度完了し、目的達成に向け順調に進んでいる。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 実施設計を基に整備工事を行うが、利用児童が安心安全に利用できる施設とするため、適宜、確認を行いながら工事を進める。
-------------------	---

事業名称	災害福祉事業				所管課	福祉推進課			
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業1-ド	2960		
政策	01	互いに支え合う地域福祉の推進				事業期間	令和元年度～		
施策	01	地域共生社会の実現							
取組	02	災害時の避難行動要支援者の支援体制の充実							
予算科目	会計	01	款 03	項 05	目 01	事業 01	根拠法令	災害救助法、災害対策基本法、古河市地域防災計画、古河市福祉避難所基本計画	

実施経緯	福祉避難所に必要な物資・機材については、平成26年度から計画的に整備を進めている。平成29年度末に「古河市福祉避難所基本計画」を策定。令和2年度末にその計画を更新。福祉避難所の整備・設置・運営の方向性を示している。現在、これに従って福祉避難所の整備を進めている。 平成26年の災害対策基本法の改正に基づき、市に災害時避難行動要支援者の名簿の設置が義務化され、令和3年の改正では、名簿登録者一人一人の「個別支援計画」が努力義務化された。古河市では令和元年度から先行して居宅介護支援事業所等に委託して「個別支援計画」を作成してきた。						決算額(千円)			
							令和2年度		令和3年度	
							3,157		3,318	
							対象	要介護の高齢者や障がい者等の災害弱者(=災害時避難行動要支援者)災害時に一般的な避難所では生活に支障を来す者 災害見舞金の対象は、火災・震災、洪水等により全焼・全壊、半焼・半壊、床上浸水となった世帯		

手 段	令和3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	【1.福祉避難所の整備】 避難所収容人数を増加させるため、民間施設等との協定締結に向けて協議を進める。また福祉避難所の備品等を収納する防災倉庫を新たに設置する必要がある。 【2.「個別支援計画」の作成】 居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に個別支援計画作成業務を委託する。	活動 指標 (手段)	民間施設等との福祉避難所協定締結に向けた取組み 民間施設等に対して福祉避難所の協定書締結依頼数(累計)	件			
		災害時避難行動要支援者の個別支援計画作成の取組み 個別支援計画の作成依頼団体数(累計)	団体	80.00	79.00		

目 的	「古河市避難行動要支援者の支援に関する計画」と「古河市福祉避難所基本計画」に基づき、災害弱者に対する支援を講ずる事を目的とする。 また、火災・震災、洪水等により全焼・全壊、半焼・半壊、床上浸水となった世帯の経済的負担軽減を目的として災害見舞金を支給する。		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	成果 指標 (目的)	福祉避難所の整備の実績	福祉避難所の収容可能人数(市営・民間の合計)	人			
	災害時避難行動要支援者の個別支援計画作成の実績 個別支援計画の作成数(累計)		件	1,500.00	971.00		

計画時 特記事項	「個別支援計画」については、3年目を迎えるので次年度に向けて制度の改善を図っていく予定である。 「福祉避難所」は新型コロナウイルス感染症への対策を講じる必要がある。	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	「個別支援計画」は、3年目にして作成数が伸び悩んだ。令和4年度からの作成数増加を図るために、作成者のインセンティブを高める委託料の体系を令和4年度に改正する方針とした。
-------------	---	--------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 障がい児施設と福祉避難所の協定締結に向けて協議を進め、福祉避難所数、収容数の適正化を図ることに努めた。また、福祉避難所担当職員の研修を3回実施するとともに、感染症対応の資材等の拡充を行うことで、福祉避難所の機能充実、運営能力の向上を図る取組をした。個別支援計画は居宅介護支援事業所等に対し防災研修会、メルマガの発行等を通して作成件数の増を促した。これらはともに手段として妥当性のある対策であったと考える。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 福祉避難所の新規協定はコロナ禍の関係もあり内諾までにとどまった。一方、新型コロナウイルス感染症対策の向上のための訓練を上記に追加して行うことで職員の意識を更に高めることができた。感染防止対策として、マスク、ガウンなどの消耗品の備蓄も進んだ。個別支援計画は、長引いたコロナ禍の影響や災害への意識の薄れなどの影響もあり、上記のような作成件数の増の対策を講じものの目標数までに至らなかった。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 昨年度協議を進めた障がい児施設とは、令和4年度中に内諾から協定締結まで進める予定である。 福祉避難所備蓄資材の整備は複数年の計画を基に進めているが、今後は、感染症を始めとする突発的な事象の発生についても考慮しながら、臨機応変に対応していく必要がある。 個別支援計画の作成件数の増を図るため、令和4年度からは、委託料の増額を図るとともに、作成する対象者の絞り込みや現在の制度設計そのものを見直していく必要があると考えている。
-------------------	---

事業名称	小児任意予防接種助成事業				所管課	健康づくり課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13933	
政 策	08	安心して産み育てられる子育て支援の充実			事業期間	平成27年度～	
施 策	01	出産や子育ての経済的支援					
取 組	01	出産や子育ての経済的負担の軽減					
予算科目	会計	01	款 04	項 01	目 02	事業 01	根拠法令 (市)小児用インフルエンザ(おたふくかぜ)予防接種実施要綱,(市)骨髄移植等に係る予防接種再接種費用助成金交付要綱等

実施経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯の経済的負担を軽減することと感染症の重症化やまん延予防のために、小児の任意予防接種、小児用インフルエンザ、おたふくかぜ接種費用を一部助成</li> <li>骨髄移植等により移植前の予防接種効果が期待できないと医師に判断された者に対する再接種(自己負担)費用及び妊娠を希望する女性等で風しんの抗体価が低い者に対する麻しん風しん接種費用を一部助成(新規)</li> </ul>	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		39,892	12,704
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児用インフルエンザ: 生後6か月～高校3年生相当年齢</li> <li>おたふくかぜ: 1歳以上～2歳未満</li> <li>骨髄移植等免疫消失者(令和3年度新規)</li> <li>妊娠を希望する女性等へのMR接種(令和3年度新規)</li> </ul>		

手 段	令和3年度 おたふくかぜ予防接種対象者へは個別に予診票送付。小児用インフルエンザは協力医療機関に予診票を設置。契約医療機関以外で接種した場合は償還払い。骨髄移植等による免疫消失者再接種費用及び妊娠を希望する女性等への麻しん風しん接種費用助成(令和3年度新規)制度の周知(広報紙・ホームページへ掲載、公共施設・医療機関等にポスター設置)	活動指標(手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			小児用インフルエンザ 接種者(延べ)	人	14,800.00	10,810.00
おたふくかぜ 接種者	人	630.00	514.00			
免疫消失者再接種費用等制度周知 周知先	箇所	70.00	120.00			

目 的	任意予防接種の接種費用の一部を助成することで、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに疾病の重症化及びまん延を予防する。個別通知や広報紙・ホームページへ掲載及び医療機関にポスターを掲示し、広く周知することで接種率を向上させる。小児用インフルエンザ及びおたふくかぜの接種率の増加	成果指標(目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			小児用インフルエンザ 接種率(接種者/対象者)	%	52.00	32.60
おたふくかぜ (1歳以上～2歳未満)接種率 (接種者/対象者)	%	68.00	59.50			
		%				

計画時特記事項	【令和3年度新規】免疫消失者(骨髄移植等)再接種費用及び妊娠を希望する女性等への麻しん風しん接種費用助成	評価時特記事項(評価時に必要な追加説明、環境変化等)	令和3年秋から、小児用インフルエンザワクチンの供給が少なかった影響を受け、助成対象接種期間を令和4年1月末から令和4年2月末までに1カ月延長
---------	--	----------------------------	--

評価結果(評価コメント)	手 段(活動)	(活動内容は適正であったか) ・小児用インフルエンザについては、ワクチン供給状況から助成対象接種期間を1カ月延長する等、例年とは異なる対応をしたことで接種機会の確保に努めた。 ・免疫消失者再接種費用等周知先については、当初予定していた市内の医療機関以外に市外の医療機関へも幅広く周知することで古河市独自の制度について、認知度を高めることができた。
	目 的(成果)	(目的はどの程度達成されたか) ・小児用インフルエンザ、おたふくかぜともに目標値に届かない結果となった。特に小児用インフルエンザについては、新型コロナウイルス感染症によるマスク着用や手洗い等のワクチン接種以外の予防対策が浸透したことや当初のワクチン供給不足で接種が進まない一方で令和3年度秋から冬にかけて流行がなかったことから接種を見送る動きがあったものと考え。

今後の対応(改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 小児用インフルエンザ、おたふくかぜともに引き続き最新の情報発信及び医療機関との連携に努める。特に小児用インフルエンザについては、全国的に令和2・3年度の感染者数が例年に比べて大幅に減少したことに対するリバウンド等も懸念されることから、マスク着用基準緩和等今後の感染症対策の動向を踏まえ、改めて注意喚起等に取り組む。
---------------	---



事業名称	母子保健事業				所管課	子育て包括支援課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	12036		
政 策	05	生涯にわたる健康づくりの推進			事業期間	平成18年度～		
施 策	03	母子の健康を見守る体制の充実						
取 組	01	母子保健の推進						
予算科目	会計	01	款 04	項 01	目 03	事業 04	根拠法令	母子保健法、古河市妊産婦健康診査及び乳児健康診査実施要綱

実施経緯	国は、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会の実現と母子の健康水準の向上のため、平成27年から令和6年にかけて第2次健やか親子21による目標の達成を掲げている。それらを踏まえ、母子保健法に基づいた妊婦や乳幼児の健診の充実を図るため、妊婦健診費用の助成の拡充と、発育・発達著しい乳児期の医療機関健診を2回に拡充する。また、支援の必要なケースを早期に把握し適切なフォローにつなげるため、新たに5か月児相談等の機会を設け、相談の充実を図ることとした。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		90,521	90,230
		対象	市内に住所を有する母子及びその家族。

手 段	令和3年度 妊娠届出の受理・母子健康手帳の交付 妊婦健康診査費用の助成 出産まで 妊娠期の教室の開催 乳幼児健診の実施(3～6か月、9～11か月、1歳6か月、3歳) 育児期教室の実施(親子教室) 乳幼児相談実施(5か月・発達・乳相・5歳) 思春期教室の実施	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			妊婦健康診査受診票交付件数 (1～17回の総数)	件	16,600.00	14,748.00
			専門職による育児相談実施回数 (乳幼児健康相談などの相談事業)	回	64.00	79.00
			集団健診実施回数 (1歳6か月児、3歳児の集団健診)	回	58.00	63.00
目 的	市民が安心して子どもを産み、住み慣れた地域で子育てができるよう支援することを目的に、母子保健法に基づく健診や育児相談、教室等を実施する。妊婦や子育てに悩む保護者に対して、悩みを気軽に相談できる場を作り、育てにくさに寄り添う支援を充実させることで、児童虐待の予防や早期発見に努める。また、誰もが受診できるよう健診の機会を確保し、運動機能や精神発達、視聴覚障がい等の早期発見・早期治療により妊婦や乳幼児の健康の保持増進を図る。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			妊婦健康診査受診率 1～14回 (受診者/受診票交付件数)	%	80.00	79.70
			育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 (健やか親子21アンケートより)	%	79.00	78.90
			乳幼児健診受診率(乳児期、1歳6か月、3歳児) (受診者数/受診票交付件数)	%	96.00	90.10

計画時 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健診の拡充は1回につき5,000円まで助成。3～6か月児、9～11か月児健診は医療機関委託による個別健診で実施。1回につき5,605円の助成で乳児期2回に拡充。</li> <li>5か月児相談の実施(新規)</li> <li>令和3年度より、双子以上の妊婦の妊婦健診15回目以降(最大5回まで)が国庫補助対象になることが予定されている。</li> </ul>	<p>評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年5月より、5か月児相談を開始した。</li> <li>令和3年4月より、双子以上の妊婦の妊婦健診15回目以降(最大5回まで)が国庫補助対象となった。</li> </ul>
-------------	--	--

評価結果 (評価コメント)	手段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 母子の健康を見守る体制の充実として、母子保健法に基づき妊婦健康診査や乳幼児健診を実施した。令和3年度は、乳児期の健診(3～6か月児)を医療機関委託による個別健診としたことで、健診の機会を確保した。それに伴い5か月児相談を新たに実施し、適切な時期に育児相談ができる体制を整えられたことは適正であった。
	目的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 妊娠届出数の減少により妊婦健康診査受診票交付件数は当初目標値より少ない件数となったが、妊婦健康診査の受診率や育てにくさを感じた時に対処できる親の割合はほぼ目標通りであった。乳幼児健診受診率は目標値に達しなかったものの、コロナ禍で感染予防対策を取りながら健診の機会を確保するなど、目的は達成できた。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 乳児期の健診は医療機関委託による個別健診としたため、受診率を上げるための受診勧奨等の工夫が課題である。また、育てにくさを感じた時に対処できる親の割合は約8割ではあるものの、育てにくさを感じた時に対処することができない親が約2割程度いることが示唆されるため、誰一人取り残すことなく支援の必要なケースが相談できるよう、育児相談等の窓口の周知をさらに図っていきたい。	

事業名称	妊娠・出産包括支援事業				所管課	子育て包括支援課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13926	
政 策	05	生涯にわたる健康づくりの推進			事業期間	令和元年度～	
施 策	03	母子の健康を見守る体制の充実					
取 組	02	妊娠・出産・子育て期を通じた母子への支援					
予算科目	会計	01	款 04	項 01	目 03	事業 05	根拠法令 母子保健法、子ども子育て支援法、古河市母子健康包括支援センター事業実施要綱

実施経緯	妊産婦を取り巻く子育ての環境は、少子高齢化、核家族化等、社会環境や家族形態の変化により、家族等から支援を受けることが難しいケースが増え、社会から孤立することで様々な問題が生じやすくなっている。母子保健法が改正され、平成29年4月に母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）が努力義務となった。児童虐待の早期発見も含め、妊娠期から子育て期までを、包括的に継続して支援する体制の整備が必要であると考え、事業実施に至った。	決算額（千円）	
		令和 2年度	令和 3年度
		17,011	16,289
対象	市内に住所を有する妊産婦及び乳幼児		

手 段	令和 3年度 妊産婦等への相談支援（電話及び訪問） 特定妊産婦（若年・望まない妊娠・精神疾患等）の把握と対策 専門職による産後ケア（宿泊及び訪問） 産前産後サポート事業（育児教室）の開催 産後うつ予防のための産婦健康診査の実施 要支援妊産婦を支援するためのケース会議を実施	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			専門職による電話相談延件数 (妊産婦、乳児)	件	3,200.00	3,150.00
			乳児家庭全戸訪問件数 (生後4か月までの乳児に対しての訪問)	件	850.00	796.00
			産婦健康診査受診者数 (産後2週間：700人、産後1か月：800人)	人	1,500.00	1,487.00
目 的	産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、安心して妊娠・出産・育児に取り組めるよう、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）事業を実施し、心身のケアや育児のサポートにより母子の負担の軽減を図る。また、母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態を早期に把握するため、産婦健康診査を実施し、産科医療機関との連携を強化し、産後うつの予防、乳児虐待予防につなげる。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			生後4か月までの乳児家庭全戸訪問の割合	%	95.00	97.50
			産後うつ病質問票（EPDS）9点以上の割合 (1か月児健康診査産後うつ病質問票の結果)	%	5.70	7.94
			産後ケア事業、産前産後サポート事業利用者数（延）	人	100.00	109.00

計画時 特記事項。	・産婦健康診査（2週間及び1か月）の助成は、1回5,000円を上限（1人2回まで） ・産後ケア事業の実施が必須条件で、産婦健康診査も国庫補助（1/2）となっている	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	コロナ禍で全国的に少子化が進んでおり、古河市でも令和2年度より妊娠届出数が減少したままである。
--------------	--	--------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 心身の負担や育児不安の生じやすい時期である妊娠の前期と後期、産後に電話相談を行い、不安を抱える妊産婦を把握し、心身のケアや育児のサポートにより母子の負担の軽減を図った。また、産婦健康診査を実施することにより、支援を必要とする対象者が適切に事業を利用できるようにするなど活動内容は適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 母子健康包括支援センター事業の実施により乳児家庭訪問率や産後ケア事業、産前産後サポート事業利用者数は増加した。産後うつ病質問票（EPDS）9点以上の割合は高値であるが、産科医療機関との連携強化により、不安を抱える妊産婦の早期把握、継続支援につながるなど、目的は達成できた。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 少子化と家族間の協力体制や地域のつながりの希薄化に加え、コロナ禍により経済的不安や養育環境等の問題を複数抱えている妊産婦も多く、医療及び福祉分野の関係機関との連携強化を継続する。	

事業名称	不妊治療費助成事業					所管課	子育て包括支援課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13684	
政策	05	生涯にわたる健康づくりの推進			事業期間	平成27年度～	
施策	03	母子の健康を見守る体制の充実					
取組	01	母子保健の推進					
予算科目	会計	01	款 04	項 01	目 03	事業 07	根拠法令 少子化社会対策基本法 古河市特定不妊治療費の助成に関する要綱

実施経緯	県の不妊治療費助成事業の助成に上乗せした形で、古河市でも平成27年4月より助成を開始した。県が男性不妊治療を助成対象として拡大したことで、平成28年4月より男性不妊治療の助成を開始している。その後、不妊治療の保険適用検討に伴い、令和3年1月より県の助成制度が拡充（1回30万円）されている。 また、少子化対策の一環として、妊娠女性の高齢化により流産を繰り返す不育症の検査・治療についても、令和3年4月より助成を開始している。					決算額（千円）			
						令和2年度		令和3年度	
						2,946		7,100	
						対象	不妊治療：県の不妊治療費助成の交付決定を受けている市民。 不育症：医師に不育症と診断され、不育症の検査及び治療を受けている市民。		

手 段	令和3年度 不妊治療費助成・不育症治療費助成の周知 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）における費用助成 男性不妊治療の費用助成 不育症検査及び治療の費用助成（保険適用外のものに限る）	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			特定不妊治療費助成件数 (交付件数)	件	100.00	184.00
			男性不妊治療費助成件数 (交付件数)	件	1.00	0.00
			不育症治療費助成件数 (交付件数)	件	6.00	1.00

目 的	特定不妊治療及び不育症の治療に要する費用の一部を助成することで、子どもを望みながらも恵まれない子育て世代の経済的負担の軽減を図り、特定不妊治療及び不育症の治療を受けやすくする。治療の結果、妊娠・出産に至ることで、出生数の向上が期待される。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			助成を受けた夫婦の妊娠届出の割合 (助成を受けた夫婦の妊娠届出数/助成を受けた実人数)	%	40.00	34.24
			助成を受けた夫婦のうち出生の割合 (出生数/助成を受けた夫婦の実人数)	%	20.00	42.86

計画時 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療については、1回につき上限50,000円（治療内容によっては上限25,000円）を助成する。</li> <li>男性不妊治療については、1回につき上限50,000円を助成する。</li> <li>不育症検査及び治療費については、1回につき上限50,000円を助成する。</li> </ul>	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	令和3年1月より、県の不妊治療費助成事業が拡充した。(1回30万円に増額、所得制限の撤廃、事実婚も対象、出産等による助成回数のリセット)
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) これまでの不妊治療に加え妊娠するものの出生に至らない「不育症」についての助成を開始した。関係機関にチラシ配布を依頼し、市ホームページにも情報を掲載することで事業周知を図るなど、手段は適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 県の不妊治療費助成事業が拡充されたことに伴い、本事業の申請件数も倍増した。子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減することで適切な治療を受けやすくなり、助成を受けた夫婦の出生の割合が増加するなど、成果があった。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 精神的・身体的負担の大きい不妊治療を実施する夫婦への経済的負担軽減を図ることは、少子化対策の一環であり有効であると考えられる。令和4年4月から不妊治療費の保険適用に伴い、今後の事業実施については、国・県の動向を把握し参考にしながら検討していく。
-------------------	--

事業名称	新生児聴覚検査費助成事業				所管課	子育て包括支援課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13802	
政 策	05	生涯にわたる健康づくりの推進			事業期間	平成30年度～	
施 策	03	母子の健康を見守る体制の充実					
取 組	01	母子保健の推進					
予算科目	会計	01	款 04	項 01	目 03	事業 08	根拠法令 母子保健法 古河市新生児聴覚検査実施要綱

実施経緯	聴覚障がい、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、新生児聴覚検査を実施することが重要である。県は平成29年度より新生児聴覚検査体制整備事業を開始し、それにより、古河市は平成30年度に新生児聴覚検査に対する公費助成を開始した。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		2,510	2,523
		対象	市内に住所を有する新生児

手 段	令和3年度 新生児聴覚検査受診票の交付(母子健康手帳交付時) 新生児聴覚検査の費用助成(初回検査及び確認検査) 新生児聴覚検査の結果の把握 新生児聴覚検査の周知、受診勧奨 要支援児と保護者に対しての相談支援	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			新生児聴覚検査の対象者数(出生届出数)	人	920.00	839.00
			新生児聴覚検査(初回検査)受診者数 (委託料・償還払い支払い件数)	人	828.00	770.00

目 的	先天性の聴覚障がいは1,000人に1～2人の発見率で、新生児聴覚検査は精度が高い検査である。検査費用の助成により、子育て世代の妊娠出産時の経済的負担の軽減を図るとともに、検査の受診率向上により、聴覚障がい早期発見され、より適切な支援を行うことが可能となる。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			新生児聴覚検査受診率(助成率) (初回検査助成人数/新生児聴覚検査対象者数)	%	90.00	91.77
			精密検査受診率 (精密検査受診者数/精密検査対象者数)	%	100.00	100.00
			新生児聴覚検査受診率 (初回検査結果把握数/新生児聴覚検査対象者数)	%	98.00	94.63

計画時 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成回数は1人につき1回だが、初回検査でリファア(要再検)となった場合は、確認検査の1回分と併せて2回まで助成。</li> <li>助成費用は1回につき上限3,000円。</li> </ul>	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	昨年度よりも妊娠届出数及び出生数は減少し、新生児聴覚検査の対象者数も当初の目標よりも減少している。
-------------	---	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 妊娠届出や妊婦の転入の際に新生児聴覚検査受診票を交付し、受診勧奨を行った。また、乳児家庭全戸訪問や5か月児相談等で受診状況を把握し、支援が必要な児とその保護者に対しては継続的に相談支援を行うなど、活動内容は適正であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 新生児聴覚検査の初回検査の助成率は90%台を維持しており、精密検査となった場合もきちんと受診できている。その中から先天性の聴覚障がいが発見されており、治療および支援につながるなど、成果が上がっている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 先天性の聴覚障がい早期発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障がいによる影響が最小限に抑えられるため、今後も事業の継続と周知を図っていく。
-------------------	--

事業名称	斎場施設機能整備事業					所管課	環境課
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる			事業コード	13825	
政 策	03	安全・安心に暮らせる住環境づくり			事業期間	平成30年度～令和 6年度	
施 策	03	斎場の適正な整備と維持管理					
取 組	02	斎場の整備・充実					
予算科目	会計	01	款 04	項 01	目 10	事業 05	根拠法令 墓地、埋葬等に関する法律、茨城県墓地、埋葬等に関する法律施行条例

実施経緯	火葬炉の老朽化及び集じん装置等が備え付けられていないため、煙突から発生する黒煙、臭気が近隣住民の生活環境に影響を及ぼしており、施設周辺環境の改善を図るため火葬設備改修を目的とした火葬棟改築工事を行う。		決算額 (千円)				
			令和 2年度			令和 3年度	
			31,460			212,381	
			対象	市民			

手 段	令和 3年度		活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	火葬棟改築工事、火葬炉設置工事 火葬棟改築工事監理委託 近隣住民説明会	近隣住民説明会					
				近隣住民説明会	回数	2.00	2.00
				火葬棟改築工事、火葬炉設置工事	件	2.00	2.00

目 的	古河市斎場は、運営状況や施設の将来性から、引き続き現施設での火葬業務を行わなければならない状況である。開設当時とは異なり施設周辺には住宅が立ち並び、施設運営をするうえで周辺環境に配慮した施設とする必要がある。そのため斎場施設機能整備基本計画に基づき、老朽化した火葬炉改修を目的とした火葬棟改築工事を行い施設の延命化を図る。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
				団体	960.00	935.00
				世帯	30.00	20.00

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)
-------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 改修工事の着手前、5月と9月の計2回にわたり近隣住民説明会を実施したことにより、近隣住民からの疑問点や不安要素の解消につながり、大きな混乱等もなく工事着手に至った。今後、工事内容や工事スケジュールにおいて大幅な変更があった際は、地元自治会長等と調整し説明会の実施を検討する。
	目的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 火葬件数及び近隣住民説明会における成果指標の実績値は、コロナウイルス感染症等による影響もあり目標値を共に下回った。なお、今後も工事の影響により施設の利用可能スペースが一時的に制限され、利用件数の減少が懸念されるが、火葬件数の実績値は若干数の落ち込みであったため目標値は変更しないものとする。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後も引き続き、斎場を稼働させながら改修工事を進めていくため、利用者と近隣住民の安全及び施設の利便性を第一に考慮し、円滑な斎場運営と改修工事を継続する。	

事業名称	企業立地推進事業					所管課	商工観光課
章	04	【産業労働】活力とにぎわいのある古河(まち)をつくる				事業コード	12032
政 策	02	地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致				事業期間	平成24年度～
施 策	02	企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進					
取 組	02	企業立地の推進					
予算科目	会計	01	款 07	項 01	目 02	事業 13	根拠法令 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 企業立地促進条例

実施経緯	本市は、恵まれた立地条件を背景に、総和地区の工業団地を中心に県内でも有数の工業地域として発展してきた。しかし、工業を取り巻く環境は大きく変革し、経営革新や経営基盤の強化などが叫ばれている。今後は、本市の優れた立地条件と広域的な交通網の利便性を活かし、自動車関連産業や流通産業など、時代に対応した新たな産業の誘致を推進していく必要がある。		決算額 (千円)				
			令和 2年度			令和 3年度	
			601,025			75,133	
			対象	企業			

手 段	令和 3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	セミナー及び展示会に出展し、古河市をPR (新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら実施) 圏央道沿線地域産業交流活性化協議会、茨城県工業団地企業立地推進協議会への参画 企業立地促進奨励金 (制度更新)	活動 指標 (手段)	PRイベント、説明会の実施回数		回	10.00	9.00

目 的	企業立地・事業高度化の支援を行い、地域経済発展の基盤強化及び雇用の確保を図る		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	目的	成果 指標 (目的)	県西地区企業立地動向面積		h a	60.00	36.00
市内工業団地分譲実績 (売地/整備完了地)			%	100.00	99.84		

計画時 特記事項	古河市企業立地促進条例の対象資産の取得期限を令和7年1月1日までに延長し、併せて対象資産が見直しとなった。引き続き経済発展や雇用の確保に取り組んでいく。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
-------------	--	------------------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 企業立地のため、県等関係機関との連携を密にした企業へのPRや各種優遇措置及び市独自の企業立地促進奨励措置を講じることにより、市のPRや効果的な連携が図れたことから、活動手段は適切である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 工業地域に新たに製造業等が立地し、市の地域経済発展のための更なる基盤強化や雇用の確保に繋げるという目的が概ね達成出来ている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 優良企業の市内立地のため更なるPRに努める。
-------------------	--

事業名称	企業誘致推進事業					所管課	商工観光課
章	04	【産業労働】活力とにぎわいのある古河(まち)をつくる				事業1-ド	13648
政 策	02	地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致				事業期間	平成24年度～
施 策	02	企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進					
取 組	01	新産業の振興					
予算科目	会計	01	款 07	項 01	目 02	事業 34	根拠法令

実施経緯	古河名崎工業団地への自動車製造業進出を契機とし、本市の発展と地域経済の活性化を図るため、自動車関連製造業、関連企業及び仁連工業団地等への優良企業の誘致を推進するものである。					決算額(千円)			
						令和2年度		令和3年度	
						155		159	
						対象	自動車関連製造業、関連企業及び仁連工業団地その他市内への進出が期待される企業		

手 段	令和3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	各企業、県立地本部等訪問 各種支援制度等の情報収集 産業立地セミナー等を通じたPR活動 (新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら実施) 遊休物件等情報収集	活動 指標 (手段)	P R イベント、説明会の実施回数				
					回	10.00	9.00

目 的	令和3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	自動車関連製造業等の進出による本市への波及効果を取り込み、令和2年6月末に完成を完了した仁連工業団地等への優良企業の誘致により、本市の発展と地域経済の活性化を図る。	成果 指標 (目的)	仁連工業団地分譲率				
					%	100.00	97.16
					人	330.00	292.00

計画時 特記事項	本市の経済状況、雇用情勢を踏まえつつ、企業立地動向の把握に努め、効果的に誘致を図る。	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	--	--------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 各企業や県等関係機関との協議、各制度の情報提供等により仁連工業団地の全11街区のうち10街区の売却につなげることができたことから、手段は適切である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 古河名崎工業団地内の新工場建設や仁連工業団地への企業の誘致が進み目的が達成された。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 仁連工業団地の分譲地の早期完売を目指すとともに、進出の決まった企業及び既存企業の従業員の雇用確保に向けた支援を進めていく。
-------------------	---

事業名称	都市計画決定・見直し事業				所管課	都市計画課
章	06	【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる			事業1-ト	4520
政 策	05	地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進			事業期間	平成18年度～
施 策	01	計画的な土地利用・都市施設配置と適時適切な見直し				
取 組	03	都市計画の変更				
予算科目	会計	01	款 08	項 03	目 01	事業 03 根拠法令 都市計画法

実施経緯	都市計画法第21条によると「都道府県又は市町村は、都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない」とされている。本市においては、平成28年に実施した都市計画基礎調査の結果や現状の土地利用を鑑み、名崎地区の都市計画の変更手続きを進めている。また、本市の都市計画道路は、長期未着手路線が多く存在していることに加え、各種広域幹線道路の整備により、道路状況が大きく変化が生じている。そのため、令和2年度より都市計画道路網再編に向けた調査に取り組んでいる。都市計画基礎調査は、概ね5年に1回行うこととされている法定調査であり、令和3年度に実施する。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		4,129	10,399
		対象	都市計画区域内(市内全域)

手 段	令和3年度 都市計画道路再検討調査 名崎地区の変更に係る都市計画審議会諮問、決定告示 都市計画基礎調査	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			都市計画審議会の開催	回	1.00	1.00
			地元説明会、公聴会等の開催	回	0.00	2.00
			関係機関協議等の実施	回	5.00	6.00

目 的	都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適切に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを目的に、都市計画法第6条第1項に規定する都市計画基礎調査の結果や社会情勢の変化を踏まえた適正かつ合理的な都市計画の見直しを図る。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			都市計画の決定又は変更の件数	件	3.00	1.00

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)
-------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 上位計画に基づき、都市計画上の課題に対応した都市計画変更の手続きを行うため、関係機関との協議を行い、地元説明会などを開催し、市民の意見を聴取したうえで都市計画審議会を開催し都市計画決定(告示)を行った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 当初予定していた手続きを計画どおりに実施し、1件の都市計画決定(告示)を行った。その他、3件の都市計画の決定、見直しを進め、令和4年度変更に向けて関係機関との調整を進めている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後も現状の土地利用の状況変化や社会経済状況の変化などを踏まえて、適宜適切に都市計画の決定、見直しなどを行う。また、都市計画道路については、長期未着手となっている路線を含め、市内の道路体系のあり方や個別路線の必要性を検証し、新たな計画を策定する。
-------------------	---



事業名称	筑西幹線道路整備事業					所管課	都市計画課
章	06	【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる				事業コード	4590
政 策	01	都市の活力を支える道路の整備				事業期間	平成18年度～令和 5年度
施 策	01	幹線道路ネットワークの充実					
取 組	01	幹線道路の整備					
予算科目	会計	01	款 08	項 03	目 02	事業 05	根拠法令 道路法

実施経緯	県西地区の中心的都市機能を担う都市の実現を目指し、圏央道や筑西幹線道路などの広域的な道路網の整備を踏まえながら、産業や水緑を活かした交流などを育む拠点の形成を図るため、平成24年度より、新4号国道柳橋北交差点より西側、県道「境間々田線」まで約1.4kmの拡幅整備事業を開始した。それにより、各拠点間を連絡し都市機能の拡大を促す魅力ある都市軸の形成を進める。	決算額 (千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		215,559	239,221
		対象	市民及び道路利用者

手 段	令和 3年度 物件移転等への補償 道路改良工事の実施	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			<筑西幹線(柳橋恩名線)>用地買収面積	m <sup>2</sup>	204,925.00	204,925.00
			<新4号国道～西側(柳橋下大野線)>用地買収面積	m <sup>2</sup>	12,794.79	12,794.79
目 的	平成28年度に茨城県区間が全線開通した圏央道へ主要地方道結城野田線を介してアクセスし、新4号国道にも接道することから、広域道路網の形成が図られる。さらに平成24年度より新4号国道柳橋北交差点より西側、県道境間々田線までの約1.4kmを拡幅整備する事により、総和地区と三和地区間を連絡する道路網が強化され、行政、文化拠点等が連絡されるとともに、筑西幹線道路の渋滞緩和及び道路利用者の安全が見込まれる。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			<筑西幹線(柳橋恩名線)>用地買収率 累積用地買収面積/目標用地買収面積	%	100.00	100.00
			<新4号国道～西側(柳橋下大野線)>用地買収率 累積用地買収面積/目標用地買収面積	%	100.00	100.00

計画時 特記事項	R3：物件移転等への補償を追加	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	目標用地買収面積を、道路維持管理用地として追加買収したため、12,752.53m <sup>2</sup> から12,794.79m <sup>2</sup> に変更した。
-------------	-----------------	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 道路改良工事・橋梁工事・護岸工事・用地買収を行った。 遅れると柳橋下大野線整備に支障の用地買収を活動指標とした。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 目標の買収率100%を達成し、予定していた橋梁・護岸工事、道路改良工事を実施でき、十分な成果はでている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後も交付金など財政面で優位な財源を確保しながら令和5年度完成を目指す。
-------------------	--

事業名称	新4号国道アクセス道路整備事業					所管課	都市計画課
章	06	【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる			事業1-ト	12023	
政 策	01	都市の活力を支える道路の整備			事業期間	平成21年度～令和5年度	
施 策	01	幹線道路ネットワークの充実					
取 組	05	近隣市町・市内横断連絡道路の整備促進					
予算科目	会計	01	款 08	項 03	目 02	事業 09	根拠法令 道路法

実施経緯	三和地区北部については、隣接する野木駅及び駅周辺施設の利用が多いにもかかわらず主要な東西軸がなく、また、栃木県野木町においても新4号国道へのアクセス道路整備が懸案事項であり、これらを解消すべく野木町との共同による本路線整備が計画された。将来の広域交通体系や市内の交通状況に対応すると共に、誰もが安全で便利に利用することができる幹線道路整備を進めている。					決算額(千円)	
						令和2年度	令和3年度
						65,613	72,689
						対象 市民及び道路利用者	

手 段	令和3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	道路用地の買収 物件移転等への補償 道路改良工事の実施		用地買収面積 累積	m <sup>2</sup>	34,782.27	34,076.25
目 的	安全・安心で快適に通行することが出来る道路整備を行い、公共公益施設や日常生活圏における中心的な施設等への移動時間の短縮を目的とする。片田南西部土地区画整理事業完了後の物流動脈路として生活幹線道路ネットワーク形成が見込める。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			用地買収率 累積用地買収面積 / 目標用地買収面積	%	100.00	97.97

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	目標用地買収面積を、道路維持管理用地として追加買収したため、34,680.81m <sup>2</sup> から34,782.27m <sup>2</sup> に変更した。
-------------	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 道路改良工事・用地買収を行った。 遅れると整備に支障のする用地買収を活動指標とした。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 目標の用地買収率100%とはいかなかったが、整備工事を行う部分の買収は完了したため、十分成果はでている。 道路改良工事も実施できる部分の工事は施工でき、一部供用を開始できたため、成果はでている。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後も交付金など財政面で優れた財源を確保しながら早期完成を目指す。	

事業名称	桜町上辺見線南町工区整備事業					所管課	都市計画課
章	06	【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる			事業1-ト	12035	
政 策	01	都市の活力を支える道路の整備			事業期間	平成20年度～令和 5年度	
施 策	01	幹線道路ネットワークの充実					
取 組	03	都市計画道路の整備					
予算科目	会計	01	款 08	項 03	目 02	事業 10	根拠法令 都市計画法

実施経緯	古河駅東部土地区画整理事業内での桜町上辺見線の整備が進んだことや古河赤十字病院の区画整理地内への移転により区画整理区域界から国道4号までの整備が計画された。					決算額(千円)			
						令和 2年度		令和 3年度	
						40,535		21,959	
						対象	市民及び道路利用者		

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	道路用地の買収 物件移転等への補償	活動 指標 (手段)	用地買収面積 累積				
目 的	東西軸渋滞の緩和、古河駅東部土地区画整理と連携した新たなネットワークの構築、周辺土地利用の活性化、歩行者や自動車運転者等の安全性の向上を図ることにより、都市機能のさらなる発展が見込まれる。		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
			用地買収率 累積用地買収面積 / 目標用地買収面積 (10,974.46m <sup>2</sup> )				

計 画 時 特記事項		評 価 時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	
---------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 用地買収を行った。 遅れると整備に支障のする用地買収を活動指標とした。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 目標の用地買収率とはいかなかったが、着実に用地を確保できており成果はでている。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後も交付金など財政面で優れた財源を確保しながら早期完成を目指す。	

事業名称	駅南土地区画整理事業					所管課	区画整理課
章	06	【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる				事業コード	11008
政 策	06	良好な市街地や集落地の整備				事業期間	平成28年度～令和 4年度
施 策	02	良好な市街地や集落地の形成					
取 組	01	事業計画及び地区計画の策定・見直し					
予算科目	会計	01	款 08	項 03	目 03	事業 10	根拠法令 都市計画法、土地区画整理法に基づき健全な住環境の改善を目的としている。

実施経緯	昭和46年に、土地区画整理の都市計画決定がされたが、地権者の同意を得られず、昭和51年に都市計画道路と上下水道の整備、一部区画整理事業の施行を条件として中止することとなった。その後未整備地区34.8haについて、事業化に取り組んできたが、過少宅地、借地借家が多い等の理由から事業に至らなかった。そういった中、都市計画マスタープラン改定にあたり、平成29年度に地権者等のアンケート、全体説明会を実施したところ、本地区においても様々な手法による整備を検討することとなった。		決算額 (千円)	
			令和 2年度	令和 3年度
			3,181	7,583
			対象	駅南地区における宅地及び公共施設、地区住民、地権者

手 段	令和 3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画(素案)アンケート実施</li> <li>整備対象路線の説明会の実施</li> <li>まちづくり協議会の実施(まちづくり構想策定)</li> <li>ニュース発行(随時)</li> </ul>		ワークショップ開催回数	回	3.00	1.00
			説明会開催回数	回	2.00	3.00
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅南まちづくり構想を策定すること</li> <li>古河駅に近接する地区として、適性な土地利用の促進を図ること</li> <li>駅南土地区画整理事業を見直すこと</li> <li>当該地区の消防活動の円滑化(防災機能の向上)を図ること</li> <li>住環境の改善</li> </ul>	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			駅南地区まちづくり構想策定(3か年進捗率)	%	100.00	100.00

計画時 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>地権者の理解を得ながら見直し業務を進めること</li> <li>住宅市街地総合整備事業補助金を活用すること</li> </ul> 補助率(上限) 1/2	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	新型コロナウイルス感染症対策により、協議会の活動に制限がかかり、活動を1年間延長した。
-------------	---	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) まちづくり構想の検討については、地権者等の意見や理解を得ながら進める必要があるため、平成30年度に地権者等による協議会を設立し、会議及びアンケートを実施した。結果等は、随時、ニュースを地権者向けに発行しており、地権者との情報共有や理解を得る目的においてその活動は妥当である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) まちづくり構想策定については、ワークショップや説明会を開催し、意見を聞きながら「古河市駅南地区まちづくり見直しプラン」として策定。令和4年3月2日に協議会より市長に提出し、協議会の目標を達成した。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 協議会により提出された「古河市駅南地区まちづくり見直しプラン」に基づき、土地区画整理事業の変更と地区計画の都市計画決定の手続きを進める。また、地区計画に基づく道路整備を進める。
-------------------	--

事業名称	消防団活動事業				所管課	消防防災課	
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる			事業1-ド	5060	
政 策	10	市民の生命や財産を守る消防の強化			事業期間		
施 策	02	火災予防と消防活動の充実					
取 組	02	消防団の充実					
予算科目	会計	01	款 09	項 01	目 02	事業 02	根拠法令 古河市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等

実施経緯	合併後、平成21年度に一团に統一。平成25年「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」に関する法律が成立し、消防団（27個分団）が中核となる地域防災力を図るとともに、地域と一体となった体制づくりを図る。				決算額（千円）			
					令和 2年度		令和 3年度	
					96,225		94,256	
					対象	古河市消防団		

手 段	令和 3年度		活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の加入促進</li> <li>消防団応援の店への加入、利用促進</li> <li>消防団の装備の充実</li> <li>安全な消防団活動の推進</li> </ul>			消防団員数	人	426.00	373.00
		災害出場件数	件	72.00	98.00		
		消防団応援の店登録店舗数	件	95.00	92.00		

目 的	消防団の強化を図ることにより、地域における防災体制の充実に努める。		成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値		
						消防団の確保			
						基本団員 / 条例定数	%	100.00	87.56
						災害出場率			
		災害出場団員（機能別含む） / （災害出場分団 × 15人）	%	75.00	61.36				

計画時 特記事項	<p>評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、例年より縮小して消防団活動を行っている。また、飲食店利用の自粛要請があり、応援の店利用についてのアンケートを行っていないため、応援の店利用カード活用率は成果指標から削除した。全国的な傾向として、団員の確保が困難になっていて消防団員数の減少が続いており、古河市消防団においても、団員の入団確保が急務となっている。</p>
-------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 消防団員数については目標値を下回るが、地域の消防力の維持のため目標値は定数である現状のままとする。消防団応援の店登録店舗数についても目標値を下回るが、消防団員確保にも繋がる施策であるため目標値は現状のままとする。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) いずれの成果指標についても、外的要因として新型コロナウイルス感染症の影響があると考えられ、目標値には達していない。感染症拡大防止対策により、消防団の確保については団員の募集活動が困難であった。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、今後も応援の店登録店舗の確保等により、継続して消防団員の確保に努め、縮小していた消防団の活動についても再開していく。
-------------------	--

事業名称	駅西口地区消防施設整備事業					所管課	消防防災課
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる				事業コード	13948
政 策	10	市民の生命や財産を守る消防の強化				事業期間	平成30年度～令和 3年度
施 策	02	火災予防と消防活動の充実					
取 組	03	常備消防施設との連携					
予算科目	会計	01	款 09	項 01	目 03	事業 05	根拠法令 消防組織法

実施経緯	平成13年3月に古河消防署（西南広域消防本部も含む）が横山町から現在地の中田に移転して以降、駅西地区はJR線を挟んだ駅東地区に立地する住吉分署の管轄区域となった。駅西地区は住宅等が密集市街地を形成しており、狭い路地に面して老朽化した木造住宅が多数存在していることから、市においても当地区への消防施設の整備は長年の課題となっていた。なお、古河市の（常備）消防事務は、当市を含む近隣7市町で構成する茨城西南地方広域市町村圏事務組合が行っているため、役割分担のもと、連絡や協議、調整を図りつつ、事業を進めていくこととなる。					決算額（千円）		
						令和 2年度		令和 3年度
						70,170		242,723
						対象	古河駅西口地区の住民	

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	・茨城西南地方広域市町村圏事務組合と開所関連協議	・開所に向けた署員駐車場の整備	地元住民説明会	住民周知のための説明会（内覧会含む）			
目 的	密集市街地である古河駅西口地区の消防力の充実強化を目的とする。当地区に常備消防施設を整備することで、迅速な初期消火や延焼被害の防止を見込む。		常備消防施設建設		件	1.00	1.00
			成果指標（目的）				
			指標名等				

計画時特記事項	【施設開所予定】令和3年12月	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	平成30年度 用地取得 令和元年度 用地取得、設計業務（負担金） 令和2年度 建設工事（負担金） 令和3年度 建設工事（負担金）、用地取得 令和3年12月 開所
---------	-----------------	--------------------------------	--

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 令和3年11月に茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の主催により、関係者や地元自治会長を招いて内覧会を実施し、令和3年12月に開所し業務を開始した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 常備消防施設建設は茨城西南地方広域市町村圏事務組合と連携して計画通り進行し、また、消防署業務のための新たな駐車場と災害時の資材置き場用地を確保した。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 令和3年度で事業を完了した。今後は茨城西南地方広域市町村圏事務組合に対し施設の維持管理費用を負担金として支出する。
-------------------	---

事業名称	防災訓練事業					所管課	消防防災課
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる				事業1-ド	5130
政 策	09	災害に強いまちづくりの推進				事業期間	平成21年度～令和 3年度
施 策	01	地域防災力の強化					
取 組	02	防災意識の普及啓発					
予算科目	会計	01	款 09	項 01	目 05	事業 03	根拠法令 該当なし

実施経緯	災害時の被害拡大防止・軽減のためには、市及び防災関係機関等が災害対策活動を行うことが重要であり、そのためには、日常から地域住民の防災知識と防災意識の高揚を図ることが必要不可欠である。また、訓練実施については毎年9つの中学校区のうちの1つの中学校区の訓練を行う。令和3年度は、古河第三中学校区の自治会長43人が参加。台風が古河市を直撃することを想定し、ハザードマップやマイ・タイムライン等を使って、報道情報や市からの情報をもとに自身で避難するタイミングを判断する「図上訓練」を実施した。					決算額(千円)			
						令和 2年度		令和 3年度	
						140		394	
						対象		市民及び防災関係機関	

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	活動 指標 (手段)	内容	指標名等	単 位			
手 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災訓練【古河第三中学校区】</li> <li>・訓練会場の決定及び調整</li> <li>・関係機関との調整/地元説明会の開催</li> <li>・会場の設営/訓練の実施</li> <li>・庁内防災研修</li> </ul>	活動 指標 (手段)	防災訓練開催回数	回	1.00	1.00	
			訓練参加者数	人	100.00	43.00	
			庁内防災研修等実施回数 (職員向け防災研修・訓練実施回数)	回	17.00	24.00	

目 的	市及び防災関係機関並びに市民が協力し防災訓練を行うことにより、災害発生時における防災活動の円滑化を図るとともに、協力体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図る。また、庁内の防災体制を強化する。		指標名等		単 位	当初目標値	実績値	
			成果 指標 (目的)	内容				単 位
			目 的	成果 指標 (目的)	訓練参加率 (訓練参加者数/市人口)	%	0.07	0.03
					地区参加率 (訓練参加者数/地区人口)	%	0.77	0.39
庁内防災研修等受講者数 (参加職員延べ人数)	人	3,080.00			2,381.00			

計画時 特記事項	庁内防災研修とは、職員参集訓練、避難所新規担当職員研修、図上訓練など	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に考慮しつつ実施した。事業名称を令和4年度から防災対策事業に変更
-------------	------------------------------------	--------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 令和3年度の地域防災訓練は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、古河第三中学校区(13自治会・2行政区)から団体の規模に応じて参加人数を選出していただき実施した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) コロナ禍の開催により人数を制限しての開催ではあったが、地域防災訓練時では初めての水害(洪水)の図上訓練を実施し、マイ・タイムラインの作成や参加者の避難手段・方法を確認したことで、防災知識と防災意識を高められた。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 令和4年度は、三和北中学校区において大規模地震発生時における防災活動を想定し、関係機関の協力体制を強化し、地域住民の防災知識の高揚を図る目的で訓練を実施する。	

事業名称	防災行政無線等維持管理事業					所管課	消防防災課
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる			事業1-ト	5150	
政 策	09	災害に強いまちづくりの推進			事業期間	～令和 3年度	
施 策	02	防災施設の整備と設備の充実					
取 組	03	災害時の防災情報の提供					
予算科目	会計	01	款 09	項 01	目 05	事業 05	根拠法令 地域防災計画、古河市国民保護計画、古河市防災行政用無線局管理運用規程

実施経緯	大規模災害時、行政と住民及び防災関係機関相互の災害情報伝達の有効な手段として、地域性に属した防災無線施設を整備し、保守点検及び維持管理を行っている。また、総務省による無線設備規則の改正に伴い、令和2年度において、市内123基全てデジタル化に移行したことにより、停電時にも72時間の稼働が可能になり、内容が聞き取れない場合は、フリーダイヤルにて確認ができる。					決算額(千円)		
						令和2年度		令和3年度
						264,905		12,403
						対象	一般市民	

手 段	令和3年度		活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線の運用管理</li> <li>防災行政無線保守点検</li> </ul>			防災行政無線子局整備数	基	123.00	123.00
目 的	災害時等に避難方法や被害状況等の情報を、市民に対して速やかに伝達できる。		成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
				防災行政無線子局保守実施率 (保守子局数 / 保守対象全子局数)	%	100.00	100.00

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	事業名を令和4年度から防災施設維持管理事業に変更
-------------	--	--	--------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 令和2年度に防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式に改修する工事を行った。 防災行政無線の保守点検の委託、バッテリー交換などの修繕等の維持管理の実施。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 市内に設置している防災行政無線全123基の保守点検を行い、バッテリー交換、修繕対応などの維持管理を継続していく。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 防災行政無線はJアラート(全国瞬時警報システム)と連動しており、緊急時の災害情報(地震)及び国民保護情報(弾道ミサイル・大規模テロ等)を自動的に的確かつ迅速な情報伝達を地域住民に対して広範囲に周知することができる。また、固有の周波数を用いて放送しているため、他の通信回線が混雑しているときも影響を受けず、情報発信をすることが可能である。平常時にも高齢者等の行方不明者のお知らせや児童の下校時間の見守りの放送、夏場の熱中症予防に関する注意喚起、警察署からの防犯情報等、地域住民の安全・安心な生活のために活用されている。今後も更なる防災行政無線の活用方法を検討していく。	



事業名称	災害対策事業					所管課	消防防災課
章	05	【生活環境】安全で快適な古河(まち)をつくる			事業1-ド	5160	
政 策	09	災害に強いまちづくりの推進			事業期間		
施 策	02	防災施設の整備と設備の充実					
取 組	02	災害備蓄物資の充実					
予算科目	会計	01	款 09	項 01	目 05	事業 06	根拠法令 災害対策基本法

実施経緯	地域、住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するためには、古河市地域防災計画及び国民保護計画等で定められた事項に基づき初動時の迅速な情報収集・集約、応急対策を行うための指揮系統の確立、関係機関との調整等が必要になることから、全庁的な災害対策・復旧活動体制を構築するため。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		15,417	14,089
		対象	一般市民

手 段	令和3年度	活動指標(手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災関連計画・マニュアルの強化整備</li> <li>各種防災システムの運用・管理</li> <li>防災会議の開催</li> <li>備蓄品の購入・配備</li> <li>災害時に備えた土のう作成</li> </ul>		防災会議開催 (会議開催数)	回	1.00	0.00
			非常食購入	食	24,300.00	24,560.00

目 的	地域防災計画に基づき、災害発生時に必要な体制及び環境整備を強化することにより、発災初動時に迅速かつ適切な対応が出来るよう備えることを目的とする。また、多岐に渡る情報発信により、市民が自ら安全に避難行動を取れる環境を整え、指定避難所等の充実を図る。	成果指標(目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			備蓄品貯蔵率 (購入計画による備蓄数/備蓄目標)	%	87.78	87.69

計画時特記事項	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	災害対策事業は令和3年度で終了 事業名称を令和4年度から防災対策事業に変更
---------	--------------------------------	--

評価結果(評価コメント)	手 段(活動)	(活動内容は適正であったか) 水害や地震等の各災害に備えるため、災害対策にあたる各マニュアルの見直しを行った。古河市防災会議の開催については、新型コロナウイルス感染流行のため、次年度の開催とした。また、備蓄品の整備および職員の訓練を実施した。
	目 的(成果)	(目的はどの程度達成されたか) 新型コロナウイルス対策用品の購入により、備蓄品の購入計画に一部修正があったが、おおよそ当初の購入計画に沿って備蓄品の購入を行った。また、災害時に対応できるように職員の図上訓練等を行い、災害が起こった時の対応力を高めた。

今後の対応(改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後も水害・地震等の大規模災害に対応するために、備蓄品等のハード面、各マニュアルのソフト面の両輪で進めていく。併せて新型コロナウイルス感染症の動向にも注意を払い必要な対策を講じていく。また、各種システムについての理解を深め、災害時に運用が可能なようにする。
---------------	--

事業名称	学校図書館支援事業					所管課	指導課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる				事業1-ド	5250
政 策	02	生きる力を育む学校教育の充実				事業期間	
施 策	02	特色ある学校教育の充実					
取 組	08	読書教育の推進					
予算科目	会計	01	款 10	項 01	目 02	事業 09	根拠法令 文字・活字文化振興法 学校図書館法

実施経緯	合併以前より、旧古河・総和地区の小中学校に図書館支援員は配置されていた。合併に伴い平成18年度より市内32校すべてに拡大配置した。					決算額(千円)			
						令和 2年度		令和 3年度	
						16,824		15,108	
						対象	市内小中学校の児童生徒 学校図書館支援員(32校)		

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校図書館支援員研修会の実施(年2回)</li> <li>学校図書館支援員研修用図書購入</li> </ul>	活動 指標 (手段)	学校図書館支援員に対する研修会の回数 (学校図書館支援員の資質向上のための研修)	回			
	学校図書館における本の年間平均貸し出し冊数 年間貸出冊数 / 児童生徒数 = 年間平均貸出冊数		冊	32.00	35.00		

目 的	市内小中学校に学校図書館支援員を配置することにより、学校図書館の利便性を高めるとともに、児童生徒の読書離れを防ぎ、活字に親しみやすい環境整備を図る。人的配置を行うことで、本の紹介や探したい本の検索の手助けを行うなど子供の読書活動の促進及び学力向上につながる。また、調べ学習や読み聞かせなど授業の補助の部分に関わり、学校内の「図書館」として施設活用が活性化することをねらいとする。	指標名等		単 位	当初目標値	実績値		
		アンケート(4段階評価)の肯定的回答率 (学校図書館支援員) 研修会が役に立った	%				95.00	100.00
		読書年間50冊賞達成率(小学校)	%				92.00	90.20
		読書年間30冊賞達成率(中学校)	%	45.00	30.20			

計画時 特記事項	特になし	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	------	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 年2回(7月・11月)に研修会を行った。参加した支援員の方から各学校の情報を収集することができた。読書の達成率については、小学校50冊賞 90.2%、中学校30冊賞 30.2%で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、目標にわずかに届かなかった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 7月と12月に、浦和第一女子高等学校司書教諭木下通子先生を講師に迎え、ワークショップ型の研修「ビブリオバトル」を行うことができた。また、学校図書館の運営の話を知ることができ、各学校の学校図書館運営に生かすことができた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後は、学校図書館支援員の方々が求めている研修内容(ポップづくり・本の修理・点検読書等)を企画・運営していく。
-------------------	---

事業名称	教育研究等補助事業					所管課	教育総務課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業コード	5330	
政策	02	生きる力を育む学校教育の充実			事業期間		
施策	02	特色ある学校教育の充実					
取組	05	特色ある教育活動の展開					
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	根拠法令
			10	01	03	05	古河市教育振興補助金交付要綱

実施経緯	児童生徒の健全育成と学力向上を図るため、旧市町で実施していた教育振興団体に対する補助金を統合し、児童生徒の指導につながる作品展示会等の実施や研修等に要する補助金事業に整理した。児童生徒の健全育成や市の教育活動全般の充実・発展を図るためには、教職員の指導力の向上が不可欠であり、教育研究会における研究事業や講習会の開催は、教職員の資質向上や市の学校教育の振興に欠かせない。 また、小中学校体育連盟事業への補助金がなければ市内体育大会の開催は不可能であり、市の体育の振興を図る観点からも、継続して大会を開催する必要がある。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		983	1,353
		対象	古河市教育研究会・古河市小中学校体育連盟等

手段	令和3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	補助金交付申請受付 (事業計画・予算計画の審査)	補助金の交付 補助金実績報告書受付 (予算執行の適合性を審査)	教育研究会 各種行事開催述べ日数	教育研究会 研修会等開催述べ日数			
			教育研究会 各種行事開催述べ日数	各研究部会の作品展示会・発表会等開催述べ日数	日	39.00	7.00
			教育研究会 研修会等開催述べ日数	各研究部会の研修会・講習会等開催述べ日数	日	234.00	34.00
			小中学校体育連盟 市内大会数	総合体育大会+新人体育大会	回	2.00	2.00

目的	児童生徒の健全育成及び学力向上並びに教職員の指導力の向上を図るため、教育振興団体が行う活動の経費の一部を助成する。 古河市教育研究会補助金 教科指導法の共同研究、研修会・講習会の開催、各種作品展の開催や芸術祭への参加、特別支援学級の交流など、相互に協力して市の学校教育の振興を図る 古河市小中学校体育連盟事業補助金 市内体育大会を円滑に開催・運営し、生徒の心身の健全育成と体育の振興を図る		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	成果指標(目的)	教育研究会 事業増減率	小中学校体育連盟 市内大会外部審判員数				
			教育研究会 事業増減率	当該年度事業延べ日数÷前年度事業延べ日数×100(%)	%	121.65	227.78
			小中学校体育連盟 市内大会外部審判員数	該当競技：剣道・野球・ソフトボール・バスケケットボール・サッカー・柔道	人	171.00	178.00

計画時特記事項	○小中学校体育連盟事業補助金 安全で安心な大会運営のため、剣道・野球・ソフトボール・バスケケットボール・サッカー・柔道の競技で外部審判員を依頼している。[審判員：H29実績166人、H30実績157人、R1実績155人、R2実績61人、R3実績178人] R2は新型コロナウイルス感染症拡大のため総体中止。	評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育研究会が開催する研究事業や各種作品展等は、中止・縮小等が多く見られた。また、小中学校体育連盟が開催する6月総体、9月新人戦は感染予防に努めながら開催された。 (R2年度6月総体は中止)
---------	---	--------------------------------	--

評価結果(評価コメント)	手段(活動)	(活動内容は適正であったか) コロナ禍により、開催延べ日数が減となったが、オンラインにより対応した。教育研究会や小中学校体育連盟が行う事業は、児童生徒の健全育成や市の教育活動全般の充実・発展を図るものであり、市の教育振興には欠かせないことから、同団体への活動経費助成は適正であると考えます。
	目的(成果)	(目的はどの程度達成されたか) 新型コロナウイルス感染拡大により、教育研究会では、オンラインによる会議や研修等が進み、事業改善につながっている。古河市小中学校体育連盟では、感染予防に努めながら外部審判員の協力を得た開催・運営により、教職員の指導力向上や児童生徒の健全育成・学力向上、体育の振興につなげることができた。

今後の対応(改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) コロナ禍のため、例年と異なる対応を余儀なくされたが、教育研究会ではICTを最大限に活用した研修内容の検討が加速化し、小中学校体育連盟では感染予防に努めながらの円滑な大会運営が機能する等どちらの事業もコロナ禍を見据えた新たな事業展開が実践できている。両団体とも、教職員の資質向上や児童生徒の健全育成・学力向上に結実していることから、引き続き活動経費の助成を行う。
---------------	--

事業名称	日本語指導を要する児童生徒支援事業				所管課	指導課	
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ド	5340	
政 策	03	安心して学べる教育環境の充実			事業期間		
施 策	02	就学しやすい環境づくり					
取 組	01	多様なニーズに対応した就学支援					
予算科目	会計	01	款 10	項 01	目 03	事業 06	根拠法令 古河市日本語指導を要する児童生徒支援事業実施要綱

実施経緯	小中学校に在籍する外国人児童生徒は増加傾向にあり、日本語が理解できない児童生徒のための個別支援が必要になっている。旧総和町では、平成12年度より日本語指導を要する児童生徒支援事業を立ち上げ、旧古河市・旧三和町では、国際交流協会や有償ボランティア等の協力を得て、外国人児童生徒等に対する個別支援を行ってきた。平成18年度より、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して事業を一本化して展開している。		決算額(千円)			
			令和 2年度		令和 3年度	
			4,070		2,395	
			対象	市内小中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国人及び帰国子女等の児童生徒		

手 段	令和 3年度 ・対象児童生徒に対する日本語指導(教科指導を含む) ・対象児童生徒の学校への適応指導 ・保護者への支援等 ・日本語指導関係者連絡会議の開催 ・日本語指導研修会の開催 市職の日本語指導員及び登録された日本語指導サポーターで事業を展開する。	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			年間のべ指導時間	時間	4,905.00	3,002.00
			日本語指導サポーターの指導時間 + 日本語指導員の指導時間	時間	4,905.00	3,002.00

目 的	対象児童生徒に対する個別支援により、生活面・学習面で日本の学校に適応できる状態にする。一般の児童生徒にとっては生きた国際教育となり、異文化共生社会の基礎となる。具体的には年度途中からの転入も含め日本語指導を必要とするすべての対象児童生徒をフォローし、日本語力を向上させ、希望する者には日本への定住を見据えた高校進学を目指せるところまで支援する。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			意識調査(2段階評価)の肯定的回答率 意識調査での肯定的意見数 ÷ 意識調査回答数	%	92.18	97.05
			義務教育終了時の上級学校への進学率 上級学校への進学者数 ÷ 上級学校への進学希望者	%	90.00	85.71

計画時 特記事項	日本語指導を要する児童生徒数は年々増加の一途をたどっている。 日本語指導員は市職の専門職で教育委員会に2名配置され、事業全体のコーディネートを行っている。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度も直接的には支援ができない時期があった。また外国人児童生徒等の市への転入は横ばい状態である。
-------------	--	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 年間ののべ指導時間は、今年度もコロナ感染症対策による休校・オンライン授業等で、直接の指導時間が減り、目標値を下回ることになった。その分一人当たりの支援時間を増やし、活動を充実させることに努めた。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 中学3年生の進学率においては、今年度家庭の事情等で進学を断念せざるを得ない生徒がいたため、目標値を達成できなかった。個々のニーズを見ながら、引き続き進学希望者に対し希望がかなうような支援を行っていく。学校からの本事業の意識調査の肯定的回答率は上昇した。引き続き高い肯定的回答率になるよう学校への外国人児童生徒等教育の啓発を行う。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 新型コロナウイルス感染症の国内外の状況は落ち着きつつあるが、まだまだこの事業に深くかかわる外国人児童生徒等の数は影響を受けることが考えられるため、柔軟に対応していく。
-------------------	---

事業名称	理科教育推進事業					所管課	指導課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ト	5350	
政 策	02	生きる力を育む学校教育の充実			事業期間		
施 策	02	特色ある学校教育の充実					
取 組	01	個に応じた教育の推進					
予算科目	会計	01	款 10	項 01	目 03	事業 07	根拠法令 古河市理科教育支援員の設置に関する規則

実施経緯	旧総和町において、理科の学習指導を円滑に進めるため、実験準備やその補助、理科室の環境整備の業務に携わる支援員を各小学校に派遣していた。合併に伴い、事業を古河市23校に拡大した。		決算額(千円)			
			令和 2年度	令和 3年度		
			10,424	8,997		
	対象	小学生及び小学校教職員				

手 段	令和 3年度		指標名等	単位	当初目標値	実績値
	理科支援員 5 名を市内小学校に派遣し、小学校理科にかかる次の業務を行う。 ・観察・実験に使用する試薬等の調整・調合 ・観察・実験の準備・補助・片付けの支援 ・観察・実験の計画立案や教材開発の支援 ・理科室、準備室等の環境整備 ・教員の観察実験などの技能向上への支援	活動 指標 (手段)	年間活動時間(延べ)	6時間/日×5人×180日	時間	5,400.00
理科教育支援員に係る活動率 (年間の観察実験時間+準備等時間)/年間活動時間×100				%	100.00	84.40

目 的	国際調査において、日本の生徒は理科が「役に立つ」、「楽しい」との回答が国際平均より低く、理科の好きな子供が少ない状況を改善する必要がある。このため、児童自身が観察、実験を中心とした問題解決の過程を通じて問題を解決したり、新たな問題を発見したりする経験を可能な限り増加させていくことが重要であり、このことが理科の面白さを感じたり、理科の有用性を認識したりすることにつながっていくと考えられる。このような観察・実験を中心とした問題解決型の授業を実践するために観察・実験の充実を図る。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			児童生徒アンケート(4段階評価)の肯定的回答率 観察や実験器具の使い方がわかりますか	%	80.00	90.40
児童生徒アンケート(4段階評価)の肯定的回答率 観察や実験をするのがおもしろいですか	%	80.00	91.60			

計画時 特記事項	国の理科観察実験支援事業費補助金を交付申請することにより、補助対象経費の3分の1の範囲内で、かつ、国の予算を超えない範囲で交付される見込。 各補助事業者の設置する学校数の1/10校×1校当たり64千円が内定額の目安。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	9月、2月、3月のオンライン授業の実施により、実験・観察の授業時数が削減されたが、その間に実験の準備や教材作成などを行うことができた。
-------------	---	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 理科準備室における、実験・観察の準備・片付けにおいて、教科担任の支援を十分に行っている。 教科担任との打ち合わせにより、計画的に観察・実験を行っている。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 「理科が好きだ、楽しい」、「実験器具の操作ができる」と答えた児童が継続して高い割合を示しており、成果が現れている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 観察・実験における授業支援の他、若手教員の授業支援において、専門性の高い理科教育支援員の活用を進めていく。
-------------------	---

事業名称	英語教育推進事業					所管課	指導課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業コード	5360	
政 策	02	生きる力を育む学校教育の充実			事業期間		
施 策	02	特色ある学校教育の充実					
取 組	02	確かな学力の向上					
予算科目	会計	01	款 10	項 01	目 03	事業 08	根拠法令 茨城県英語教育改善プラン 教育課程特例校制度

実施経緯	児童生徒に、グローバル化が加速する新しい時代に対応できる力を養うため、外国語指導助手(ALT)を各校に配置し、英語教育の推進及び充実を図ってきた。平成30年度より、イングリッシュキャンプを実施し、児童に学校外におけるALTとの様々なアクティビティを通じて、体全体で英語に触れる機会を与え、達成感や自己肯定感、学習意欲をより一層喚起する。さらに、地域人材の活用を積極的に図り、市内高等学校、地元企業、国際交流協会等のボランティアの活用を図っている。	決算額(千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		81,039	81,587
対象	市内小中学校児童生徒・教職員		

手 段	令和 3年度 ・担任または教科担当者とALTで授業を実施 ・イングリッシュキャンプを実施 (小学生、中学生ともオンラインで実施) ・英語検定料の一部補助を実施(小学5年～中学3年)	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			ALTの学校訪問での指導実施回数 (ALT20名×授業日数199日)	回	3,980.00	3,980.00
		イングリッシュキャンプ児童生徒参加者数 (30名×1回、20名×1回)	人	50.00	38.00	
		英語検定の受検率  小5～中3の児童生徒の総児童生徒数の受検の割合	%	32.00	18.80	

目 的	英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育む。さらに情報や考えなどを的確に理解したり、適切に伝えたりする力を身に付けるため、早期からコミュニケーションを中心とした英語教育の充実を図る。児童生徒が、早期から英語に親しみ、英語を実際に活用する機会を与えることで、言語や文化に対する関心や意欲を高める。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			意識調査①(4段階評価)の肯定的回答率 (小学校低学年)英語の学習が好きである	%	90.00	90.00
			意識調査②(4段階評価)の肯定的回答率 (小学校低学年)ALTの先生との学習は楽しい	%	93.00	93.00
		意識調査③(4段階評価)の肯定的回答率 (小学校低学年)英語が話せるようになりたいと思う	%	88.00	88.00	

計 画 時 特記事項	H30年度までのALT雇用を業務委託契約から、H31年度よりALT雇用を派遣契約とし、学校及び教職員とALTとの連携を円滑かつ柔軟に実施する。ALT雇用に係る人件費については、適正に設定して質の高いALTを安定して確保できるようにし、英語教育をより一層推進する。	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小中学校ともに夏休み明けから9月下旬まで臨時休校となったため、イングリッシュキャンプはオンラインによる実施となり、参加者が減少した。また、小学校において1月下旬から3月にかけてオンライン授業が行われた影響で、予定していた学習活動や事後アンケートを実施できなかった。
---------------	---	--------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手段 (活動)	(活動内容は適正であったか) ALT配置については、年間を通して計画的に配置することができ、全ての学年の授業でALTが関わることができている。また、休校期間中も、要望があった学校にはALTを派遣して教員研修を実施したり、市内小中学生に向けてALTが英語教材を作成したりするなど、効果的に活用することができた。イングリッシュキャンプについては、年度当初の感染状況を注視し、オンラインでの実施に切り替えることができた。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響から成果指標の実績値を正確に測定することができなかったため、本年度の成果指標は、年度当初に予定していた質問項目から実データがある小学校低学年に変更して記載している。小学校低学年の英語への関心や意欲は高い水準にある。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) ALT配置やイングリッシュキャンプについては、感染状況を注視しながら今後も継続して実施していき、児童生徒が英語によるコミュニケーション能力を身に付ける機会を確保していく。また、英語検定料の一部補助については各学校に周知を依頼し、児童生徒の学習意欲への向上を図っていく。
-------------------	--

事業名称	心の相談等事業					所管課	指導課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ド	5370	
政 策	02	生きる力を育む学校教育の充実			事業期間		
施 策	02	特色ある学校教育の充実					
取 組	03	豊かな心の育成					
予算科目	会計	01	款 10	項 01	目 03	事業 09	根拠法令 教育委員会規則第10号「古河市学校心の相談員等の設置に関する規則」

実施経緯	児童生徒の教育上の諸課題について、本人や保護者、教職員等との教育相談及び援助指導により、悩みの解決を支援し、心の安定を図るため、この事業を実施するに至った。		決算額(千円)			
			令和 2年度		令和 3年度	
			29,287		33,193	
			対象 市内の児童生徒及びその保護者、教職員			

手 段	令和 3年度 ・電話、面接、訪問等による教育相談の実施 ・不登校児童生徒に対する援助及び指導 ・ホームスタディーサポーターを活用した引きこもりがちな児童生徒に対する支援 ・スクールカウンセラーを活用した児童生徒・保護者に対する支援	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			年間相談回数(電話+面接+訪問) 教育支援センター3か所の実績(延べ)	回	10,100.00	10,842.00
		ホームスタディーサポーター対応人数 教育支援センター3か所の実績(実数)	人	31.00	77.00	
		スクールカウンセラー対応人数 児童生徒及び保護者、教職員(実数)	人	120.00	190.00	

目 的	児童生徒を取り巻く諸課題は複雑化・多様化の傾向にある。本事業では、不登校及び引きこもりがちな児童生徒に対して相談活動等を行う。さらに、問題行動の早期発見・早期解決や不登校の未然防止のためにスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の心の安定を図る。 またその保護者との連携により、不登校児童生徒の将来的な社会的自立を目指す。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			不登校児童生徒に対する関係率 (教育支援センターでの支援人数/年間30日以上欠席人数)×100	%	34.00	43.48
		通室児童生徒の通室・登校増加率(7月と3月の比較) (通室又は登校が増加した人数/通室児童生徒数)×100	%	77.00	80.65	

計画時 特記事項	教育支援センター(市内3か所) はなももルームこが・さるびあルームそ うわ・こすもすルームさんわ 相談員等の人数 学校心の相談員:11人 学校心のアドバイザー:3人	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	・「年間30日以上欠席人数」とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由・新型コロナ感染症による出席停止等による欠席を除いた児童生徒の人数。 ・スクールカウンセラー(市派遣4名、県派遣8名) ・スクールソーシャルワーカー(県派遣2名) ・ホームスタディーサポーター(10名)
-------------	---	--	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) いずれの指標も目標値を上回った。年間相談回数(電話相談5,228回、面接相談4,978回、訪問相談636回)やホームスタディーサポーターの対応人数から、教育支援センターに通う児童生徒や相談に訪れる保護者のニーズに応じた支援ができていると考えられる。また、スクールカウンセラーと学校、教育支援センターが連携を図りながら、児童生徒や保護者への支援を行うことができている。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) いずれの指標も目標値を上回った。定期的な学校訪問やケース会議への参加等によって関係機関との連携が図れていることから、不登校児童生徒に対する関係率が上がったと考えられる。また、引きこもりがちな児童生徒への家庭訪問支援や、通室している児童生徒への登校支援を行うことで、通室生の通室日数や登校日数が増加したと考えられる。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 現在の支援体制で、今後も継続して事業を進めていく。課題としては、不登校状態にある児童生徒の中には、教育支援センターとつながりをとれていない状態にある児童生徒もいることが挙げられる。不登校児童生徒に対する関係係数をさらに上げていくために、学校等の関係機関との連携をより密に行っていく。また、スクールカウンセラー派遣では、児童生徒・保護者との面談や教職員との情報交換を行い、問題の早期発見や未然防止を図っていく。
-------------------	--

事業名称	特別支援教育推進事業					所管課	指導課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ト'	5420	
政 策	02	生きる力を育む学校教育の充実			事業期間		
施 策	02	特色ある学校教育の充実					
取 組	01	個に応じた教育の推進					
予算科目	会計	01	款 10	項 01	目 03	事業 14	根拠法令 古河市特別支援教育支援員の設置に関する規則(教育委員会規則第5号)、古河市教育支援委員会条例(条例第144号)

実施経緯	古河市内の小中学校に在籍している身の回りの世話(介助)を必要とする障害のある児童生徒に対する教育効果を高めるため、この事業の実施に至った。その後、情緒的な課題をもつ児童生徒が増加したため、支援内容を支援全体に広げ現在に至る。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		56,999	63,427
対象	特別な教育的ニーズのある市内在住の幼児及び市内小中学校に在籍児童生徒とその保護者 市内小中学校に勤務する教職員等		

手 段	令和3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	内容	活動指標(手段)	指標名等	実績値			
手 段	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内小中学校からの配置要請に基づき、教育委員会で調査検討を行い配置が適当と認められた学校に支援員を配置する。</li> <li>有識者を講師として招き、講演会を開催する。</li> <li>特別な教育的ニーズがあると考えられる児童生徒等について、保護者の承諾を得て個別に検査を実施する。</li> </ul>	活動指標(手段)	支援員配置要請に対する配置率		%	85.00	68.00
			支援対象児童生徒数 / 支援要請児童生徒数 × 100				
			有識者による講演会への参加者数		人	92.00	0.00
手 段		活動指標(手段)	検査紙購入要請に対する購入率		%	100.00	100.00
			購入数 / 購入要請数 × 100				

目 的	内容	成果指標(目的)	指標名等		単 位	当初目標値	実績値
			指標名等	実績値			
目 的	特別支援教育支援員を配置し、市内小中学校に在籍する特別な支援を必要とする身体障害、知的障害等のある児童生徒に対する教育的効果を高める。 講演会を開催し通常の学級や特別支援学級において、特別な支援を要する児童生徒への適切な指導、関わり方について見識を深め、指導者としての資質向上を図る。 個別検査を実施し、児童生徒等の実態を的確に把握することで、適切な支援へつなげる。また、古河市教育支援委員会での措置判断の際、標準化された検査により、適切な就学指導を行う。	成果指標(目的)	意識調査(4段階評価)の最高評価回答率		%	80.00	100.00
			学校への質問「支援員により、教育的効果上がったか」				
			意識調査(4段階評価)の最高評価回答率		%	70.00	0.00
講演会参加者への質問「新たに取り組んでみようと思ったか」							
目 的		成果指標(目的)	検査紙活用率		%	100.00	76.00
			検査実施数 / 購入数 × 100				

計画時特記事項	評価時特記事項(評価時に必要な追加説明、環境変化等)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度も有識者による講演会は実施しなかった。 令和2年度より、特別支援教育支援員の雇用形態が非常勤一般職から会計年度任用職員になったことに伴い、人件費分が段階的に増加している。
---------	----------------------------	---

評価結果(評価コメント)	手 段(活動)	(活動内容は適正であったか) 市内小中学校からの配置要請に基づき、教育委員会で調査検討を行い配置が適当と認められた学校に支援員を配置することで、各学校の実態や特別な教育的支援を必要とする児童生徒に応じた支援ができた。支援員の効果が高く、配置を希望する学校が増加したため、実績の割合は減少した。個別の検査を実施することで、特別な教育的支援の必要性を適切に判断し、きめ細やかな教育や指導を通じて必要な支援を行うことができた。
	目 的(成果)	(目的はどの程度達成されたか) 指標値からも分かるように、上記の手段を適切に実施することにより、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、学校における生活や学習上の困難の改善や克服に向けて支援を行うことができた。医療機関等、外部で発達検査を実施するケースが増加し、検査紙の活用率は減少したが、特別支援学級担当教職員を対象に「発達検査に関する研修」を実施し、12名の教職員が「WISC-」検査を実施できるようになった。

今後の対応(改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後は、個別の支援計画の活用等を通して、乳幼児期から学校卒業まで一環した関係機関との密接な連携の下、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を実施する。 特別な教育的ニーズがあると考えられる児童生徒に行うアセスメントツールとして、「WISC-」に代わる新たな心理検査「WISC-」を各校で実施できるよう、来年度も引き続き『特別支援教育専門研修会』を行うとともに学校や地域における特別支援教育活動に関する専門的な知識を深め、資質・能力の向上を図る。
---------------	---



事業名称	学校教育支援事業					所管課	指導課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる				事業コード	12053
政 策	02	生きる力を育む学校教育の充実				事業期間	
施 策	02	特色ある学校教育の充実					
取 組	01	個に応じた教育の推進					
予算科目	会計	01	款 10	項 01	目 03	事業 16	根拠法令 古河市教育活動指導員設置条例(茨城県教育委員会学びの広場サポートプラン事業)

実施経緯	教育活動指導員は、国の緊急雇用対策補助金を財源活用して、学習支援のために古河市合併前より導入され、合併後は全小学校へ配置を拡大した。「学びの広場」実施のための「学びの広場サポートプラン事業」は、学校の学習における四則計算等の技能の定着を図るために平成21年度から県の委託で始まり、平成27年度からは県の委託により中学校へ拡大した。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		119,885	95,166
		対象	市内小中学校児童生徒

手 段	令和3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	・教育活動指導員を活用したチームティーチング等の実施 ・学びの広場サポートプラン事業の実施		市内教育活動指導員(小・中学校)配置数 小学校36名、中学校14名	人	50.00	50.00
		学びの広場サポーター数 小4, 5年、中1, 2年の全学級数にそれぞれ1人ずつ配置	人	145.00	0.00	

目 的	授業の理解到達度の差に応じた指導やきめ細かな指導を実施することにより、学習意欲の向上と基礎的・基本的な学習内容の確実な定着が図れる。 「学びの広場」では、算数・数学の基礎・基本となる四則計算等の知識・技能を少人数指導や個に応じた指導できめ細かに行うことで、学習意欲の向上と学習内容の確実な定着が図れる。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			意識調査①(4段階評価)の肯定的回答率 授業に意欲的に取り組むことができた	%	85.00	79.00
意識調査②(4段階評価)の肯定的回答率 分からないことをそのままにせず、気軽に質問できた	%	83.00	75.00			

計画時 特記事項	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	令和3年度は、夏季休業中の「学びの広場サポートプラン事業」が県の事業が終了のため、実施しなかった。
-------------	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 教育活動指導員の配置については、全小中学校にT2として配置した。また、学びの広場サポーターの派遣については、県事業終了したため実施しなかった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 成果指標の実績値は、全小中学校に教育活動指導員を配置したが、目標値を達成することができなかった。理由としては、アンケートの対象が昨年度と違うためと、コロナ禍によるオンライン授業等の実施により、教育活動指導員のサポートを直接受けられなかったことなどが考えられる。今後も児童生徒の学習に対する意欲を高めたり、分からないことを気軽に質問することができるように、継続して取り組んでいく。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 教育活動指導員の配置については、各小中学校の実態に応じて、配置人数を計画的に見直していく。
-------------------	---

事業名称	ICT教育推進事業					所管課	指導課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ト'	13828	
政 策	02	生きる力を育む学校教育の充実			事業期間		
施 策	02	特色ある学校教育の充実					
取 組	02	確かな学力の向上					
予算科目	会計	01	款 10	項 01	目 03	事業 31	根拠法令

実施経緯	<p>新学習指導要領の全面实施によって、小中学校においてプログラミング教育が必修化される。また、「GIGAスクール構想」により、校内LAN整備・1人1台環境が実現されることとなった。それに伴い、各学校における児童生徒の授業でのAI型ドリル教材ソフトウェアの活用及び教職員のICT活用法等について研修を実施していくことが求められる。さらに、SNSに係る児童生徒間のトラブル等が増加していることから、情報モラルについての研修が必要である。</p>	決算額(千円)			
		令和2年度		令和3年度	
		693		14,493	
		対象	市内小中学校児童生徒・教職員・保護者		

手 段	令和3年度	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	・市内小中学校全児童生徒に対して、AI型ドリル教材ソフトウェアを導入する。		ICT教育に係る授業研究会の実施回数 (教員の授業力向上のための研修)	回	1.00	0.00
		情報モラル教育講習会実施回数 (各小中学校1回ずつ)	回	32.00	32.00	
			回			

目 的	<p>「GIGAスクール構想」の実現に向けて、指導課主催の「ICT支援推進委員会研修会」を開催し、ICT機器を効果的に活用した授業を実践できる教職員を育成する。 児童・生徒のSNSに係るトラブルの未然防止や安全な使用方法について、実態を把握した講習会を実施し、情報モラル教育の充実を図る。 一人一台端末整備環境下における、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、AI型ドリル教材ソフトウェアを導入し個別最適化された学びの保証を図る。</p>	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			意識調査(4段階評価)の肯定的回答率 (教師)教育効果を上げるために、ICTの利用場面を計画して活用する。	%	80.00	87.40
意識調査(4段階評価)の肯定的回答率 (児童生徒)SNSに係るトラブルの未然防止の方法が理解できた	%	80.00	100.00			

計画時 特記事項	<p>民間の企業と契約し、各校で事前のアンケートを行い、各校の実態に応じた情報モラル教育に関わる講習会を実施する。</p>	<p>評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)</p>	<p>ICT教育に係る授業研究会の実施については、新型コロナウイルス感染症対策のため、実施することができなかった。代替案として研修会を実施し各校の事例共有などを行った。また、情報モラル教育については、指導課主催の「情報モラル講習会」は令和3年度より終了になったため、各校で企画して実施している。</p>
-------------	---	---	---

評価結果 (評価 コメント)	<p>(活動内容は適正であったか) 授業研究会については、新型コロナウイルス感染症のため実施することができなかった。各校の研修についてはICT支援推進委員会研修会を年6回実施した。また、情報モラル教育については、指導課主催の「情報モラル教育講習会」は令和3年度より終了となったが、各学校で民間企業に依頼して実施した。</p>
	<p>(目的はどの程度達成されたか) AI型ドリルの活用方法や、1人1台端末の効果的な活用方法など、ICT支援推進研修会の中で研修を行った。また、活用方法で困っていることを研修前に聞き取り、不安を解消できるよう研修に努めた。情報モラルについては全小中学校で講習会を実施し、トラブル防止に努めた。</p>

今後の対応 (改善・改革案)	<p>(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 令和3年度、Google for Education パートナー自治体プログラムに参画したことにより、Google社を講師に迎えて研修を行うことが可能となったため、ICT支援リーダーを中心とした支援体制の充実を図っていく。</p>
-------------------	---

事業名称	小学校施設管理事業				所管課	学校教育施設課	
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ト'	5610	
政 策	03	安心して学べる教育環境の充実			事業期間		
施 策	01	学校施設・設備・備品の充実と維持管理					
取 組	02	学校施設の適正な維持管理					
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	根拠法令
			10	02	01	02	「学校教育法」 「古河市立学校管理規則」

実施経緯	<p>小中学校については、「学校教育法」及び「古河市立学校管理規則」に基づき、義務教育を行うための施設として、施設及び設備等の維持管理並びに学校運営に必要な点検・整備を進め、安全安心な教育環境の提供に努める必要がある。校舎・体育館など主要な施設は、すべて耐震基準を満たしているが、今後も予防保全も含めた計画的な改善を行うとともに、令和2年3月に策定した「古河市立学校施設長寿命化計画」に沿った施設の改修も図っていく。</p>				決算額(千円)			
					令和2年度		令和3年度	
					342,475		345,187	
					対象	市内小学校23校の児童、教職員		

手 段	令和3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	活動指標(手段)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設や設備、遊具等の定期・保守点検を実施し、機能・性能の劣化状況を把握。</li> <li>小規模な修繕や補修は随時対応し、大規模な修繕や補修は年次の改修計画を立て緊急性の高いものから順次工事を行う。</li> <li>学校管理用地の樹木剪定や伐採、除草作業等を実施し、環境保全を図る。</li> </ul>	活動指標(手段)	学校数					
		修繕及び工事対象の市内小学校数(R2.5.1現在)		校	23.00	23.00	
		修繕料					
		市内小学校の修繕料総額		千円	11,500.00	7,794.00	
		工事請負費					
		市内小学校の工事請負費総額		千円	118,728.00	83,425.00	

目 的	令和3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	成果指標(目的)						
<p>学校施設を良好な状態に保ち、教育環境の維持向上に資することを目的に実施。定期的に行う施設の安全点検・保守結果をもとに、学校施設や設備機器の機能・性能の劣化状況の実態を把握し、適切な施設の維持管理と計画的な整備を行うことで、安心して学べる教育環境の充実を目指す。</p>	成果指標(目的)	修繕件数					
		教育委員会が実施した修繕件数		件	113.00	95.00	
		工事件数					
		施設及び設備の改修・補修工事件数		件	74.00	55.00	

計画時特記事項	<p>学校施設については、児童生徒及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上と社会性の確保の観点から、適正規模・適正配置について検討が必要となっている。</p>	<p>評価時特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)</p>
---------	---	--

評価結果(評価コメント)	手 段 (活動)	<p>(活動内容は適正であったか) 施設や設備の劣化状況等を把握するために保守点検を実施した。突発的な施設の修繕や設備の故障等には、優先度を考慮し随時対応した。教育環境を整える為に枯れ枝の剪定や倒木の可能性が高い樹木の伐採を実施した。実績値が目標値を下回った理由としては、緊急的な修繕件数が減ったことによることと、施設改修工事の請負差金が生じたことが主な原因である。</p>
	目 的 (成果)	<p>(目的はどの程度達成されたか) 施設や設備の保守点検の結果報告書を基に機能・性能の劣化状況等を把握した。また、突発的な施設の修繕や設備の故障に随時対応してきた中で、大規模な修繕は次年度の予算に計上した。教育環境を整えるための樹木管理を計画的に実施し、要望等に対する緊急的な樹木剪定や伐採についても随時対応したことで教育環境の保全が図れた。</p>
今後の対応(改善・改革案)	<p>(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 保守点検の結果や学校からの修繕報告書で把握した大規模な修繕や樹木管理については、年度計画を立て緊急性の高いものから実施することで安全安心な教育環境の確保に努める。</p>	

事業名称	小学校教育ICT整備事業				所管課	学校教育施設課	
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ド	13624	
政 策	03	安心して学べる教育環境の充実			事業期間		
施 策	01	学校施設・設備・備品の充実と維持管理					
取 組	03	学習環境の充実					
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	根拠法令
			10	02	01	08	「学校教育の情報化の推進に関する法律」 (文部科学省：第3期教育振興基本計画)

実施経緯	学校の情報化については、かねてから提言されており、国も教育の情報化を推進してきた。古河市では他市町に先駆け、平成24年度より市内一部学校で、タブレット型端末を核に大型デジタルテレビ等の機器を導入し、パソコン教室内にとどまらず、普段の授業の中で使用できる実証を経て、平成27年度より古河市小学校全体へタブレット型端末の整備へと至った。引き続き、学校におけるICT環境の整備については、国の整備方針「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」で目標とされている水準を達成するため整備を進める。				決算額(千円)	
					令和2年度	令和3年度
					483,177	102,413
					対象	市内小学校児童及び教職員

手 段	令和3年度		活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導者用コンピュータの購入</li> <li>大型デジタルテレビの購入(通常学級整備分)</li> <li>機器の保守、修繕</li> </ul>				学習者用コンピュータ整備台数	台	0.00
				指導者用コンピュータ整備台数	台	199.00	160.00
				大型デジタルテレビ整備台数	台	43.00	43.00

目 的	児童生徒が情報化社会へ適応するための情報処理能力の向上、ICTを活用した授業による学力の向上等を図るため、学習者用コンピュータ及び周辺機器等の計画的な整備・更新を行う。 ICT機器の導入により、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び・考え、主体的に判断・行動をし、よりよく問題を解決するスキルを持った人材の育成に寄与する。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			学習者用コンピュータ1人1台整備充足率 既整備6,814台(R3年度未現在)/ 児童数6,753人(R3.5.1現在)	%	100.00	100.90
			指導者用コンピュータ1人1台整備充足率 既整備160台(R3年度未現在)/( 通常学級(233)+特別支援学級( 103)R3.5.1現在)	%	58.80	47.61
			大型デジタルテレビ設置充足率 既整備238台/(通常学級(233)+ 特別教室(138)R3.5.1現在)	%	63.20	64.15

計画時 特記事項	ICT環境整備として、今後は大型提示装置(大型デジタルテレビ)等の整備と、指導者用コンピュータ整備、既存の学習者用コンピュータの更新などが課題となる。 令和3年度は、令和2年度繰越予算で大型デジタルテレビを通常学級に整備する。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「活動指標」の学習者用コンピュータは、令和3年度予算化されず購入整備の実績は無い。</li> <li>「活動指標」の「指導者用コンピュータ整備台数」及び「成果指標」の「指導者用コンピュータ1人1台整備充足率」の実績値が当初目標値より下がった理由は、配置計画を見直し当初、令和3年度で配置予定だった2年生分の配置を令和4年度としたため。</li> </ul>
-------------	--	------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 授業を担当する教師用として指導者用コンピュータ160台の購入整備と通常学級用として43台の大型提示装置(大型デジタルテレビ)の購入整備を行った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 授業を担当する教師用の指導者用コンピュータは、令和3年度と令和4年度の2か年で通常学級数及び特別支援学級数に基づく台数を整備する計画である。令和3年度は、3年生～6年生の通常学級に160台の端末を整備し、教師と児童による双方向での授業展開が出来る環境を整えた。大型提示装置についても、43台の大型デジタルテレビを整備し、通常学級(233室)で各室1台の環境を達成した。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 指導者用コンピュータは、令和3年度と令和4年度の2か年で通常学級数及び特別支援学級数に基づく台数を整備する計画である。令和4年度は、1・2年生の通常学級と全学年の特別支援学級へ整備を行う。また、「大型提示装置(大型デジタルテレビ)」の整備は、令和3年度で通常学級で1室1台環境が整ったが、教育のICT化を進めるにあたり、国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」が示す目標水準を達成するには、引き続き「大型提示装置(特別教室用として各校6台)」の整備を計画的に進めていく必要がある。また、老朽化する既存機器についても計画的な入れ替えを行い、学校におけるICT環境の水準維持に努める。
-------------------	---

事業名称	小学校教材整備事業				所管課	学校教育施設課	
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ド	5660	
政 策	03	安心して学べる教育環境の充実			事業期間		
施 策	01	学校施設・設備・備品の充実と維持管理					
取 組	03	学習環境の充実					
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	根拠法令
			10	02	02	02	「理科教育振興法」「学校図書館法」(教材整備指針)

実施経緯	<p>学校で使われる教材は、子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要であり、その充実は不可欠である。昭和28年度から昭和60年度までは国庫負担の対象とされ、その後一般財源化された。</p> <p>また、令和2年4月から順次実施されている新学習指導要領の趣旨等を踏まえ、「教材整備指針」の一部改訂が行われ、安定的・計画的な教材整備ができるよう、令和2年度から10か年間にわたり地方財政措置が講じられることとなった。この措置を踏まえ、引き続き計画的な教材整備を行っていく必要がある。</p>		決算額(千円)	
			令和2年度	令和3年度
			19,653	14,273
			対象	市内小学校の児童

手 段	令和3年度		活動指標(手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校へ義務教育教材・理科教育設備などの教材について要望調査を実施。</li> <li>教材備品購入</li> <li>各学校へ納品、備品台帳の作成と適正管理を周知</li> </ul>				学校数		
				教材整備対象の市内小学校数(R2.5.1現在)	校	23.00	23.00
				学校要望教材用消耗品料			
				学校が教育委員会へ整備を希望する教材用消耗品料総額	千円	4,841.00	3,845.00
				学校要望教材用備品購入費			
				学校が教育委員会へ整備を希望する教材用備品購入費総額	千円	10,992.00	7,998.00

目 的	児童が自ら学び、自ら考える力などを育成する観点等を重視して、学習指導要領に対応した教材整備を行い、教育の効果を高める。	成果指標(目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			教材用消耗品料			
			予算額	千円	2,750.00	3,086.00
			教材用備品購入費			
			予算額	千円	6,700.00	5,641.00

計画時特記事項	<p>理科設備、算数・数学設備の購入にあたっては、市予算以外に国の補助金(理科教育設備整備費等補助金)を有効活用し整備を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助率(対象事業費の1/2、1万円以上の備品が対象)</li> <li>補助金額経過 R1(1,641千円) H30(1,516千円)</li> </ul>	<p>評価時特記事項(評価時に必要な追加説明、環境変化等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額経過 R2(1,192千円) R3(1,320千円)</li> </ul>
---------	--	-----------------------------------	--

評価結果(評価コメント)	手 段(活動)	(活動内容は適正であったか) 学校の義務教育教材・理科教育設備について、要望調査を実施した。要望を精査し、物品規則に則り消耗品と備品に分類した後、購入手続きを執行し、各校へ納品した。国の補助金(理科教育設備整備費等補助金)を活用し、適切に実施された。実績値が当初目標値を下回った理由としては、コロナ禍における休校等の影響もあり、学校からの要望が減ったためである。
	目 的(成果)	(目的はどの程度達成されたか) 各校の教材整備要望に対し予算の範囲内で一括購入等により効率的に教材整備を行うことで教育効果の向上が図られた。備品購入費の実績値が当初目標値を下回った理由としては、備品購入費から消耗品料へ予算を振り替えたためである。

今後の対応(改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 引き続き義務教育教材・理科教育設備について学習指導要領に則り国の補助金を活用し、計画的に購入整備を実施していく。
---------------	--

事業名称	中学校施設管理事業				所管課	学校教育施設課	
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ト'	5800	
政 策	03	安心して学べる教育環境の充実			事業期間		
施 策	01	学校施設・設備・備品の充実と維持管理					
取 組	02	学校施設の適正な維持管理					
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	根拠法令
			10	03	01	02	「学校教育法」 「古河市立学校管理規則」

実施経緯	小中学校については、「学校教育法」及び「古河市立学校管理規則」に基づき、義務教育を行うための施設として、施設及び設備等の維持管理並びに学校運営に必要な点検・整備を進め、安全安心な教育環境の提供に努める必要がある。校舎・体育館など主要な施設は、すべて耐震基準を満たしているが、今後も予防保全も含めた計画的な改善を行うとともに、令和2年3月に策定した「古河市立学校施設長寿命化計画」に沿った施設の改修も図っていく。				決算額(千円)			
					令和2年度		令和3年度	
					165,509		151,667	
					対象			

手 段	令和3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設や設備、遊具等の定期・保守点検を実施し、機能・性能の劣化状況を把握。</li> <li>小規模な修繕や補修は随時対応し、大規模な修繕や補修は年次の改修計画を立て緊急性の高いものから順次工事を行う。</li> <li>学校管理用地の樹木剪定や伐採、除草作業等を実施し、環境保全を図る。</li> </ul>	活動 指標 (手段)	学校数				
	修繕及び工事対象の市内中学校数(R2.5.1現在)		校	9.00	9.00		
	修繕料						
	市内中学校の修繕料総額		千円	5,429.00	3,361.00		
	工事請負費						
	市内中学校の工事請負費総額	千円	36,700.00	21,051.00			

目 的	学校施設を良好な状態に保ち、教育環境の維持向上に資することを目的に実施。定期的に行う施設の安全点検・保守結果をもとに、学校施設や設備機器の機能・性能の劣化状況の実態を把握し、適切な施設の維持管理と計画的な整備を行うことで、安全で安心して学べる教育環境の充実を目指す。	成果 指標 (目的)	指標名等		単 位	当初目標値	実績値
			修繕件数				
		教育委員会が実施した修繕件数	件	64.00	39.00		
		工事件数					
		施設及び設備の改修・補修工事件数	件	58.00	20.00		

計画時 特記事項	学校施設については、児童生徒及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上と社会性の確保の観点から、適正規模・適正配置について検討が必要となっている。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)
-------------	--	------------------------------------

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 施設や設備の劣化状況等を把握するために保守点検を実施した。突発的な施設の修繕や設備の故障等には、優先度を考慮し随時対応した。教育環境を整える為に枯れ枝の剪定や倒木の可能性が高い樹木の伐採を実施した。実績値が目標値を下回った理由としては、緊急的な修繕件数が減ったことによることと、施設改修工事の請負差金が生じたことが主な原因である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 施設や設備の保守点検の結果報告書を基に機能・性能の劣化状況等を把握した。また、突発的な施設の修繕や設備の故障に随時対応してきた中で、大規模な修繕は次年度の予算に計上した。教育環境を整えるための樹木管理を計画的に実施し、要望等に対する緊急的な樹木剪定や伐採についても随時対応したことで教育環境の保全が図れた。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 保守点検の結果や学校からの修繕報告書で把握した大規模な修繕や樹木管理については、年度計画を立て緊急性の高いものから実施することで安全安心な教育環境の確保に努める。
-------------------	---

事業名称	中学校教育ICT整備事業				所管課	学校教育施設課	
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ド	13963	
政 策	03	安心して学べる教育環境の充実			事業期間		
施 策	01	学校施設・設備・備品の充実と維持管理					
取 組	03	学習環境の充実					
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	根拠法令
			10	03	01	08	「学校教育の情報化の推進に関する法律」 (文部科学省：第3期教育振興基本計画)

実施経緯	学校の情報化については、かねてから提言されており、国も教育の情報化を推進してきた。古河市では他市町に先駆け、平成24年度より市内一部学校で、タブレット型端末を核に大型デジタルテレビ等の機器を導入し、パソコン教室内にとどまらず、普段の授業の中で使用できる実証を経て、平成27年度より古河市小学校全体へタブレット型の整備へと至った。引き続き、学校におけるICT環境の整備については、国の整備方針「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」で目標とされている水準を達成するため整備を進める。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		223,299	32,127
		対象	市内中学校生徒及び教職員

手 段	令和3年度 ・指導者用コンピュータの購入 ・大型デジタルテレビの購入(通常学級整備分) ・機器の保守、修繕 ・中学校パソコン教室に整備している学習者用コンピュータ360台のリース期間満了に伴う廃止	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			学習者用コンピュータ整備台数	台	0.00	0.00
			指導者用コンピュータ整備台数	台	101.00	140.00
			大型デジタルテレビ整備台数	台	23.00	23.00

目 的	児童生徒が情報化社会へ適応するための情報処理能力の向上、ICTを活用した授業による学力の向上等を図るため、学習者用コンピュータ及び周辺機器等の計画的な整備・更新を行う。ICT機器の導入により児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び・考え、主体的に判断・行動をし、よりよく問題を解決するスキルを持った人材の育成に寄与する。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			学習者用コンピュータ1人1台整備充足率 既整備3,446台(R3年度未現在)/生徒数3,415人(R3.5.1現在)	%	101.30	100.90
			指導者用コンピュータ1人1台整備充足率 既整備140台/(通常学級(100)+特別支援学級(40))R3.5.1現在)	%	73.70	100.00
			大型デジタルテレビ設置充足率 既整備101台/(通常学級(100)+特別教室(54))R3.5.1現在)	%	65.10	65.58

計画時 特記事項	ICT環境整備として、今後は大型提示装置(大型デジタルテレビ)等の整備と、指導者用コンピュータ整備、既存の学習者用コンピュータの更新などが課題となる。令和3年度は、令和2年度繰越予算で大型デジタルテレビを通常学級に整備する。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	・「活動指標」の学習者用コンピュータは、令和3年度予算化されず購入整備の実績は無い。
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 授業を担当する教師用として指導者用コンピュータ140台の購入整備と通常学級用として23台の大型提示装置(大型デジタルテレビ)の購入整備を行った。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」が示す目標水準を達成するため、授業を担当する教師用の指導者用コンピュータを令和3年5月1日現在の通常学級数(100室)及び特別支援学級数(40室)を基に140台の整備を行い「授業を担当する教師1人1台」の端末環境を整えた。大型提示装置についても、23台の大型デジタルテレビを整備し、通常学級(100室)で各室1台の環境を達成した。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 教室数に基づいた「授業を担当する教師用端末の整備」及び「通常学級用の大型提示装置(大型デジタルテレビ)の整備」については、令和3年度で環境が整った。しかしながら、教育のICT化を進めるにあたり、国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」が示す目標水準を達成するには、引き続き計画的に整備を進めていかなくてはならない。特に「大型提示装置(特別教室用として各校6台)」については、ICT教育の重要なツールとなるため、計画的に整備を進めていく必要がある。また、併せて既存機器についても計画的な入れ替え整備を行い、学校におけるICT環境の水準維持に努める。
-------------------	--

事業名称	中学校教材整備事業				所管課	学校教育施設課	
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ト'	5850	
政 策	03	安心して学べる教育環境の充実			事業期間		
施 策	01	学校施設・設備・備品の充実と維持管理					
取 組	03	学習環境の充実					
予算科目	会計	01	款 10	項 03	目 02	事業 02	根拠法令 「理科教育振興法」「学校図書館法」(教材整備指針)

実施経緯	<p>学校で使われる教材は、子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要であり、その充実は不可欠である。昭和28年度から昭和60年度までは国庫負担の対象とされ、その後一般財源化された。</p> <p>また、令和2年4月から順次実施されている新学習指導要領の趣旨等を踏まえ、「教材整備指針」の一部改訂が行われ、安定的・計画的な教材整備ができるよう、令和2年度から10か年間にわたり地方財政措置が講じられることとなった。この措置を踏まえ、引き続き計画的な教材整備を行っていく必要がある。</p>	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		11,425	7,233
		対象	市内中学校の生徒

手 段	令和3年度		活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校へ義務教育教材・理科教育設備などの教材について要望調査を実施</li> <li>教材備品購入</li> <li>各学校へ納品、備品台帳の作成と適正管理を周知</li> </ul>				学校数		
				教材整備対象の市内中学校数(R2.5.1現在)	校	9.00	9.00
				学校要望教材用消耗品料			
				学校が教育委員会へ整備を希望する教材用消耗品料総額	千円	2,236.00	1,444.00
				学校要望教材用備品購入費			
				学校が教育委員会へ整備を希望する教材用備品購入費総額	千円	7,821.00	3,826.00

目 的	生徒が自ら学び、自ら考える力などを育成する観点等を重視して、学習指導要領に対応した教材整備を行い、教育の効果を高める。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			教材用消耗品料			
			予算額	千円	1,400.00	1,799.00
			教材用備品購入費			
			予算額	千円	4,100.00	2,556.00

計画時 特記事項	<p>理科設備、算数・数学設備の購入にあたっては、市予算以外に国の補助金(理科教育設備整備費等補助金)を有効活用し整備を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助率(対象事業費の1/2、2万円以上の備品が対象)</li> <li>補助金額経過 R1(1,193千円) H30(901千円)</li> </ul>	<p>評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額経過 R2(737千円) R3(387千円)</li> </ul>
-------------	--	---	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 学校の義務教育教材・理科教育設備について、要望調査を実施した。要望を精査し、物品規則に則り消耗品と備品に分類した後、購入手続きを執行し、各校へ納品した。国の補助金(理科教育設備整備費等補助金)を活用し、適切に実施された。実績値が当初目標値を下回った理由としては、コロナ禍における休校等の影響もあり、学校からの要望が減ったためである。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 各校の教材整備要望に対し予算の範囲内で一括購入等により効率的に教材整備を行うことで教育効果の向上が図られた。備品購入費の実績値が当初目標値を下回った理由としては、備品購入費から消耗品料へ予算を振り替えたためである。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 引き続き義務教育教材・理科教育設備について学習指導要領に則り国の補助金を活用し、計画的に購入整備を実施していく。
-------------------	--



事業名称	中学校行事特別活動等助成事業					所管課	教育総務課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ト	5860	
政 策	02	生きる力を育む学校教育の充実			事業期間		
施 策	02	特色ある学校教育の充実					
取 組	05	特色ある教育活動の展開					
予算科目	会計	01	款 10	項 03	目 02	事業 03	根拠法令 古河市立小中学校児童生徒に係る各種大会 参加補助金交付要綱

実施経緯	部活動における大会等参加時の経済的負担を軽減し、部活動を支援するため、学校代表として大会等に参加する場合の交通費等を補助する。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		7,575	16,663
	対象	部活動加入生徒 教員等	

手 段	令和3年度 部活動における各種大会への支援(交通費等の補助) ・県大会以下への参加の補助 ・関東大会以上への参加の補助	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			部活動加入人数	人	3,000.00	2,687.00
			市内中学校9校の部活動加入人数			
			部活動数	部	144.00	135.00
			市内中学校9校の運動部+文化部			
			補助件数	件	39.00	23.00
			市・県大会及び関東大会以上参加中学校数			

目 的	部活動における大会参加時の交通費等を補助することにより、学校・保護者の経済的負担を軽減し、生徒各自が自由に部活動を選択し参加できる状況を目指す。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			部活動加入率	%	87.69	78.61
			部活動加入生徒数 / 市内中学校生徒数			
			補助対象部活率	%	89.58	88.89
			補助対象部活数 / 部活動数			

計画時 特記事項	令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で夏季の全国中学校体育大会の中止決定により、市内・県大会、関東大会等も全て中止となった。 秋季の新人体育大会は実施した。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	コロナ禍ではあったが、令和3年度は夏季の全国中学校体育大会及び秋季の新人体育大会等、通常どおり実施することができた。
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 部活動数、加入人数は減となり、新型コロナウイルス感染症の影響により補助件数も減となったが、経済的な面で部活動を支援するためには、大会参加補助金が必要である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 補助件数は目標値を下回ったが、決算額は昨年度から倍増しており、保護者の経済的負担が軽減された。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 引き続き事業を継続する上で、大会補助としての支援だけでなく、経済的な面での部活動支援に関し、今後更に検討が必要と思われる。
-------------------	---

事業名称	中学校施設長寿命化改良事業				所管課	学校教育施設課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ト'	14017
政 策	03	安心して学べる教育環境の充実			事業期間	
施 策	01	学校施設・設備・備品の充実と維持管理				
取 組	02	学校施設の適正な維持管理				
予算科目	会計	01	款	項	目	事業
			10	03	03	02
						根拠法令
						「学校教育法」 「古河市立学校管理規則」

実施経緯	古河市の『古河市公共施設等総合管理計画（FM基本方針・分野別方針）』及び『古河市公共施設適正配置基本計画』を策定した中で、適正配置に向けた個別施設の方向性として、令和2年3月に古河市教育委員会で『古河市学校施設長寿命化計画』を策定。		決算額（千円）			
			令和2年度		令和3年度	
			0		1,726	
	対象	古河市内中学校（予定校）				

手 段	令和3年度 ・長寿命化改良事業として、まずは古河第一中学校の体育館、普通教室棟、特別教室棟を対象とした基本設計業務を行う。	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			基本設計委託料			
			長寿命化改良事業対象中学校の基本設計委託料	千円	11,088.00	1,726.00
			実施設計委託料			
			長寿命化改修工事対象棟の実設計委託料	千円	0.00	0.00
			工事請負費			
			長寿命化改修工事対象校の工事請負費総額	千円	0.00	0.00

目 的	『古河市学校施設長寿命化計画』に基づき実施する学校施設改良事業。学校施設を良好な状態に保ち、教育環境の維持向上に資することを目的に実施。学校施設や設備機器の機能・性能の劣化状況の実態を把握し、適切な施設維持管理と計画的な整備を行うことで、安全で安心して学べる教育環境の充実を目指す。学校施設の改築に多額の費用をかけるのではなく、この長寿命化改良事業を進めることにより、コストの縮減と予算の平準化を図っていく。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値	
			基本設計着手校数（累計）				
			中学校のうち基本設計業務に着手した学校数	校	1.00	1.00	
			実施設計着手校数（累計）				
中学校のうち実施設計業務に着手した学校数	校	0.00	0.00				
長寿命化改良工事着手校数（累計）							
中学校のうち改良工事に着手した学校数	校	0.00	0.00				

計画時 特記事項	学校施設については、児童生徒及び学級数の推移を精査し、子供たちの教育環境の向上と社会性の確保の観点から、適正規模・適正配置について検討が必要となっている。	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	基本設計委託料 11,088千円 令和3年度当初予算額 1,726千円 令和3年度支出済額(前払い金) 9,362千円 令和4年度繰越額
-------------	---	--------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 基本設計業務を行うにあたり、当初指名競争入札にて設計者を選定する予定であったが、より質の高い基本設計を行うためにプロポーザル方式による選定に変更した。これにより、設計者選定の審査等に時間を要してしまい契約時期が予定より遅れてしまったが、質の高い設計業務が期待できるので適正である。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 『古河市学校施設長寿命化計画』に基づき、まずは古河第一中学校を長寿命化させる計画を定め、基本設計業務を設計者に委託したところであるが、業者選定をプロポーザル方式に変更したことにより契約が遅れてしまったため、業務の予算を繰り越させ令和4年度も引き続き基本設計業務を続けることとした。そのため、長寿命化の基本的な整備内容等は令和4年度の中で検討をしていく。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 令和4年内には、古河第一中学校の長寿命化の基本的な整備内容等を検討し、今後の実施設計業務がスムーズに進められるように基本設計業務を完了させる。また、令和4年度末に予定している実施設計業務の発注に向けて準備も併せて進めていく。
-------------------	--

事業名称	家庭教育推進事業				所管課	生涯学習課		
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ド	6050		
政 策	05	未来を担う青少年の健全育成			事業期間			
施 策	01	家庭・地域の教育力の育成						
取 組	01	家庭教育の推進						
予算科目	会計	01	款 10	項 04	目 02	事業 02	根拠法令	教育基本法、社会教育法、古河市社会教育事業関連団体活動支援補助金等交付要綱

実施経緯	社会生活環境の変化により、家庭教育の重要性はますます増大し、多様化している。 このような社会状況を的確に捉え、時代に適合した家庭教育を推進するため実施する。		決算額(千円)					
			令和 2年度			令和 3年度		
			321			843		
	対象	市民、小中学校家庭教育学級生等						

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	家庭教育講演会の実施、中高生乳幼児ふれあい交流事業の実施、親楽ブック学習会、就学時健診時の家庭教育講座実施、家庭教育支援講座(ファシリテーター養成講座他)、家庭教育学級の支援(小中学校、幼児施設、企業)、未就園児の保護者への家庭教育、オンライン(Zoom)を活用した講座や動画配信等を行う。	活動 指標 (手段)	親楽ブック学習会の実施回数	回			
中高生乳幼児ふれあい交流事業の実施回数	回		2.00	0.00			
社会教育主事による家庭教育の支援	回		9.00	6.00			
目 的	小中学校家庭教育学級の支援や、市独自の親学習プログラム(親楽ブック)を活用した学習会を始めとし、動画配信やオンライン(Zoom)を利用した講座等を保護者のニーズに合わせた様々な学習会を開催することで、学習効果を充実したものにしていける。これにより、小中学校家庭教育学級の加入率と市主催の家庭教育関連学習会への参加率の増加が見込まれ、次世代を担う子どもたちの健全育成、家庭教育力のさらなる向上を図ることができる。	成果 指標 (目的)	指標名等		単 位	当初目標値	実績値
			小中学校家庭教育学級加入率	%			
			学級生数/児童生徒数(5/1現在)	%	60.00	45.83	

計画時 特記事項	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、接触型で実施する「中高生、乳幼児ふれあい交流会」は中止とした。活動のできない家庭教育学級に対しては、社会教育主事による家庭教育動画配の信や、オンライン(Zoom)を利用した家庭教育学習会を実施する。	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、家庭教育講演会は会場座席数を制限して実施した。市主催の家庭教育関連事業については、コロナ禍での学習機会を補うために学習会等を増やしたため、R2年度に比較し参加率が倍増した。また、社会生活環境の変化に合わせて動画配信サイトを利用して家庭教育支援を行った。
-------------	---	--------------------------------------	---

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) コロナ禍のため機会の確保・オンライン学習会の周知が不足したが、引き続きオンラインや動画配信等により学習機会を設ける必要がある。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) コロナ禍においても学習を継続できるようオンラインによる学習機会のベースを築くことが出来た。また、一人で多くの保護者の参加を得る目的で実施した動画の提供は、約700件の視聴数があり一定の成果があった。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 今後も引き続き必要とされる方に必要な学習機会を提供していく。また、社会生活環境の変化に伴い生じた在宅ワークにも対応できるオンライン学習の機会を今後も継続していく。	

事業名称	青少年健全育成事業				所管課	生涯学習課
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業コード	6100
政 策	05	未来を担う青少年の健全育成			事業期間	
施 策	03	青少年の健全育成のための活動の促進				
取 組	01	非行等の未然防止の推進				
予算科目	会計	01	款 10	項 04	目 03	事業 03
					根拠法令	古河市青少年センター設置規則、茨城県青少年の健全育成等に関する条例

実施経緯	青少年の健全育成に関し、関係機関及び団体とが連絡および協調するとともに、行政、家庭、職場、その他地域社会とが連携して一貫性のある有効かつ適切な活動を推進する必要がある。このため、古河市青少年センターを中心に、青少年の健全育成及び非行化の防止に努めることとなった。		決算額(千円)			
			令和2年度		令和3年度	
			3,244		3,143	
			対象	市内の青少年、古河市青少年相談員連絡協議会、市内青少年健全育成団体、子どもを守る110番の家、青少年の健全育成に協力する店		

手 段	令和3年度		指標名等	単位	当初目標値	実績値
	特別青少年相談員1名・青少年相談員142名の委嘱、古河市青少年相談員連絡協議会の運営・支援、電話相談及び環境浄化活動、青少年のための古河市民会議の運営、こどもまつり、青少年健全育成団体の支援、公用車3台(青少年センター車)の維持管理	活動 指標 (手段)		「青少年の健全育成に協力する店」A店舗数 コンビニ・ゲームセンターなど 青少年の利用の多い店舗数	軒	180.00
「子どもを守る110番の家」登録 数目標数 「子どもを守る110番の家」協 力目標家庭・店舗数				軒	3,000.00	2,763.00
青少年相談員パトロール回数  定期・特別街頭パトロール実施 回数(R3は事務局対応)				回	125.00	83.00

目 的	情報化社会の進展に伴う人間関係の希薄化や地域社会の連携感の欠如等、近年の社会情勢の変化に対応するため、青少年相談員による定期・特別街頭パトロールを実施することで、非行防止や青少年の健全育成につなげていく。 「青少年の健全育成に協力する店」、「子どもを守る110番の家」登録推進のほか、地域の協力による環境浄化活動を広げ、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりの輪を市内全域に広げていく。	指標名等	単位	当初目標値	実績値
		「青少年の健全育成に協力する店」A店舗登録率 A店舗登録数÷A店舗数×100	%	100.00	98.48
		「子どもを守る110番の家」登録 目標率 登録家庭・店舗数÷目標家庭・ 店舗数×100	%	100.00	92.10
		青少年相談電話相談件数  電話・FAX・メール相談件数	件	30.00	4.00

計画時 特記事項	令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、青少年相談員による街頭パトロールは自粛。活動指標の「青少年相談員パトロール回数」は、事務局(特別青少年相談員)によるパトロール回数を入力。	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うまん延防止等重点措置の発出により、イベントや見回り活動等の自粛を余儀なくされた。
-------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 「青少年の健全育成に協力する店」の登録は目標値に達しなかったが、店舗の閉店等もあるため店舗登録率の堅持を主眼においている。感染症の拡大に伴うイベント中止や自粛要請に従い、青少年相談員の定期・特別街頭パトロールもやむを得ず通年見送りとし、前年に引き続き事務局主体のパトロール、不審者情報に基づく巡回、健全育成協力店訪問(78店舗)を実施した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 「青少年の健全育成に協力する店」の登録率は高水準であり、青少年に有害な物販の管理等で安全性向上に寄与。「子どもを守る110番の家」については、学校やPTAの協力を得て子どもの登下校時の心理的な拠り所となっている。青少年相談についても例年と同様の体制で家庭相談を中心にメールや電話に対応、相談者の前向きな感想から家庭内等での課題解決の一助となっている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 近年の社会情勢の変化に対応した青少年相談員パトロール活動が必要となる。令和3年度においても感染症拡大に伴う経済活動の自粛が求められ、以前ほど街に人出はない。今後は状況が改善次第パトロールの再開時期を見極めつつ、活動における青少年相談員自らの健康保持と感染症予防も慎重に行う必要がある。 なお、あくまで自主活動の範囲となるが子どもの登下校見守りなどの地道な活動で地域と顔なじみになり相談員の存在感を高めていくことも重要である。
-------------------	---

事業名称	子ども夢交付金事業				所管課	生涯学習課		
章	03	【教育文化】人が育ち文化の息づく古河(まち)をつくる			事業1-ド	13842		
政 策	05	未来を担う青少年の健全育成			事業期間			
施 策	01	家庭・地域の教育力の育成						
取 組	02	地域教育力によるコミュニケーション能力の向上						
予算科目	会計	01	款 10	項 04	目 03	事業 07	根拠法令	古河市補助金等交付規則 古河市子ども夢交付金交付要綱

実施経緯	「古河市ふるさと振興基金」を活用し、次代を担う子どもたちのため、自由な発想に基づいて行う自主的かつ体験的な活動に対し「古河市子ども夢交付金」を創設し助成を行うこととなった。	決算額(千円)	
		令和2年度	令和3年度
		135	218
対象	市内に住所を有し、又は市内の学校に在学する満18歳以下の児童生徒10人以上を対象に市内で実施される体験活動等		

手 段	令和3年度 古河市子ども夢交付金の周知 申請受付・審査・交付事務 実績報告・精算事務	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			子ども夢交付金申請数			
			子ども夢交付金の申請件数	件	30.00	3.00
			子ども夢交付金周知活動			
			H P・広報・会議などでのP R 活動回数	回	3.00	2.00

目 的	子どもたちの感動を生み出すことにより夢と誇りを創出する諸活動を提案実施し、子どもたちの健全育成及び郷土愛の醸成を図る。団体活動を通し、コミュニケーション能力の向上や人間性豊かな子どもの育成に繋がる。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			子ども夢交付金交付事業数			
			子ども夢交付金の交付事業件数	件	30.00	3.00
			子ども夢交付金交付事業参加者数			
			子ども夢交付金交付事業参加者人数	人	1,800.00	618.00

計画時 特記事項	平成30年10月運用開始(担当課:企画課) 平成31年度(令和元年度)~(担当課:生涯学習課)	評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変化等)	令和元年度から生涯学習課が担当。 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うまん延防止等重点措置の発出により、活動や事業の自粛を余儀なくされた。
-------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) コロナ禍により申請数は3件で目標値を下回る結果となったが、地域団体の自主的な自然体験等諸活動に対して交付金を交付することで、参加した子どもたちの健全育成と郷土愛の醸成につながった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 申請を受けた団体においては、要綱に基づく財政支援を図ることで事業運営の一助となった。しかしながら助成団体の裾野が広がらなかったことは大きな反省点であり、年間予算を効率よく執行できるよう検討を進めていく必要がある。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 感染症の落ち着きに伴い徐々に活動が再開されることに備え、子ども会等対象となりうる団体への直接的な説明対応やH Pでの告知、チラシの作成配付など効果的な周知を行い同制度の浸透と利用の促進を図る。
-------------------	--

事業名称	介護保険特別事業（サービス事業費）					所管課	高齢介護課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業コード	13762
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実				事業期間	平成29年度～
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり					
取 組	01	介護予防・日常生活支援総合事業の推進					
予算科目	会計	08	款 03	項 01	目 01	事業 01	根拠法令 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、介護保険法

実施経緯	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、平成27年の介護保険法改正により「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設された。古河市では平成29年4月、訪問型サービス2事業、通所型サービス3事業からなる生活支援サービス事業をスタートさせた。		決算額（千円）				
			令和2年度		令和3年度		
			221,217		222,129		
			対象	◆市内在住の要支援1・2の認定を受けた方 ◆基本チェックリスト該当者（事業対象者）			

手 段	令和3年度		活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	被保険者証・負担割合証の送付事務 短期集中介護予防通所サービスの実施 負担割合証封入封緘処理事務 高額介護予防・生活支援サービス費負担金等の支給 介護予防サービス負担金の支払い事務 高額医療合算介護予防・生活支援サービス費負担金の支給			被保険者証・負担割合証の送付事務 延べ発送件数	件	120.00	78.00
				件			
目 的	生活支援サービス事業における各種サービスを類型化し、個々の要支援者等に必要なサービスを提供することで生活上の目標達成を目指し、自立支援、介護予防・重度化防止の推進を図る。		成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
				訪問型サービス利用者数 延べ利用回数	回	23,788.00	20,393.00
				通所型サービス利用者数 延べ利用回数	回	41,077.00	36,931.00

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 当該事業について、パンフレットの作成や広報掲載により、広く理解を求めるとともに、対象者に対して、新規及び更新の認定時に被保険者証の発行、新規及び年度切替え時に負担割合証の発行、並びに給付費通知を年2回送付する等、適正に実施した。また、対象者が当初の想定を下回るため、今後は活動指標の目標値を変更する。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業所の営業縮小や利用者の利用自粛等により、令和2年度に続いて当初の見込みよりも下回ったが、一時的な落ち込みが考えられるため、目標値は変更しないものとする。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 訪問型及び通所型サービスの利用実績等を把握したうえで、第8期介護保険事業計画の進捗管理を行いながら、第9期介護保険事業計画の策定の中で今後の検討を行い、適切なサービスの提供につなげていく必要がある。	

事業名称	介護保険特別事業（介護予防ケアマネジメント事業費）				所管課	高齢介護課		
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13759		
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間	平成29年度～		
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり						
取 組	01	介護予防・日常生活支援総合事業の推進						
予算科目	会計	08	款 03	項 01	目 02	事業 01	根拠法令	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、介護保険法

実施経緯	古河市では、平成29年度より総合事業を開始し、介護保険法における従来の介護予防支援によるケアマネジメントのプロセスに基づき、介護予防ケアマネジメントを実施している。	決算額（千円）	
		令和 2年度	令和 3年度
		21,564	22,279
		対象	市内在住の総合事業の事業対象者および要支援者（住所地特例対象者を含む）

手 段	令和 3年度		活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	総合事業に係るケアプラン作成 市内3ヶ所の地域包括支援センターで実施			介護予防ケアマネジメントケア プラン作成数(総和分)	件	1,300.00	1,217.00
		介護予防ケアマネジメントケア プラン作成数(古河分)	件	3,000.00	2,464.00		
		介護予防ケアマネジメントケア プラン作成数(三和分)	件	1,300.00	1,127.00		

目 的	高齢者自身が自立した日常生活を送ることができるために、適切なアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定しケアプランを作成する。 必要なサービスを主体的に選択し利用することで、目標の達成に取り組んでいける。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			要支援認定が維持・改善した人の割合 要支援認定が維持・改善した数 / 全利用者数（市全体）	%	70.00	66.74

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	
-------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 市内3か所に設置している地域包括支援センターが、総合事業の利用者に対し介護予防の視点に立ったケアマネジメントを適正に実施した。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 介護度の維持・改善について、新型コロナウイルスの影響等を受けたが、全体の約7割の方は維持・改善することができた。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 要支援・事業対象者に認定された方が本人の持っている力を生かし、状態の悪化を予防できるよう、引き続き適切なケアマネジメントを行えるよう支援していく。	

事業名称	介護保険特別事業（一般介護予防事業）				所管課	健康づくり課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業1-ド	13760
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間	平成29年度～
施 策	01	安心していきいきと暮らせる地域づくり				
取 組	01	介護予防・日常生活支援総合事業の推進				
予算科目	会計	08	款	項	目	事業
			03	02	01	01
						根拠法令
						介護保険法、介護保険施行令、古河市介護予防日常生活支援総合事業実施要綱、古河市一般介護予防事業実施要綱

実施経緯	平成17年度介護保険法の改正により地域支援事業が創設され、平成18年4月より地域支援事業による介護予防事業として実施。平成26年の介護保険法の改正により、市では平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業として実施できるように再編。		決算額（千円）			
			令和 2年度		令和 3年度	
			962		1,712	
			対象	市内に居住地を有する65歳以上の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施する。		

手 段	令和 3年度 介護予防の知識の普及啓発 介護予防ボランティア等の育成・支援 地域での住民主体の通いの場の活動支援 リハビリテーション専門職の派遣 介護予防事業で把握した高齢者の健康情報の活用	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			一般介護予防事業関連の住民主体の通いの場の参加参加実人数（シルバーリハビリ体操他）：1,436人（R元年度）	人	1,477.00	670.00
			介護予防ボランティア活動者			
			活動者数：149人（R元年度）	人	149.00	129.00
			リハビリテーション専門職派遣事業 R元年度実施回数：8回	回	10.00	0.00
目 的	高齢者が介護予防に関する知識を身につけることで要支援・要介護状態になることを予防する。また、市内各地で主体的に介護予防に関する取り組みが行われるように、高齢者の介護予防活動を支援・サポートするボランティアの育成・支援を行うとともに、リハビリテーション専門職を活かした自立支援の取り組みを推進し、生きがい・役割を持って生活できることを目的とする。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			一般介護予防事業関連の住民主体の通いの場の参加率 3.65%（R元年度） R元年4月1日現在：高齢者数39,259人	%	3.66	1.65
			介護予防ボランティア活動数			
			活動数：758回（R元年度）	回	770.00	285.00
			リハビリテーション専門職派遣事業参加人数 参加人数：240人（R元年度）	人	240.00	0.00

計画時 特記事項	介護予防教室卒業後、自主グループ活動を推進し住民主体の通いの場へとつなげていく。	評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業の休止期間が続き、計画通りに実施できなかった。
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 新型コロナウイルス感染症の影響により、住民主体の通いの場への参加実人数は当初の見込みより少ない状況となっている。要因として感染拡大防止のため教室の休止期間が長く続いたことや、実施方法を変更したことが影響していると考えられる。古河ケーブルテレビ等のメディアを活用したシルバーリハビリ体操の周知活動や介護予防教室等における市民への普及啓発、介護予防ボランティアの支援等を行うことができ、活動内容は妥当であった。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護予防事業の中止期間が続いたことで、ボランティア活動数は当初の目標値には届かなかったが、昨年度と比較し活動数は伸びている。感染予防対策についてボランティアにも十分理解していただき、安全に教室等を実施することができた。また、介護予防ボランティアへの支援として、講座を実施しスキルアップにつながっている。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 介護予防ボランティアの育成・支援を行い、シルバーリハビリ体操教室をはじめとする住民主体の通いの場での活動を支援する。介護予防の取組みを機能強化するために、自主化支援と合わせ、リハビリテーション専門職を活かした取り組みを行う。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を踏まえ、関係課と連携し介護予防教室や通いの場等において、フレイル状態の把握、フレイル予防の普及啓発を行う。	



事業名称	介護保険特別事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費）					所管課	高齢介護課
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる				事業1-D'	9010
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実				事業期間	
施 策	02	地域包括ケアシステムの推進					
取 組	01	地域包括支援センターの機能強化					
予算科目	会計	08	款 03	項 03	目 04	事業 01	根拠法令 介護保険法115条の45第2項 古河市地域包括支援センター運営事業実施要綱

実施経緯	当市では平成18年度より市直営の地域包括支援センターを設置し、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を実施。現在は、古河・総和・三和地区の3か所にセンターを設置しており、各々で当事業を実施している。 （総和地区：直営、古河・三和地区：委託）					決算額（千円）			
						令和 2年度		令和 3年度	
						1,086		1,758	
						対象	市内に居住する高齢者（概ね65歳以上） 市内及び近隣の居宅介護支援事業所の介護支援専門員。 民生委員や医療機関・施設の相談員など、高齢者を取り巻く関係者や専門職。		

手 段	令和 3年度		指標名等		単 位	当初目標値	実績値
	活動指標（手段）	内容	指標名等	単 位			
手 段	・主任介護支援専門員及び居宅介護支援事業所管理者向け研修（2回/年） ・地域のネットワークづくり ・介護支援専門員に対する相談業務 ・居宅介護支援事業所へ「お知らせ」の配信（毎月）	活動指標（手段）	介護支援専門員からの相談件数 （包括支援センターへの相談事例の内容を集計・整理分類）	件	250.00	151.00	
			主任介護支援専門員等向け研修会の開催回数	回	2.00	2.00	
			居宅介護支援事業所向け「お知らせ」配信回数	回	12.00	14.00	

目 的	高年齢を支える介護支援専門員の資質が向上し、また、関係者間の連携がスムーズになることで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるようになる。	成果指標（目的）	指標名等		単 位	当初目標値	実績値
			指標名等	単 位			
目 的		成果指標（目的）	介護支援専門員からの相談事案が解消した割合 （相談の最終数/相談件数（個別支援））	%	80.00	85.00	
			主任介護支援専門員等向け研修会の参加者数	人	90.00	90.00	

計画時特記事項	評価時特記事項 （評価時に必要な追加説明、環境変化等）
---------	--------------------------------

評価結果 （評価コメント）	手 段 （活動）	（活動内容は適正であったか） ・介護支援専門員からの相談件数は目標値を下回ったが、主任介護支援専門員の増加や、研修会や情報の周知により介護支援専門員のスキル向上が、実績値の減と推測される。 ・主任介護支援専門員等向けの研修会は計画どおり適正に実施した。 ・居宅介護支援事業所へのお知らせは、毎月及び随時発行し、目標値を上回る回数配信した。
	目 的 （成果）	（目的はどの程度達成されたか） 介護支援専門員からの相談事案が解消した割合は目標を上回り、介護支援専門員の円滑な業務実施を支援することが出来た。 主任介護支援専門員等向け研修会の参加者数は目標値を達成し、資質の向上につながった。

今後の対応 （改善・改革案）	（事業を改善・改革するための今後の対応はなにか） 介護支援専門員のスキルは向上しているが、家族の抱える問題はより複雑化してきているため、地域包括支援センター、主任介護支援専門員のケアマネジメントの資質向上を情報共有しながら支援していく。
-------------------	---

事業名称	介護保険特別事業（任意事業費）				所管課	高齢介護課	
章	02	【健康福祉】互いに支え合う古河(まち)をつくる			事業コード	9020	
政 策	02	いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実			事業期間		
施 策	02	地域包括ケアシステムの推進					
取 組	02	家族介護者への支援					
予算科目	会計	08	款 03	項 03	目 05	事業 01	根拠法令 古河市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業実施要綱、 古河市家族介護用品支給事業実施要綱等

実施経緯	平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、地域支援事業の1つとして任意事業が位置づけられており、古河市においても様々な福祉サービスを実施している。 事業の適正化を図るため、随時見直しを図り、現在に至っている。 「高齢者見守りサポート事業」については、一般会計で実施している「緊急通報装置設置事業」及び「愛の定期便事業」で行っている安否確認を、より強固にするため、24時間365日体制で実施できるように内容の見直しを図り、R3年度から「高齢者見守りサポート事業」として実施している。		決算額（千円）		
			令和 2年度		令和 3年度
			28,610		37,760
			対象	市内に居住する高齢者、及び要介護者を介護する家族等、各種事業の対象者	

手 段	令和 3年度		指標名等	単位	当初目標値	実績値
	家族介護用品支給事業の実施 給食サービス事業の実施 徘徊高齢者家族支援サービスの実施 高齢者見守りサポート事業の実施、等	活動 指標 (手段)	家族介護用品支給事業利用者数 (65歳以上で、要介護3以上の在宅高齢者を介護している家族)	人	710.00	550.00
給食サービス事業利用者数	人		310.00	398.00		
見守りサポート事業利用者	人		630.00	513.00		

目 的	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者及び要介護者を介護する人等に対し必要な支援を行う。 地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、家族介護支援事業をはじめとして、自立した日常生活の支援のため各種サービスを実施している。	指標名等	単位	当初目標値	実績値
		家族介護用品支給事業利用率 (利用者/要介護3以上の第1号被保険者)	%	36.00	26.90
		給食サービス（配食数）	食	28,500.00	37,784.00
		見守りサービス対応件数	件	69.00	47.00

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	
-------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 家族介護用品支給事業は、利用者宅に紙おむつ等の介護用品を配達するだけでなく、在宅確認をすることで適正な支給に繋がった。また、給食サービス事業利用者は高齢者の食の確保だけでなく、安否確認を行うことで利用者の生活の安定を図った。見守りサポート事業利用者は、家庭内の事故や急病等に対応する為、緊急通報装置の設置や24時間対応のコールセンターを整備することで見守り体制を強化することを適正に実施できた。
	目的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 家族介護用品支給事業の利用率は、制度改正による対象者の見直しがあり利用者数が当初見込みよりも下回ったことで利用率が低下したと考えられる。給食サービスは新型コロナウイルス感染拡大等の影響により利用者数が増加したことに伴い、配食数も増加した事で当初見込みを上回った。また、見守りサービス対応は、委託事業者のコールセンター対応により、緊急通報時の迅速な対応に繋がっている。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 家族介護用品支給事業は今後も国の制度改正に対応しつつ、介護者の身体的、経済的な負担軽減を支援していく。高齢者見守りサポート事業は、今後も高齢者の増加が想定される為、引き続き住み慣れた地域で安心した日常生活が送れるよう支援していくと共に、より多くの市民が利用できるよう更なる周知方法を検討していく。
-------------------	--

事業名称	古河駅東部土地区画整理事業					所管課	区画整理課
章	06	【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる				事業コード	10087
政 策	06	良好な市街地や集落地の整備				事業期間	平成 9年度～令和 7年度
施 策	01	市街地や集落地における都市基盤と住環境整備の推進					
取 組	01	市街地整備の計画的な推進					
予算科目	会計	10	款 01	項 01	目 01	事業 04	根拠法令 都市計画法、土地区画整理法等

実施経緯	古河駅東部地区は、既成市街地に挟まれ、公共施設等基盤整備の遅れが顕著であったことから、土地区画整理の手法を用いて整備を行うこととなり、平成9年3月に都市計画決定、平成10年3月土地区画整理事業認可を経て公共施設整備及び宅地造成工事を進めている。 ※使用収益開始とは宅地造成、公共施設等の整備完了に伴い、仮換地（保留地を含む）を使用することが可能になったもの					決算額（千円）			
						令和 2年度		令和 3年度	
						293,279		135,799	
						対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内宅地、農地等及び上水道施設</li> <li>地区住民、地権者</li> </ul>		

手 段	令和 3年度		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	各種設計・不動産鑑定の実施 造成工事(分別処理含む)の実施 宅地給水管工事の実施 101条補償等 保留地処分金基金の積立等 その他事務費等	活動 指標 (手段)	使用収益開始面積(単年度)				
	※当年度使用収益を開始した街区宅地面積の計		m <sup>2</sup>	7,226.26	2,818.47		
	使用収益開始面積(事業累計)		m <sup>2</sup>	131,736.24	125,803.31		

目 的	土地区画整理事業により宅地造成を行うことで、土地利用の増進を図り、健全な市街地を形成することを目的としている。また、都市基盤整備及び市街地整備を行い、都市拠点の形成と都市機能の向上を図る。		指標名等		単位	当初目標値	実績値
	目 的	成果 指標 (目的)	使用収益開始面積から見た進捗率				
使用収益開始面積(m <sup>2</sup> , 事業累計) / 地区内街区宅地面積(m <sup>2</sup> )			%	25.61	24.50		

計画時 特記事項		評 価 時 特記事項 (評価時に必要な 追加説明、環境変 化等)	
-------------	--	--	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 令和3年度は、不良土分別工事、造成工事を主に実施した。 造成工事A=8,690m <sup>2</sup> 、不良土分別工事V=8,600m <sup>3</sup>
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 成果指標の目標は達成されなかったが、予定していた造成工事及び不良土分別工事は、概ね達成できた。 今後は、分別した土砂等の搬出を進め、順次、使用収益を開始する。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 事業財源の確保が本事業の喫緊の課題である。そのため、元総合的文化施設建設予定地（駅東大街区）をはじめとする保留地処分の促進を図る。
-------------------	---

事業名称	古河駅東部街路事業					所管課	区画整理課
章	06	【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河(まち)をつくる				事業コード	12015
政 策	06	良好な市街地や集落地の整備				事業期間	平成 9年度～令和 7年度
施 策	01	市街地や集落地における都市基盤と住環境整備の推進					
取 組	01	市街地整備の計画的な推進					
予算科目	会計	10	款 01	項 01	目 02	事業 02	根拠法令 都市計画法、土地区画整理法等

実施経緯	古河駅東部地区は、既成市街地に挟まれ、公共施設等基盤整備の遅れが顕著であったことから、土地区画整理の手法を用いて整備を行うこととなり、平成9年3月都市計画決定、平成10年3月土地区画整理事業認可を経て、公共施設整備及び宅地造成工事を進めている。	決算額 (千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		1,014,138	609,857
		対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内公共施設(都市計画道路、区画道路、街区公園、調整池等)</li> <li>地区住民、地権者及び地区内公共施設利用者</li> </ul>

手 段	令和 3年度 各種設計・補償調査の実施 都計道・区画道路整備工事の実施 調整池・雨水排水施設整備工事の実施 建物等移転補償の実施 その他事務費等	活動 指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			供用開始面積(単年度) ※当年度供用を開始した公共用地面積の計 供用開始面積(事業累計)	㎡	882.00	248.00
				㎡	152,933.54	147,582.36

目 的	土地区画整理事業により都市計画道路をはじめとする公共施設の整備改善を行い、健全な市街地を形成することを目的としている。また、都市基盤整備及び市街地整備を行い、都市拠点の形成と都市機能の向上を図る。	成果 指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			供用開始面積から見た進捗率 供用開始面積(㎡, 事業累計) / 地区内公共用地面積(㎡)	%	45.90	44.30

計画時 特記事項		評価時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	
-------------	--	------------------------------------	--

評価結果 (評価 コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) 令和3年度は、道路整備工事、水路整備工事、調整池工事などを実施した。 道路整備工事L=1,713m、水路整備工事L=166m、調整池工事2箇所
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 成果指標の目標は達成されなかったが、予定していた道路や水路等の整備は概ね達成された。 今後、上下水道の整備、道路の舗装整備等を行い、順次供用を開始する。

今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) 本事業は、国県補助等を主な財源として、公共施設の整備改善を行うものであることから、引き続き国県補助等を最大限活用し、事業の積極的な推進を図る。
-------------------	---

事業名称	I T戦略プラン策定事業				所管課	I T戦略課
章	07	【行財政】古河(まち)づくりを支える行政経営			事業コード	14005
政 策	03	開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進			事業期間	令和 2年度～令和 3年度
施 策	03	スマート自治体の推進とセキュリティの強化				
取 組	01	スマート自治体の推進				
予算科目	会計	款	項	目	事業	根拠法令 デジタル手続法他

実施経緯	「古河市情報化推進計画」は平成21年1月に策定され、すでに12年が経過していた。市を取り巻く I T 環境やデジタル技術は策定当時とは大きく変化し、国でも令和3年9月にはデジタル庁が設置され、A I や R P A 等の I T 活用による行政サービスのデジタル化が強く求められてきた。特に新型コロナウイルス感染拡大に伴い、デジタル化の課題が露見されており、新たな生活様式に対応するためにも I T を活用した取組の重要性が増してきた。市においても令和3年度に I T 戦略課が設置されたことから、早急に必要な取り組みへの検討を加えた上で、古河市における今後の I T 戦略の指針として本計画を策定した。	決算額 (千円)	
		令和 2年度	令和 3年度
		0	0
対象	市民及び職員		

手 段	令和 3年度	活動指標 (手段)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
	I T 戦略プランの策定 (計画案の作成・審議・決定、計画の公表等)		計画策定に係る会議等開催数	回	5.00	10.00
			計画内容の周知方法 (機会)	件	5.00	5.00
目 的	第2次総合計画第Ⅱ期基本計画で掲げる「スマート自治体」の実現に向けて、アクションプラン21に基づく分野別実行計画の位置づけとする。また国(総務省)で策定された「自治体D X推進計画」の内容に対応するものとする。市の情報施策についての現況課題や今後のニーズを整理し、具体的な方針や目標・取り組み・進捗管理方法等を示し、市における今後の I T 推進に向けたロードマップ的な役割を果たすものである。	成果指標 (目的)	指標名等	単位	当初目標値	実績値
			国の自治体D X推進計画に基づく重点取組事項の反映件数	件	6.00	6.00
			パブリックコメントの計画反映件数	件	0.00	33.00

計 画 時 特記事項	○他市策定状況 さいたま市、大阪市、仙台市等、多数策定済み 県内でもつくば市や笠間市等で策定している状況である	評 価 時 特記事項 (評価時に必要な追加説明、環境変化等)	令和3年度「ゼロ予算事業」として実施。成果指標を事業の目的や活動指標に合わせて修正した。なお、当初の成果指標については、今後進捗管理をしていく上で、考慮する。
------------	---	--------------------------------	---

評価結果 (評価コメント)	手 段 (活動)	(活動内容は適正であったか) ゼロ予算事業として、見やすく実効性を重視した計画となるよう工夫をしながら策定を進めた。コンサル的な役割を総務省主管の地域情報化アドバイザーや I T 関連に携わる地元企業等に依頼し協力を得ることができた。また、現状課題やニーズ、今後の対応について市民との共有を図るため、策定プロセスの中で市民参画として市民アンケートやパブリックコメントを実施し、その結果について計画の内容に反映させている。
	目 的 (成果)	(目的はどの程度達成されたか) 本計画では「目指す姿」を「D X で変わる、つながる、みんなの古河市」とし、2つの I T 戦略ビジョンを定め、その実現に向けて4つの重点施策を置いて、今後5年間で全庁的に40の取組を設定した。各取組にはK P I を設定し適切に進捗管理を行う。SDGsの視点を考慮し、そのゴールを重点施策ごとに関連付けている。
今後の対応 (改善・改革案)	(事業を改善・改革するための今後の対応はなにか) プランに掲げた40の取組内容については、スケジュールに基づき適切に事業実施できるよう進捗管理をしていく。また、国の重点取組事項についても、設定された目標に間に合わせられるよう、事業を遂行する。情報化推進委員会において、前年度の取組内容について進捗状況を確認するとともに、適宜プランの見直しをしていく。	